

令和元年定例会

環境生活農林水産常任委員会説明資料

◎ 所管事項説明

1	『令和元年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見への回答について	1
2	みえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称）中間案について	2
3	2019（令和元）年度版 第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン年次報告書について	5
4	第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン素案について	9
5	三重県男女共同参画年次報告書について	12
6	三重県多文化共生社会づくり指針の改定に向けた基本的な考え方について	18
7	安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム第2弾中間案について	21
8	三重県犯罪被害者等支援推進計画（仮称）中間案について	25
9	三重県飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす年次報告書について	29
10	三重県消費者施策基本指針骨子案について	32
11	三重県環境基本計画中間案について	34
12	三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（仮称）について	39
13	三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正のあり方について（中間案）	78
14	RDF焼却・発電事業について	82
15	指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について	84
16	文化交流ゾーンを構成する県立文化施設に係る指定管理候補者の選定過程の状況について	105
17	各種審議会等の審議状況について	110

別冊1 みえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称）[中間案]（環境生活部関係抜粋分）

別冊2 2019（令和元）年度版 第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン年次報告書

別冊3 第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン（素案）

別冊4 安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム第2弾（中間案）

別冊5 三重県犯罪被害者等支援推進計画（仮称）中間案

別冊6 三重県消費者施策基本指針（骨子案）

別冊7 三重県環境基本計画（中間案）

別冊8 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（仮称）のあり方（最終案）

別冊9 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正のあり方について（中間案）

令和元年10月7日

環境生活部

1 「『令和元年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

【環境生活農林水産常任委員会】

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	担当部局の答弁
142	交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり	環境生活部	<p>県民指標の交通事故死者数について、実績値が横ばいであるのに、目標値を「第10次三重県交通安全計画」の目標値と合わせて毎年引き上げているため、実績値と目標値が乖離している。令和2年度以降は目標設定を見直されたい。</p>	<p>交通事故死者数の目標値については、国の交通安全計画よりも挑戦的な数値設定をしていましたが、目標未達という結果になっています。 次期計画の策定にあたっては、これまでの国・県の実績等をふまえた目標となるよう検討していきます。</p>
			<p>摩耗した黄色のセンターラインについて、一部塗り替えがなされたものの、三重県全体で必要とされている距離には及んでいないため、今後も取組を進められたい。</p>	<p>黄色のセンターラインを含めた標示の塗り替えなどについては、引き続き、必要な予算を確保し、安全で安心な交通環境の整備に努めていきます。</p>
213	多文化共生社会づくり	環境生活部	<p>外国人児童等に対するプレスクールについて、支援の財源として子ども基金や企業からの寄附金募集について検討されたい。</p>	<p>日本語学習の推進に係る財源確保については、企業からの寄附金も含め、さまざまな手法について検討を進める必要があると考えます。 先行する愛知県の事例等について研究するとともに、国において、日本語学習支援の方策を充実するよう働きかけていきます。</p>

2 みえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称）中間案について

◎環境生活部所管施策について

環境生活部の所管施策は、次表のとおり9施策です。

なお、第二次行動計画との比較は別紙に、施策の詳細は別冊1「みえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称）[中間案]（環境生活部関係抜粋分）」にまとめました。

	政策	施策	別冊1 の頁
I 「守る」	4 暮らしの安全を守る	142 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり	4
		143 消費生活の安全の確保	6
	5 環境を守る	151 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり	8
		152 廃棄物総合対策の推進	10
		154 生活環境保全の確保	12
II 「創る」	1 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進	211 人権が尊重される社会づくり	14
		212 あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進	16
		213 多文化共生社会づくり	18
	2 学びの充実	227 文化と生涯学習の振興	20

参考資料：第二次行動計画との比較

別紙

【第二次行動計画】

主担当施策計 10 主担当基本事業計 30

I 「守る」		
4 暮らしの安全を守る	142 交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり	14201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進
		14202 飲酒運転0(ゼロ)をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進
		14203 安全で快適な交通環境の整備
		14204 交通秩序の維持
	143 消費生活の安全の確保	14301 自主的かつ合理的な消費活動への支援
		14302 消費者被害の救済、適正な取引の確保
5 環境を守る	151 地球温暖化対策の推進	15101 温室効果ガス排出削減の取組推進
		15102 電気自動車等を活用した温暖化対策の推進
		15103 地球温暖化対策の普及啓発の推進
		15104 環境教育の推進
	152 廃棄物総合対策の推進	15201 ごみゼロ社会の実現
		15202 産業廃棄物の3Rの推進
		15203 廃棄物処理の安全・安心の確保
		15204 不適正処理の是正措置の推進
	154 大気・水環境の保全	15401 大気・水環境への負荷の削減
		15402 自動車環境対策の推進
		15403 生活排水対策の推進
		15404 伊勢湾の再生に向けた取組の推進
15405 環境保全のための調査研究成果の還元		

【第三次行動計画(仮称)中間案】

主担当施策計 9 主担当基本事業計 28

I 「守る」		
4 暮らしの安全を守る	142 交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり	1 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた教育・啓発の推進
		2 飲酒運転0(ゼロ)をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進
		3 安全で快適な交通環境の整備
		4 交通秩序の維持
	143 消費生活の安全の確保	1 自主的かつ合理的な消費活動への支援
		2 消費者被害の救済、適正な取引の確保
5 環境を守る	151 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり	1 持続可能な社会を実現するための基盤づくり
		2 地球温暖化対策の推進
	152 廃棄物総合対策の推進	1 ごみゼロ社会の実現
		2 産業廃棄物の3Rの推進
		3 廃棄物処理の安全・安心の確保
		4 不適正処理の是正措置の推進
		5 プラスチック等資源のスマートな利用の推進
	154 生活環境保全の確保	1 大気環境の保全
		2 水環境の保全
		3 伊勢湾の再生
4 土壌・土砂等の対策の推進		

II 「創る」			
1 人権の尊重と多様性を認め合う社会	211 人権が尊重される社会づくり	21101 人権が尊重されるまちづくりの推進	
		21102 人権啓発の推進	
		21103 人権教育の推進	
		21104 人権擁護の推進	
	212 あらゆる分野における女性活躍の推進	21201 政策・方針決定過程への女性の参画	
		21202 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	
		21203 職業生活等における女性活躍の推進	
		21204 性別に基づく暴力等への取組	
	213 多文化共生社会づくり	21301 多文化共生に向けた学習機会等の提供と外国人住民等の生活への支援	
		21302 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援	
	2 学びの充実	228 文化と生涯学習の振興	22801 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実
			22802 文化財の保存・継承・活用
			22803 学びとその成果を生かす場の充実
22804 社会教育の推進と地域の教育力の向上			
5 地域の活力の向上	255 協創のネットワークづくり	25501 県民の社会参画の促進	
		25502 若者の地域活動への参画促進	

※下線は、環境生活部主担当の施策に位置づけている、他部局の基本事業

※他部局が主担当である施策(一部の基本事業が環境生活部主担当)

I-1 防災・減災	111 災害から地域を守る人づくり(防災対策部)	11103 災害ボランティアの活動環境の充実
II-2 学びの充実	226 地域に開かれ信頼される学校づくり(教育委員会)	22604 私学教育の振興

II 「創る」		
1 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進	211 人権が尊重される社会づくり	1 人権が尊重されるまちづくりと人権啓発の推進
		2 人権教育の推進
		3 人権擁護の推進
	212 あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進	1 男女共同参画の推進
		2 職業生活における女性活躍の推進
		3 ダイバーシティ推進の気運醸成
	213 多文化共生社会づくり	1 多文化共生に向けた外国人住民の生活支援
		2 外国人住民に対する学習機会の提供
		3 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援
	2 学びの充実	227 文化と生涯学習の振興
2 文化財の保存・継承・活用		
3 学びとその成果を生かす場の充実		
4 社会教育の推進と地域の教育力の向上		

※下線は、環境生活部主担当の施策に位置づけている、他部局の基本事業

※他部局が主担当である施策(一部の基本事業が環境生活部主担当)

I-1 防災・減災、国土強靱化	111 災害から地域を守る自助・共助の推進(防災対策部)	4 災害ボランティアの活動環境の充実・強化
I-4 暮らしの安全を守る	141 犯罪に強いまちづくり(警察本部)	4 犯罪被害者等支援の充実
II-2 学びの充実	225 地域との協働と信頼される学校づくり(教育委員会)	4 私学教育の振興
施策の推進を支えるために	行政運営「みえ県民ビジョン」の推進(戦略企画部)	3 県民の社会参画の促進

3 2019（令和元）年度版 第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン 年次報告書について

「三重県人権施策基本方針（平成27年12月第二次改定）」に基づき、「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン（平成28年3月策定。計画期間：平成28年度～令和元年度）」（以下「第三次行動プラン」という。）に掲げる各施策の進捗状況等について、年次報告書として取りまとめました。

1 年次報告書の主な構成

年次報告書は、第三次行動プランの4つの施策分野に位置づけられた人権施策ごとに、次の項目により構成しています。

- (1) データからみた状況
- (2) 県の主な取組状況（平成30年度の実績、成果と課題）
- (3) 県以外のさまざまな主体による取組状況
- (4) 今後の取組方向（令和元年度以降）

2 年次報告書の概要

(1) 各施策体系における主な取組状況等

①人権が尊重されるまちづくりのための施策

人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいるさまざまな主体の実践例を把握するため、県内の企業、住民組織、団体等を対象に調査を実施しました。団体等の実践例については、県ホームページ等から情報発信を行うとともに、地域での取組を促進するため、研修会等への講師派遣による支援に取り組みました。

また、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、多様な人びとが参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けて、平成29年度に策定した「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」に基づき、その考え方の浸透を図るため、ワークショップの開催などの取組を行いました。

【課題】人権が尊重される社会を実現するためには、県民の一人ひとりが人権についての理解と知識を深め、地域におけるさまざまな活動が人権尊重の視点に立って行われることが必要です。

②人権意識の高揚のための施策

効果的な啓発活動を推進するため、広報媒体を活用した感性に訴える啓発や、スポーツ組織との連携による取組等、さまざまな手法を活用して啓発を行いました。

また、学校教育における人権教育を推進するため、市町等教育委員会や学校を訪問し、県内の公立小中学校等や県立学校で人権教育カリキュラムが作成・活用されるよう助言等を実施しました。

【課題】人権啓発の推進については、今後も時代のニーズや関心の高まりを敏感にとらえると同時に、地域の実情や対象者に応じて、啓発の機会を提供していくことが必要です。また、人権教育については、学校の教育全体を通じて児童生徒の発達段階に応じた教育を推進する必要があります。

③人権擁護と救済のための施策

さまざまな悩み等を抱える相談者や被害者を支援するため、県人権センターをはじめ、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」や、県男女共同参画センター「フレンテみえ」等の公的機関において、相談窓口を設置し、電話や面接による相談対応を行いました。また、各種相談事業に従事する相談員等を対象に、専門知識の習得や資質向上を図るための研修会等を開催しました。

【課題】相談業務に携わる職員が多様化・複雑化する人権相談に的確に対応することができるよう、必要な知識やスキルの習得を支援するとともに、相談機関等の連携を強化していくことが必要です。

④人権課題のための施策

人権の課題解決に向けて、以下の取組を進めました。

- ・「部落差別解消推進法」に係る取組として、同和問題の解決に向けた正しい理解を広めるため、「部落差別解消推進法」をテーマにした県民人権講座を行うとともに、啓発リーフレット、啓発ポスター等を市町や関係機関等に配付しました。また、県内の企業・事業所等を対象とした人権講演会「企業と人権を考える集い」や「人権啓発懇話会総会講演会」を開催し、人権意識の高揚に向けた啓発を促進しました。
- ・教育的に不利な環境のもとにある子どもの自尊感情や学習意欲の向上を図るため、学校・家庭・地域が連携し、学習支援や体験活動を実施しました。また、「三重県子どもの貧困対策推進会議」の取組として、行政や子どもの貧困対策に取り組む団体等を対象に講演会や意見交換を実施しました。
- ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、地域リーダー養成講座や男性を対象とした講座等を開催し、啓発活動を推進するとともに、企業や学生・生徒等を対象にセミナーや出前講座を開催し、生涯を通じた男女共同参画意識を高めるための教育・学習の機会を提供しました。
- ・「みえ障がい者共生社会づくりプラン」（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）に基づく障がい者福祉施策の取組や、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」および「障害者差別解消法」に関する取組として、相談窓口の設置や「三重県障がい者差別解消支援協議会」を開催するとともに、「こころのバリアフリー推進イベント」の開催など、さまざまな機会をとらえた普及啓発を実施しました。また、県民や企業の障がい者雇用への理解を深めるため、講座の開催や「三重県障がい者雇用推進協議会」における情報交換、農林水産業への就労機会の新たな場づくりを行うなど、障がい者の就労への環境づくりを推進しました。
- ・「みえ高齢者元気・かがやきプラン（第7期三重県介護保険事業支援計画・第8次三重県高齢者福祉計画）」（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を実施しました。また、介護保険を利用する低所得者の利用者負担を軽減することにより介護サービスを利用することができるよう、ホームヘルプサービス、通所介護サービス等の利用者負担の軽減を行う社会福祉法人を支援しました。

- ・「三重県多文化共生社会づくり指針」に基づき、外国人住民の社会参画を促進するため、有識者、NPO等の団体、外国人住民、市町等で構成する「三重県多文化共生推進会議」を開催し、多文化共生社会づくりに向けた取組の成果を検証しました。外国人労働者の大量離職など、地域における外国人労働者の雇用等に関する諸課題について、国と県が連携し、情報共有および課題解決の方策検討を行い、必要な対策を講じていくことを目的に、国・県による連絡会議を新たに設置しました。また、「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨を周知する啓発パンフレット、ポスターを作成し、関係機関等に配付するとともに、講座等を開催し、啓発に努めました。
- ・犯罪被害者およびその家族の人権問題について、県民の理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支える気運を高めるため、「命の大切さを学ぶ教室」や「犯罪被害者支援を考える集い」等を開催するとともに、警察本部、「みえ犯罪被害者総合支援センター」および「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」などさまざまな機関において、犯罪被害者等の支援を実施しました。カウンセリングの資格を有する職員による精神的支援を行うとともに、カウンセリング費用の公費負担の制度を周知しました。また、被害の早期回復・軽減および生活の再建に対する支援を行うとともに犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため「三重県犯罪被害者等支援条例」を制定しました。
- ・インターネット上の差別的な表現の書き込みに対応するモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めるとともに、人権侵害に関わる書き込みについては、津地方法務局に通報するなどして、削除に向けた取組を実施しました。
- ・性的マイノリティの人びとの人権課題について、パネル展示のほか、啓発セミナーで取り上げるなど、理解を深めるための取組や県職員向けガイドラインを策定し、職員研修等を実施しました。

【課題】近年の社会の急激な変化の中で、県民の皆さんが人権について正しい認識を持ち、それらの認識が日常生活の中での態度面、行動面等に根づくことにより、人権が尊重される社会が実現されるよう、国や市町、さまざまな主体との連携、協力による取組を推進していくことが必要です。

(2) 今後の主な取組方向（令和元年度以降）

①人権が尊重されるまちづくりのための施策

地域におけるさまざまな活動が人権尊重の視点に立って行われるよう、講師派遣や学習事例集を活用した学習支援に取り組みます。また、実践例を積極的にPRしていくことにより、人権が尊重されるまちづくりに取り組む団体等の拡大をめざすとともに、ダイバーシティ社会の実現に向け、取り組みます。

②人権意識の高揚のための施策

平成28年度に人権に関する個別法が相次いで制定されたこと等もふまえながら、国や市町をはじめ、さまざまな主体と連携し、より多くの県民に啓発の機会を提供できるよう取り組みます。また、人権についての理解と認識を深め、人権尊重の意識と実践行動につながる意欲等を育てるため、人権教育カリキュラムの作成・活用に取り組みます。

③人権擁護と救済のための施策

多様化・複雑化する相談内容に的確に対応することができるよう、相談員等を対象とする研修会等を開催し、資質向上を支援するとともに、相談機関等相互の連携強化を推進します。

④人権課題のための施策

社会・経済状況の変化に伴って、人びとの意識も変化し、人権課題も多様化・複雑化していることから、国や市町、関係機関等とも連携し、課題の把握に努めるとともに、さまざまな人権に関わる課題を解決していくため、第三次行動プランに基づき人権施策の着実な推進に努めていきます。

3 今後の予定等

年次報告書は、県のホームページにおいて公表するとともに、冊子を市町や国等関係機関に配付し、情報共有を図ります。

これらの取組の成果と課題をふまえ、市町等をはじめ、県民、NPO・団体、企業等さまざまな主体と連携、協力しながら、人権が尊重される社会の実現に向けて、人権教育・啓発をはじめとする取組を推進します。

4 第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン素案について

1 概要

(1) 策定の経緯

「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づく「三重県人権施策基本方針（第二次改定）（以下「基本方針」という。）」（2016（平成28）年度～2025（令和7）年度）に沿って「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン（以下「第三次行動プラン」という。）」を策定し、人権施策の推進に取り組んできました。

第三次行動プランの計画期間が2019（令和元）年度末で終期を迎えることから、「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン（以下「第四次行動プラン」という。）」を策定します。

(2) 計画の期間

2020（令和2）年度から2023（令和5）年度までの4年間

(3) 基本方針における基本理念

差別のない、人権が尊重される、明るい住みよい社会をめざし、

- ・ 公平な機会が保障され、自立した生活が確保される社会の実現
- ・ さまざまな文化や多様性を認めあい、個人が尊重される共生社会の実現に向けて、さまざまな主体と行政が一体となって取り組みます。

(4) 第四次行動プランの策定方針

- ① 基本理念を実現するための具体的な取組内容を示し、人権施策を総合的に推進します。
- ② 第三次行動プラン策定後の4年間における人権を取り巻く社会状況の変化やこれまでの取組の成果と課題等をふまえるとともに、現在、策定中の「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）」との整合を図ります。
- ③ 4つの施策分野で人権施策を推進します。（別紙参照）
 - ・ 人権が尊重されるまちづくりのための施策
 - ・ 人権意識の高揚のための施策
 - ・ 人権擁護と救済のための施策
 - ・ 人権課題のための施策
- ④ 第四次行動プランの基本的な視点～基本方針に掲げる3つの視点
 - ・ 当事者への理解
 - ・ パートナーシップ
 - ・ 適切な公的支援
- ⑤ 計画の推進にあたっては、数値目標を掲げて進捗管理を行います。

(5) 主な策定ポイント（人権を取り巻く社会状況の変化等）

①三重の強みである『多様性』『包容力』を生かす

性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、誰もが希望をもって、挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現や「誰一人取り残さない」というSDGsの理念をふまえ、多様性を認め合い、包容力のある持続可能な社会の実現をめざします。

②差別解消3法をふまえた取組

2016（平成28）年施行の「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」の趣旨をふまえ、差別のない人権が尊重される社会の実現をめざした取組を進めます。

③人権問題に関する最新の県民意識調査を反映

今年度実施の「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果を、今後の人権施策に反映します。

2 今後のスケジュール（案）

10月～1月	人権問題に関する三重県民意識調査（集計・分析）
11月～12月	三重県人権施策審議会委員への中間案に対する意見聴取 県民意識調査の結果と「みえ県民カビジョン・第三次行動計画 （仮称）」に合わせた目標項目、目標値について中間案で記載
12月	環境生活農林水産常任委員会（中間案の説明）
12月～1月	パブリックコメントの実施
2月	三重県人権施策審議会（最終案の審議）
3月	環境生活農林水産常任委員会（最終案の説明） 第四次行動プラン策定・公表

第四次人権が尊重される三重をつくる行動プランの構成

第1章 基本的な考え方

1. 策定の経緯
2. 計画の期間
3. 「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」の基本理念
4. 第四次行動プランの取組方向
5. 第四次行動プランの基本的な視点

第2章 施策分野別の取組方向

- (1) 施策分野1 人権が尊重されるまちづくりのための施策
 - 人権施策101 人権が尊重されるまちづくり
- (2) 施策分野2 人権意識の高揚のための施策
 - 人権施策201 人権啓発の推進
 - 人権施策202 人権教育の推進
- (3) 施策分野3 人権擁護と救済のための施策
 - 人権施策301 相談体制の充実
 - 人権施策302 さまざまな人権侵害への対応
- (4) 施策分野4 人権課題のための施策
 - 人権施策401 同和問題
 - 人権施策402 子ども
 - 人権施策403 女性
 - 人権施策404 障がい者
 - 人権施策405 高齢者
 - 人権施策406 外国人
 - 人権施策407 患者等（患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者等）
 - 人権施策408 犯罪被害者等
 - 人権施策409 インターネットによる人権侵害
 - 人権施策410 さまざまな人権課題
 - アイヌの人びと
 - 刑を終えた人・保護観察中の人等
 - 災害と人権
 - 性的指向・性自認に関する人権※（性的マイノリティの人びと）
 - 貧困等に係る人権課題
 - ホームレス
 - 北朝鮮当局による拉致問題等 等

第3章 計画の推進

1. 人権尊重の視点に立った行政の推進
2. 計画の推進と進捗管理

※社会状況等の変化に伴い、基本方針のさまざまな人権課題「性的マイノリティの人びと」について「性的指向・性自認に関する人権」と表現しています。

5 三重県男女共同参画年次報告書について

三重県男女共同参画推進条例（平成13年1月施行）第12条の規定に基づき、「第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）（計画期間：平成29年度～令和2年度）」の施策の平成30年度実施状況について、年次報告書として取りまとめました。

1 年次報告書の構成

年次報告書は、次の項目により構成しています。

- (1) 県の自己評価（令和元年版成果レポートのうち施策212）
- (2) 県の男女共同参画推進の体系
- (3) 三重県における男女共同参画の現状
- (4) 第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）に基づく平成30〔2018〕年度事業実施概要
- (5) 資料（目標値、参考データ、県内外の主な動き等）

2 主な取組状況等

I 職業生活における女性活躍の推進

○雇用等における女性活躍の推進

- ・平成30年10月に開催した「みえの輝く女子フォーラム2018」において、働く女性の挑戦を称える「チャレンジャーズ・アワード2018」を実施し、新たに10名のロールモデルを創出するとともに、累計30名となったロールモデルについて、WEBやメディアを通じた情報発信や、県内各地でのロールモデルカフェの開催による浸透に取り組みました。
- ・「女性の活躍推進三重県会議」の会員数は434団体、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画等の累計策定団体数は524団体となり（いずれも平成30年度末）、気運醸成は高まりを見せています。
- ・雇用経済部所管の「三重県内事業所労働条件等実態調査」では、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所割合、多様な就労形態を導入している事業所割合、女性が長く働ける環境づくりに取り組む意向を持つ事業所割合のいずれも、年々増加の傾向にあります。

【課題】女性活躍推進法の理念である、自らの意思によって働き、または働こうとする女性が、その思いを叶えることができる社会の実現に向け、長時間労働を前提とした働き方の改革や女性の職域拡大、男性の育児参画等をさらに推進していくことが必要です。

Ⅱ 男女共同参画を推進するための基盤の整備

○政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

- ・県と市町の審議会等における女性委員の割合は、平成29年度の27.3%（県31.4%、市町26.7%）に対して、平成30年度は27.5%（県32.1%、市町26.8%）と0.2ポイント増加しました。
- ・県の審議会等において、女性委員の割合が委員総数の40%以上60%以下となる構成をめざし、「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、各部局へ働きかけを行いました。

【課題】特に女性の割合が低い分野において、人材の育成・発掘に一層力を入れて取り組むとともに、女性の意見を反映していく必要性を社会全体で共有できるよう、啓発等を推進していくことが必要です。

○男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

- ・平成30年度の県e-モニター調査では、「男は仕事、女は家庭」の考えに賛成する割合は前年度比0.4ポイント減の29.4%と、性別による固定的役割分担意識は改善されてきています。しかしながら、社会において男性が優遇されていると感じる割合は前年度比6.6ポイント増の62.7%と、男性の優遇感が根強く残る状況です。
- ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、職員が団体等に出向いて講演する「フレンテトーク」（年136回）を行うとともに、市町と連携し、県内各地で「三重県内男女共同参画連携映画祭2018」（18回）を開催し、啓発に取り組みました。

【課題】固定的役割分担意識の解消や、男女共同参画意識の一層の普及・啓発をめざし、引き続き、市町や関係団体、企業等と連携し、取組を進めていく必要があります。

Ⅲ 男女が安心して暮らせる環境の実現

○家庭・地域における男女共同参画の推進

- ・県内における女性自治会長の割合は、平成29年度は前年度比0.6ポイント増の4.3%、平成30年度は前年度比0.2ポイント増の4.5%となり、低い水準ではあるものの、緩やかに増え続けています。
- ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男性の男女共同参画についての理解を促す講座や、地域での活動を通じて女性の社会参画や意思決定の場への参画を促すエンパワーメント講座を開催し、家庭・地域での行動変容に取り組みました。

【課題】人口減少や高齢化が加速する中で、地域の活力を維持するためには、多様な地域課題に対して、男女が共に対等な立場で参画していくことが求められるため、男女の特性をふまえ、双方へ効果的な働きかけを行っていく必要があります。

○男女共同参画を阻害する暴力等への取組

- ・県内におけるDV相談件数は、平成30年度は1,846件と、3年続けて減少しており、平成24年度以降は1,800～2,000件台で推移しています。県の「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」（平成27年度）では、DVの被害を受けた時に「相談・連絡するつもりがなかった、しなかった」の割合が54.2%と最も高くなっています。
- ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に街頭啓発（28か所）を実施するとともに、「女性に対する暴力防止セミナー」を開催しました。また、女性への暴力防止のシンボルカラーを用いた「パープル・ライトアップ」運動（内閣府提唱）を県総合文化センターの協力のもと実施するとともに、県内23市町においてもパネル展示などの連携事業に取り組みました。

【課題】 暴力を容認しない社会づくりに向けた啓発に取り組むとともに、DV等の被害が潜在化することのないよう、関係機関と連携しながら、相談窓口の周知等を引き続き進める必要があります。

3 今後の主な取組方向（令和元年度以降）

I 職業生活における女性活躍の推進

- ・企業や団体等に「女性の大活躍推進三重県会議」への加入の働きかけを継続するとともに、新たな取組として、政策・方針決定過程への女性の参画を促すため、リーダー層で活躍する女性人材の育成支援に取り組みます。また、UN Women（国連女性機関）と連携し、ジェンダー平等の実現に向けたトップおよび男性の行動改革にも取り組みます。

II 男女共同参画を推進するための基盤の整備

- ・県の審議会等における男女の委員構成がより均衡のとれたものとなるよう、女性の割合が低い分野や委員の改選を迎える審議会等について、女性人材に関する情報を積極的に伝達し協議するなど、女性委員の選任を働きかけていきます。また、市町に対しては、男女の委員構成に配慮する県の取組について情報提供を行うなど、市町の審議会等における女性委員の選任がより進むよう働きかけを行います。なお、女性活躍のロールモデル30名の情報についても、今年度より県のホームページで「見える化」を行っており、各部局や市町での活用を促しています。
- ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、県民のニーズに合わせた講座の実施やフレンテトークを継続し、市町等とも緊密に協力しながら、より効果的な意識啓発を推進していきます。

Ⅲ 男女が安心して暮らせる環境の実現

- ・ 県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男性の家庭・地域・職場での実践につながる講座や、女性の社会参画や意思決定の場への参画を促すエンパワーメント講座を開催し、家庭や地域での行動変容に引き続き取り組みます。
- ・ DV等の暴力を許さない意識の醸成に向けて、警察、市町、関係機関・団体等と連携し街頭啓発等を継続して実施するとともに、相談窓口の周知・広報に取り組みます。さらに、性犯罪・性暴力被害者が安心して相談や必要な支援を受けることができるよう、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の一層の周知を図るとともに、関係機関との連携をさらに進めていきます。

第二期実施計画（改訂版）における基本施策の指標一覧

I 職業生活における女性活躍の推進

I-I 雇用等における女性活躍の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（令和2年度）
◎「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等の策定団体数（累計）	（平成30年度） 524団体	500団体

I-II 農林水産業、商工業等に係る自営業における女性活躍の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（令和2年度）
女性委員が任命されている農業委員会の割合	（平成30年度） 79.3%	100%

I-III 仕事と子育て等の両立できる環境整備の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（令和2年度）
◎保育所の待機児童数	（平成30年度） 80人	0人

II 男女共同参画を推進するための基盤の整備

II-I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（令和2年度）
◎県・市町の審議会等における女性委員の割合	（平成30年度） 27.5%	30.0%

II-II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（令和2年度）
◎あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じる県民の割合	（平成30年度） 39.6%	49.4%

III 男女が安心して暮らせる環境の実現

III-I 家庭・地域における男女共同参画の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（令和2年度）
自治会長の女性割合	（平成30年度） 4.5%	5.2%

III-II 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

基本施策の指標	現状値	目標値（令和2年度）
◎健康寿命	（平成29年） 男性 78.5歳 女性 80.9歳	（令和元年） 男性 78.6歳 女性 81.1歳

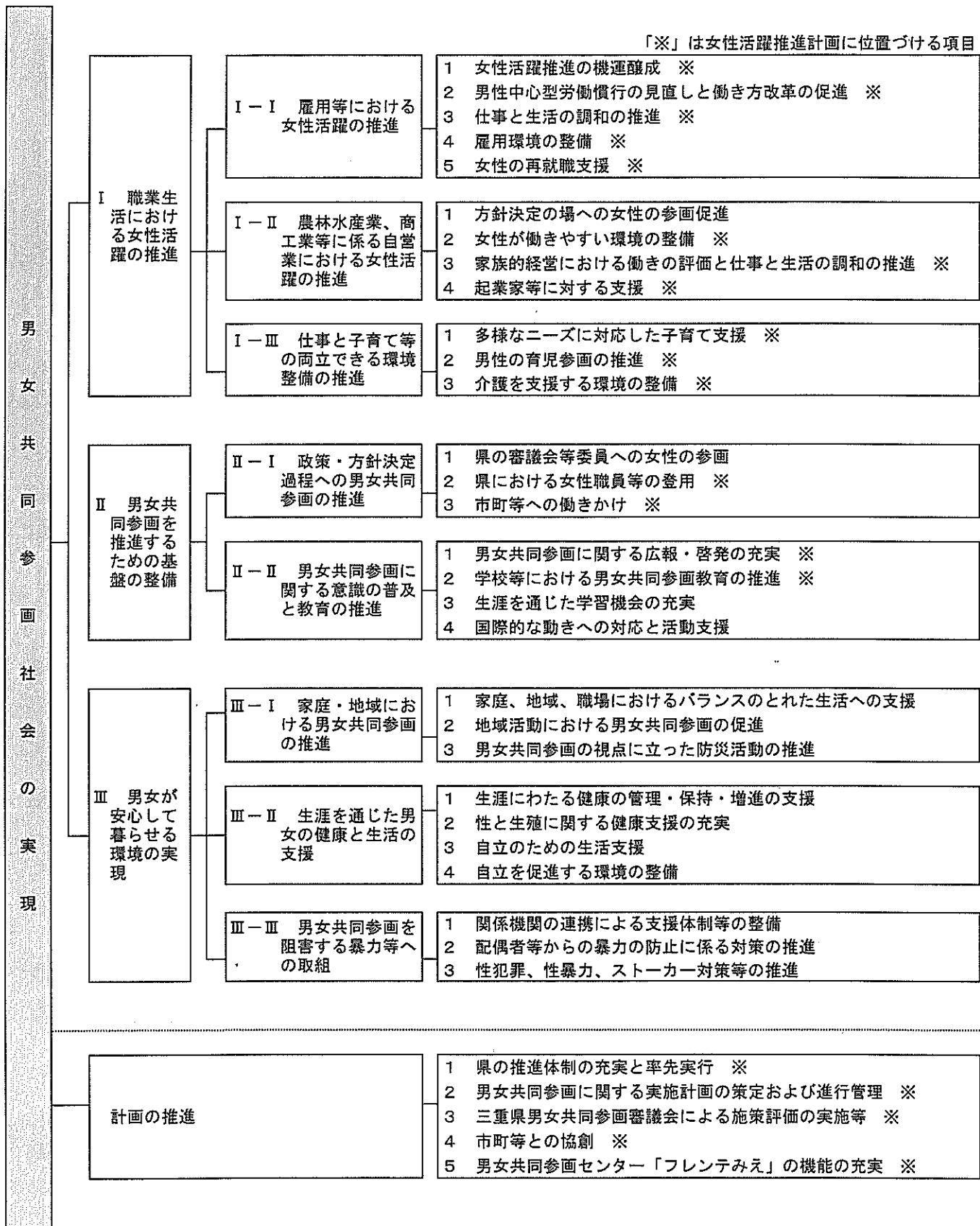
III-III 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

基本施策の指標	現状値	目標値（令和2年度）
◎性犯罪・性暴力被害者支援制度の周知のための協力団体数（累計）	（平成30年度） 41団体	61団体

◎は「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」における目標項目

第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）の体系〔平成29（2017）年度～令和2（2020）年度〕

（目標） （基本方向） （基本施策） （施策の方向）



6 三重県多文化共生社会づくり指針の改定に向けた基本的な考え方について

1 指針策定の経緯

県では、平成19(2007)年3月に「三重県国際化推進指針」を策定し、平成28(2016)年3月に「三重県多文化共生社会づくり指針」として改めて策定し、多文化共生施策を進めてきました。

平成31(2019)年4月には就労を目的とした新たな在留資格(特定技能)が創設されるなど、外国人住民のさらなる増加が見込まれる中、多文化共生への関心が高まっており、その取組を総合的に推進する必要があります。

平成28(2016)年3月に策定した現行指針は令和元(2019)年度末で終期を迎えることから、新たな指針を今年度中に策定します。

2 次期指針の期間

令和2(2020)年度から令和5(2023)年度までの4年間

3 次期指針の改定方針

地域における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施するための指針とします。

現行指針における「めざすべき多文化共生の地域社会像」は引き継ぎながら、指針全体の構成や内容は誰にとってもわかりやすいものになるよう整理します。また、現行指針の成果や課題、4年間における環境変化をふまえて、指針の改定を進めます。

【めざすべき多文化共生の地域社会像】

- 文化的背景の異なる住民が、地域社会を一緒に築いています
- 地域の課題解決に、文化的背景の異なる人びとの共生から生まれる活力が活かされています

【現行指針に基づく施策の成果と課題】

医療通訳の普及、外国人住民を災害時に支援する人材の育成など、外国人住民の安全で安心な生活への支援を進めるとともに、行政・生活情報を6言語によりウェブサイトを提供し、外国人児童生徒への教育も充実させています。生活相談については、県事業としては休止していましたが、特定技能の創設により新たなニーズが予想されることから「みえ外国人相談サポートセンター『MieCo(みえこ)』」を開設しました。

こうした取組により多文化共生の推進体制は整ってきていますが、日本語指導が必要な児童生徒数は全国第7位(平成30年5月現在、文部科学省調査)と、学習に支障がある児童生徒が多いことや、外国人労働者の雇用が安定しないといった状況は依然として継続しています。

このため、関係部局や市町、国、関係機関等と相互に緊密な連携を取りながら、外国人住民をめぐる状況を把握し、受入れ環境を整備することによって、外国人住民も地域社会の一員として尊重され、安心して暮らせるよう取り組む必要があります。

【4年間における環境変化】

県内の外国人住民数は平成26年から5年連続で増加しています。以前は目立たなかったベトナム人、ネパール人等が急増しています（いわゆる多国籍化）。

国内では、「ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）」（平成28年6月施行）、「出入国管理及び難民認定法」改正による新たな在留資格（平成31年4月施行）、「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年6月施行）といった、外国人住民に関連する法律等が成立しています。

4 指針改定のポイント

（1）「みえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称）」の基本理念や「ダイバーシティみえ推進方針」の理念を前提とする

SDGs（持続可能な開発目標）の視点を新たに取り入れる「みえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称）」や、「誰もが参画・活躍できる社会の実現」を理念とする「ダイバーシティみえ推進方針」は、多文化共生の理念と特に親和性が高いことから、それらとの整合性を図るとともに、県の各部局が横断的に多文化共生に取り組むものとしていきます。

（2）指針の対象を明文化し、外国人住民と日本人住民の相互理解に導く

指針の対象を「全ての県民」と明文化するとともに、国籍にかかわらず誰もが多文化共生の価値を享受できることや、外国人住民の中にも多様性があることを訴求し、外国人対日本人といった構図を作ることなく、一人ひとりを尊重することで多様性が受容され、多文化共生が成立するとの記述に努めます。

（3）理念的になりすぎず具体化する

多文化共生の事例、多文化共生を理解するためのヒントを紹介して多文化共生について肯定的に向き合うとともに、ヒアリングで得た多様な声や各種データ等から外国人住民の実態を把握できるような工夫をします。

また、多文化共生は総合行政であるとの視点から、国が進める「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」も意識して、幅広い分野の取組に言及するとともに、多文化共生を推進する主体の役割や連携についても記述します。

5 検討体制

県の関係部局等からなる庁内調整会議を通じて取組状況等を把握するほか、外部有識者や県民代表・関係団体等からなる「三重県多文化共生推進会議」や外国人県民代表からなる「三重県外国人住民会議」、各市町の担当者からなる「三重県市町多文化共生ワーキング」で意見を聴取するとともに、関係者等へのヒアリングや県民の皆さんに対するパブリックコメントを実施するなどして、幅広い意見を反映していきます。

6 今後のスケジュール（案）

10月～12月	外部有識者による助言
12月	環境生活農林水産常任委員会（中間案の説明）
12月～1月	パブリックコメントの実施
2月	三重県外国人住民会議（最終案の審議） 三重県多文化共生推進会議（最終案の審議） 外部有識者による助言
3月	環境生活農林水産常任委員会（最終案の説明） 指針改定・公表

7 安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム第2弾 中間案について

1 趣旨

「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム 第2弾」について、外部有識者や県民代表・関係団体等からなる「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議」（以下「推進会議」という。）および関係部局・市町から意見を聴取した上で、中間案（別冊4参照）としてとりまとめました。

2 中間案の概要（別紙参照）

（1）計画期間

令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までの4年間

（2）めざす姿

以下の3つの「基本方針」をベースにして、県と県民、事業者、市町等さまざまな主体が協創することにより「県民力でつくる犯罪や交通事故のない、安全で安心な三重」をめざします。

- ①意識づくり（防犯・交通事故防止意識を高める）
- ②地域づくり（地域の防犯・交通安全力を向上させる）
- ③環境づくり（犯罪や交通事故を防ぐ環境を整える）

（3）基本目標

めざす姿にどの程度近づいているのかを定量的に示すものとして、以下の3つの「基本目標」を設定します。（具体的な目標値等は最終案までに示す予定）

- ①「刑法犯認知件数」：11,247件⇒〇件未満（*）
- ②「交通事故死者数」：87人⇒〇人以下（*）
- ③「地域の防犯・交通安全活動への参加者の割合」【新規】：〇%⇒〇%
（*）「みえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称）」の施策141・142の主指標（案）と同じ

（4）重点テーマの設定

現行プログラムの推進を通じて明らかとなった課題、県民意識や近年の犯罪情勢等をふまえ、特に注力すべき課題として、次の6つの「重点テーマ」を設定します。（各重点テーマに、進捗を測る目安としての「活動指標」を設定します）

- ①「地域の防犯力を高める」【新規】
 - ②「子どもを犯罪から守る」
 - ③「女性を犯罪から守る」
 - ④「高齢者を犯罪から守る」
 - ⑤「近年懸念される犯罪等に対する安全・安心を確保する」【新規】
 - ⑥「交通事故ゼロ・飲酒運転ゼロをめざす」
- 現行プログラムのテーマ「子ども・女性・高齢者を犯罪から守る」を個別テーマ化

(5) 推進体制

県の関係部局等からなる庁内連絡会議において、取組状況等を把握した上で、推進会議で意見を聴取するとともに、市町担当者会議等を通じて、市町職員と十分に議論を重ねるなど、さまざまな主体とともに、めざす姿の実現に向けた方向性等の改善を図っていきます。

3 プログラムの特色・ポイント（現行プログラムからの主な変更点等）

(1) 冊子全体

「県民が手に取りやすい」「市町職員が活用しやすい」といった視点等を新たに取り入れ、写真やイラストを増やし、表現等をわかりやすく見直すとともに、県民・事業者等の活動事例やアイデアの紹介等を充実させるなど、冊子全体を大幅に見直しました。

(2) 新たに盛り込む主な内容（《 》内は別冊のページ数）

①プログラムの「キャッチフレーズ」《P4》

県民・事業者等と共有したい方向性を一言で表す“キャッチフレーズ”『アイデアを集め、アクションを広げよう』を新たに設定しました。

②プログラムの進め方《P17～18》

PDC Aサイクルに加え、市町と一緒にプログラムを進めていくというメッセージとして、「県と市町の役割分担をふまえた取組の方向性」、「市町の取組紹介」、「市町に期待するアクションの例」等を新たに盛り込みました。

③新テーマ「地域の防犯力を高める」《P21～26》

将来にわたる持続可能な地域の防犯活動等を実現するための意識の持ち方や地域の支え合いのあり方などの観点から、地域や防犯ボランティア、若者、事業者等に期待するアクションの例等を盛り込みました。

④新テーマ「近年懸念される犯罪等に対する安全・安心を確保する」《P39～45》

県内で多発する犯罪（空き巣、乗り物盗等）や、近年懸念されるサイバー犯罪、薬物乱用、テロ等に加え、配慮を要する外国人の安全・安心確保等について、県民や事業者に期待するアクションの例等を盛り込みました。

⑤第5章「県内のアクション」《P55～62》

新たに県内の“県民・事業者によるアクション”を紹介する「章」を起こし、県民等に参考となる具体的な活動事例やアイデア等をまとめました。

⑥第6章「アクションを広げよう」《P63～64》

策定後の県による事業展開に加え、県民・事業者、市町等に対して、プログラムを参考にして、それぞれ可能なアクションから起こしていただくとともに、「オール三重」でアクションを広げていきたい旨のメッセージ等を盛り込みました。

4 今後のスケジュール

10月～11月	パブリックコメントの実施
11月	第3回推進会議（有識者等会議）（最終案の審議）
12月	環境生活農林水産常任委員会（最終案の説明）
1月～2月	プログラム公表、概要版パンフレット等の作成
3月	キックオフ（県民大会）

『安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム』(中間案)の概要 ～アイデアを集め、アクションを広げよう～ 第2弾

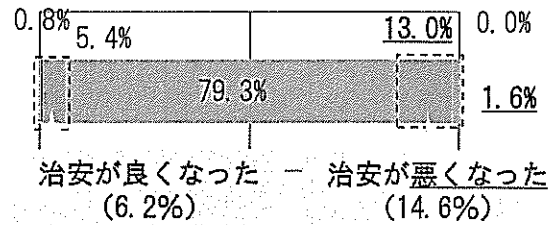
策定の背景

○近年、県内の刑法犯認知件数・交通事故死傷者数は減少傾向にあります。

○しかしながら、県民の皆さんに強い不安を与える凶悪犯罪や子ども・女性・高齢者が被害者となる犯罪等が後を絶たず、県民の皆さんの不安は依然として解消されていません。

(3年前と比べて治安が「良くなった」と思う人より、「悪くなった」と思う人の方が多い結果に・・・)

○令和元年に発生した大津市での園児の交通死亡事故や川崎市での児童らが登校途中に命を奪われた痛ましい事件等を教訓として、同じような被害者を出さないため、県を挙げて、県民・事業者等さまざまな主体と協創し、防犯・交通安全の取組を推進する必要があります。



プログラムの特色

□『進化』したプログラム

…前期プログラムでお会いした、県民・事業者の皆さんのアイデアにより進化したプログラムです。

□『伊勢志摩サミット』の“レガシー”を引き継ぎ発展

…「自分たちのまちは自分たちで守る」という気運の高まりを、サミットの重要な“レガシー”として新時代「令和」へと引き継ぎ、『オール三重』の県民運動に発展させることをめざします。

□『県民』・『事業者』を重要な“アクション”の担い手として位置づけ

…県民・事業者の皆さんによるさまざまなアイデアやアクション(活動事例)をご紹介します。
…(重点テーマごとに)県民・事業者の皆さんに「期待するアクションの例」掲載しています。



『県民』のアクション



『事業者』のアクション

□『市町』と一緒に進めます

…対等なパートナーシップの関係にある県と市町が、それぞれの期待される役割に応じたアクションを起こし、かつ相互に補完することにより、「めざす姿」の実現をめざします。

プログラムの概要

[計画期間：令和2(2020)年度から令和5(2023)年度まで]

めざす姿 『県民力』でつくる 犯罪や交通事故のない、安全で安心な三重

県民・事業者等
多様な主体の協創

▼3つの「基本方針」

「意識」づくり

「地域」づくり

「環境」づくり

『オール三重』
でアクション!



▼6つの「重点テーマ」

- 1 地域の防犯力を高める
地域の実情に応じた効果的な見守り、ネットワーク活性化等…
- 2 子どもを犯罪から守る
- 3 女性を犯罪から守る
盗難、空き巣、サイバー犯罪、テロ、薬物乱用等…
- 4 高齢者を犯罪から守る
- 5 近年懸念される犯罪等に対する安全・安心を確保する
- 6 交通事故ゼロ・飲酒運転ゼロをめざす

▼基本目標

- ・刑法犯認知件数の減(↓)
- ・交通事故死者数の減(↓)
- ・防犯・交通安全活動への参加者の増(↑)

▼進捗管理

- ・有識者等からなる推進会議等で、意見を聴取しながら改善を図ります。
- ・県民大会で県民等と方向性を共有します。

▷ 県民や事業者の皆さんのアイデアによって、アクションの進化を図る「三重県オリジナルの計画」です…

8 三重県犯罪被害者等支援推進計画（仮称）中間案について

1 趣旨

「三重県犯罪被害者等支援推進計画（仮称）」について、外部有識者や関係機関・団体からなる「三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会」（以下「協議会」という。）および関係部局・市町から意見を聴取した上で、中間案（[別冊5](#)参照）としてとりまとめました。

2 中間案の概要

（1）計画期間

令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までの4年間

（2）基本方針

条例第3条の「基本理念」をもとに、わかりやすく表現しました。

- 1 犯罪被害者等の基本的人権を重んじ、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が提供されること
- 2 犯罪被害者等の個々の事情・置かれている状況などに応じた犯罪被害者等に寄り添った支援が提供されること
- 3 犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れなく提供されること

（3）具体的施策

具体的施策として、条例で規定されているもの、犯罪被害者等支援に特化したもの、または関連が深いものについて、盛り込みました。

施策体系については、条例に沿って整理しました。「犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援」と「犯罪被害者等を支える社会の形成の促進」の2つの「施策の柱」に分け、それぞれの「施策の柱」を複数の「基本施策」に分けました。「犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援」は、「相談及び情報の提供」「被害の早期回復・軽減のための支援」「生活の再建に対する支援」の3つに、「犯罪被害者等を支える社会の形成の促進」は、「総合的な支援体制の整備」「犯罪被害者等への理解の促進」の2つに細分化し、それぞれの「基本施策」の下に「施策」を整理しました。

施策体系図は次のとおりです。

施策体系図



※特に注力していく施策については、重点施策と位置づけています。

※条例制定を受けて取組の始まった施策は「新規」、これまでの取組を拡充するものは、「拡充」と表記しています。

(4) 数値目標

犯罪被害者等支援施策の取組の進捗を客観的に判断するため、以下の数値目標を設ける予定です。

①犯罪被害者等支援施策集作成市町数

犯罪被害者等支援施策や相談窓口等を取りまとめた「犯罪被害者等支援施策集」を各市町が作成することで、市町内における連携を促進するとともに、ワンストップ支援窓口設置など、迅速で適切な支援に結びつく体制の整備に資することができます。

②「公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター」の認知度

③「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度

県民の犯罪被害者等への理解が促進されることにより、上記相談窓口の認知度が向上すると考えられます。また、これらの窓口を知っている県民が増えれば、より多くの犯罪被害者等が支援窓口につながることを期待できます。

目標項目	現状値	目標値	対応する基本施策
① 犯罪被害者等支援施策集作成市町数	1 市町	29 市町	<ul style="list-style-type: none"> ・相談及び情報の提供 ・被害の早期回復・軽減のための支援 ・生活の再建に対する支援 ・総合的な支援体制の整備
② 「公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター」の認知度	10月調査予定	決定 現状値判明後	<ul style="list-style-type: none"> ・相談及び情報の提供 ・犯罪被害者等への理解の促進
③ 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度	10月調査予定		<ul style="list-style-type: none"> ・相談及び情報の提供 ・犯罪被害者等への理解の促進

※現状値は令和元年度の値、目標値は令和5年度の値です。

※②、③の目標項目は、電子アンケートシステム「三重県 e-モニター」において、それぞれ「知っている」と回答した人の割合とします。

(5) 進捗管理

進捗管理については、計画に基づいた取組について年次報告書として取りまとめ、協議会に意見を求めた上で県ホームページにて公表します。協議会の意見については、担当部局にフィードバックし、以後の取組に反映させます。

3 今後のスケジュール（案）

10月～11月	パブリックコメントの実施
11月	第3回推進協議会（最終案の審議）
12月	環境生活農林水産常任委員会（最終案の説明） 計画策定・公表

三重県犯罪被害者等支援推進計画（仮称）の概要

【経緯・趣旨】

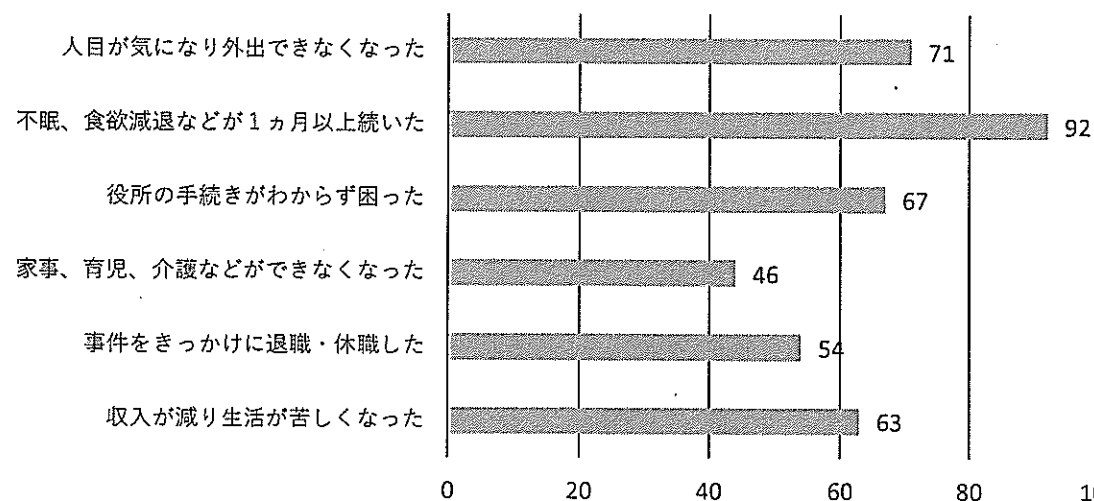
○県では、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、平成31年3月18日「三重県犯罪被害者等支援条例」を公布し、同年4月1日に施行しました。

○同条例第9条の「犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため犯罪被害者等支援に関する計画を定めるものとする」の規定に基づいて、犯罪被害者等に対する支援が犯罪被害者等の立場に立って適切に途切れることなく提供されるよう推進計画を策定します。

○推進計画では、同条例第9条に基づき、犯罪被害者等支援に関する基本方針、犯罪被害者等支援に関する具体的施策、そのほか犯罪被害者等支援施策を推進するために必要な事項を定めます。

【計画期間】 令和2（2020）年度から令和5（2023）年度まで

犯罪被害者等実態調査結果（平成30年三重県）



平成30年に県が、（公社）みえ犯罪被害者総合支援センターに相談経験のある犯罪被害者等を対象にアンケート調査を実施したところ、犯罪被害者等がさまざまな問題に悩まされていることがわかりました。

※「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した割合を合計

基本方針（条例第3条）

- 1 犯罪被害者等の基本的人権を重んじ、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が提供されること
- 2 犯罪被害者等の個々の事情・置かれている状況などに応じた犯罪被害者等に寄り添った支援が提供されること
- 3 犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れなく提供されること

条例の趣旨に沿い、犯罪被害者等支援を進めるため、条例に沿って構成します。

具体的施策

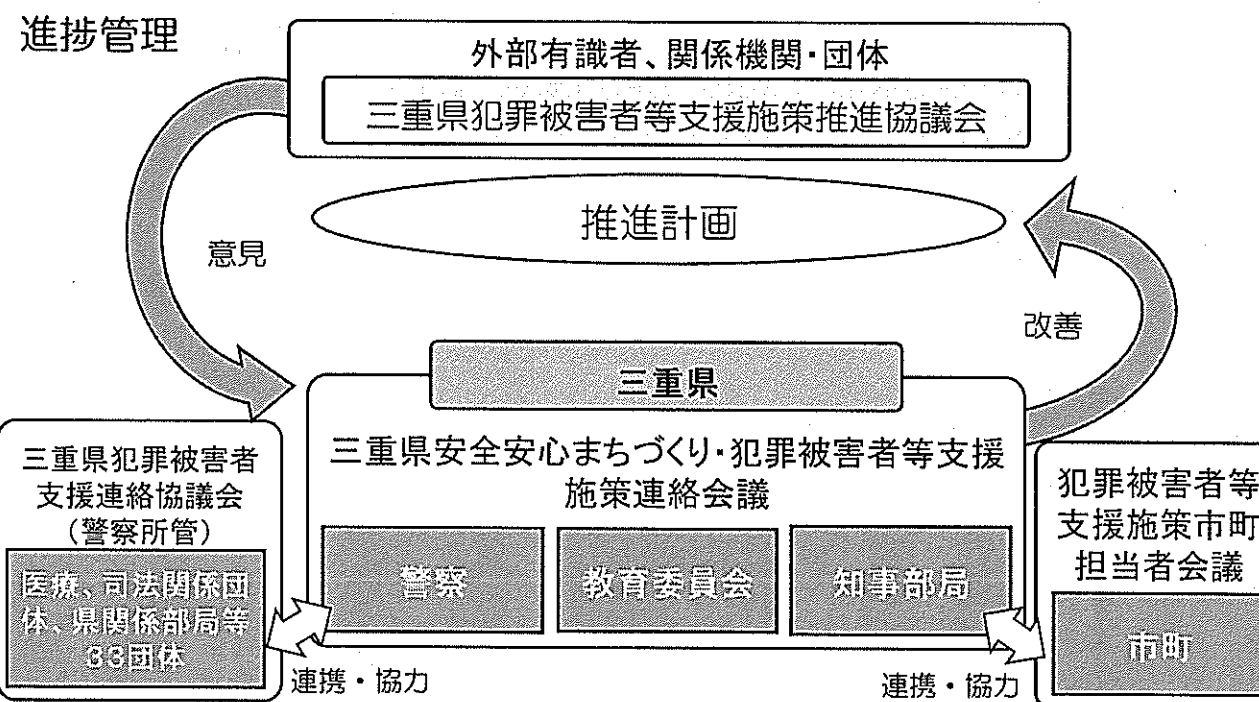
施策の柱（条例第1条）

- 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び生活再建に対する支援
- 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進

基本施策

相談及び情報の提供	被害の早期回復・軽減のための支援	生活の再建に対する支援	総合的な支援体制の整備	犯罪被害者等への理解の促進
条例第15,18条	条例第16,17条	条例第19,20,21条	条例第8,10,11,12,13条	条例第22,23条
重点施策 ・県警察及び民間支援団体と県、市町等との相互連携の促進 ・「みえ性暴力被害者支援センターよりこ」の運営	重点施策 ・三重県犯罪被害者等見舞金の速やかな給付	重点施策 ・安全確保等のための一時的な居住先の確保 ・事業者の犯罪被害者等への理解の促進	重点施策 ・県警察及び民間支援団体と県、市町等との相互連携の促進【再掲】 ・市町の総合的対応窓口設置に関する支援	重点施策 ・「犯罪被害を考える週間」を中心とした広報啓発の実施 ・事業者の犯罪被害者等への理解の促進【再掲】

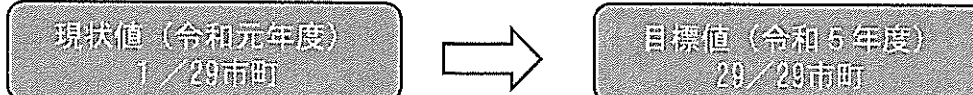
進捗管理



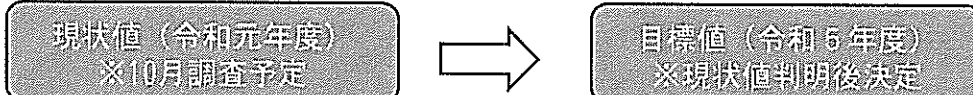
・進捗管理
年度ごとに実施状況を年次報告書としてとりまとめ、三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会から意見を聴取した上で、県ホームページ等で公表します。

数値目標

i 犯罪被害者等支援施策集作成市町数



ii 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターの認知度 iii みえ性暴力被害者支援センター よりこの認知度



9 三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす年次報告書について

三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例（平成25年7月施行）第6条第4項の規定に基づき、第2次飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画（以下「基本計画」という。）の平成30年度実施状況等について、年次報告書として取りまとめました。

1 年次報告書の構成

- (1) 基本計画の概要
- (2) 三重県の飲酒運転の現状
- (3) 平成30年度の数値目標達成状況と課題
- (4) 基本計画に基づく平成30年度の実施と課題
- (5) 基本計画に基づく今後の実施
- (6) 基本計画に基づく平成30年度の実施状況

2 数値目標の達成状況

目標項目	実績値	目標達成状況
飲酒運転人身事故件数	42件	0.67
ハンドルキーパー推進店等の指定	7,426店	0.88
各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育実施率	100%	1.00
飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率	100%	1.00
飲酒運転違反者の受診率	46.8%	0.98

※詳細は別表参照

3 年次報告書の概要

(1) 規範意識の定着

① 飲酒運転防止のための取組

飲酒運転の根絶は、三重県交通安全県民運動実施要綱の重点目標の一つとしており、各種広報啓発、飲酒運転違反取締り等に取り組みました。

【課題】飲酒運転違反者は、減少傾向にあるものの依然として後を絶たない現状にあることから、飲酒運転根絶のためには、さらなる飲酒運転防止意識の醸成・定着が必要です。

② 教育機関等による教育

県教育委員会では、学校での飲酒運転根絶に関する教育の必要性を伝えるとともに、各学校では保健の学習等において指導・教育が行われました。

講習実施機関では、運転免許取得時講習、初心運転者講習で、若年者に向けた飲酒運転防止教育を実施しました。

【課題】飲酒運転の根絶をめざすためには、発達段階に応じた段階的な教育の実施により、飲酒運転防止意識を定着していく必要があります。

(2) 飲酒運転の再発防止

① 飲酒運転の再発防止のための措置

県に設置した「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」(以下「相談窓口」という。)では、専門の相談員が、飲酒運転違反者および家族等からの「アルコール依存症に関する受診義務」に伴う相談や要望に対して、積極的な情報提供を行いました。

警察本部は、取消処分者講習、停止処分者講習において飲酒運転防止教育を実施し、飲酒運転の再発防止のための運転者教育を推進しました。

【課題】飲酒運転の再発防止には、違反者本人が強い自覚を持つことと、家族や事業者など周囲の協力で飲酒運転を防止する環境づくりが必要です。

② 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症および多量飲酒者対策

県では、飲酒運転違反者に対して、指定医療機関などを記載した受診義務通知や、「相談窓口」における飲酒運転違反者や家族からの相談に対して適切な助言・指導を行うことにより受診率の向上に努めています。

平成30年度は目標には達しなかったものの、過去最高の46.8%となったことから、受診義務に罰則規定がない中で一定の効果がありました。

また、専門的な検査を行う医療機関を33機関指定し、受診しやすい環境づくりに努めました。

【課題】さらなる受診率の向上につなげるために、条例の趣旨、アルコール依存症に関する正しい知識の普及や、受診しやすい環境の整備を推進する必要があります。

4 基本計画に基づく今後の取組

規範意識の定着については、関係機関・団体と連携を密にした各種広報啓発活動に加え、飲酒運転の恐ろしさや飲酒運転事故の悲惨さを訴えかける心に響くような研修会、あらゆる機会をとらえた各種関連イベントにおける飲酒運転防止啓発、指導取締り、教育機関等による飲酒運転防止に向けた教育の普及など粘り強く繰り返し実施していきます。

また、アルコール依存症に関する受診促進を継続し、「相談窓口」においても相談者に対してきめ細やかな助言・指導により受診を促すほか、専門的な検査を行う指定医療機関数を増やしていくなど、飲酒運転の根絶に向けた取組を積極的に実施していきます。

(別表) 数値目標の達成状況

(1) 飲酒運転人身事故件数

(単位：件)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
目標値		53	43	38	33	28
実績値	63	55	44	36	34	42
達成状況		0.96	0.98	1.06	0.97	0.67

(2) ハンドルキーパー推進店等の指定

(単位：店(事業所))

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
目標値		3,900	5,400	6,400	7,400	8,400
実績値	2,400	4,246	5,181	5,628	6,558	7,426
達成状況		1.09	0.96	0.88	0.89	0.88

(3) 各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育実施率

(単位：%)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
目標値		100	100	100	100	100
実績値		100	100	100	100	100
達成状況		1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

(4) 飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率(教科又は特別活動等)

(単位：%)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
目標値		100	100	100	100	100
実績値		100	100	100	100	100
達成状況		1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

(5) 飲酒運転違反者の受診率

(単位：%)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
目標値				46	47	48
実績値		45.2	43.7	37.8	42.0	46.8
達成状況				0.82	0.89	0.98

10 三重県消費者施策基本指針骨子案について

1 三重県消費者施策基本指針改定の経緯

現行の三重県消費者施策基本指針（以下「基本指針」という。）の計画期間が令和元年度末で終期を迎えること、消費者を取り巻く社会経済状況の変化に的確に対応する必要があることから、令和2年3月中を目途に基本指針を改定します。

基本指針の改定にあたっては、三重県消費生活対策審議会において、基本指針の改定に向けた基本的な考え方や今後の消費者施策に必要な取組の方向性について審議いただき、骨子案として取りまとめました。

2 基本指針（骨子案）の概要

（1）計画期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間

（2）主な取組の方向性

- ① 高度情報通信社会の進展や新技術を活用した新たなビジネスの登場など、消費者の利便性が高まる一方で、新たな消費者トラブルの発生が懸念されることから、一層の消費者教育、啓発活動を行うとともに、消費者に身近な市町における相談体制の充実に向けた取組を推進します。
- ② 民法の改正により、令和4年4月から成年年齢が18歳に引下げられることに伴い、これまで未成年者取消権で保護されてきた18歳、19歳の若年者が保護の対象から外れることとなるため、若年者の消費者被害拡大防止に向けた取組を強化します。
- ③ 消費生活相談件数に占める高齢者の割合が年々増加していることから、高齢者の消費者トラブル防止のための取組を一層進めるとともに、消費者に身近な市町における見守り体制の充実に向けた取組を推進します。
- ④ 不適正な取引行為等の排除と健全な市場の形成のため、関係機関等と連携して事業者の監視・指導を行うほか、事業者における自主的な取組を支援します。
- ⑤ 県民による人や社会・環境に配慮した消費活動を促進することで、公正で持続可能な社会の形成に寄与します。

（3）基本指針（骨子案）の構成

基本指針（骨子案）の構成は次のとおりです。

第1章 基本指針改定の考え方

基本指針改定の趣旨、改定の視点、計画期間や進行管理等を示します。

第2章 消費者を取り巻く現状と課題

消費者を取り巻く社会経済状況の変化、三重県における消費生活をめぐる現状や消費生活相談の状況を示します。

第3章 消費者施策の具体的展開

今後の三重県の具体的な消費者施策の展開について、3つの方向で示します。

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援（消費者教育推進計画）

民法の成年年齢引下げを見据え、ライフステージに応じた体系的、効果的な消費者教育を推進することで、消費者市民社会の形成をめざします。

消費者教育の推進に関する法律に基づく「消費者教育推進計画」として位置づけます。

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

法令等に基づく事業者の監視・指導や消費者への迅速かつ的確な情報提供等を行うほか、事業者における自主的な取組を支援します。

第3項 消費者被害の防止・救済

県や市町における相談体制の充実、多様な主体と連携した消費者トラブルの未然防止、拡大防止に向けた取組を推進します。

第4章 消費者行政の総合的・効果的推進

消費者施策への消費者の意見の反映や国、市町等多様な主体と連携した消費者行政の総合的・効果的な推進について示します。

3 検討体制

三重県消費生活対策審議会において審議いただくとともに、環境生活農林水産常任委員会で説明を行います。また、パブリックコメント、関係団体への意見照会を行い、基本指針に反映させます。

4 今後のスケジュール（案）

10月	消費生活対策審議会消費者教育研究部会（消費者教育推進計画案の審議）
12月	環境生活農林水産常任委員会（中間案の説明）
12月～1月	パブリックコメントの実施
2月	消費生活対策審議会（最終案の審議）
3月	環境生活農林水産常任委員会（最終案の説明） 指針改定・公表

11 三重県環境基本計画中間案について

1 経緯

三重県環境基本計画の改定については、三重県環境審議会および三重県環境基本計画策定部会において、令和元年5月から9月にかけてそれぞれ3回開催の上ご審議いただき、中間案（別冊7参照）を取りまとめました。

2 中間案の概要（別紙参照）（《 》内は別冊7のページ数）

（1）計画期間《P2》

2020（令和2）年度から2030（令和12）年度までの11年間

（2）基本理念《P12-13》

三重県環境基本条例に基づき、SDGsの考え方も取り入れながら、「持続可能な社会の実現」を基本理念として掲げ、環境、経済、社会の統合的向上に取り組むこととします。

（3）めざすべき姿《P13-15》

- ・この計画の目標年度である2030（令和12）年度の「めざすべき姿」については、バックキャスティングの考え方に基づき、2050（令和32）年度における長期ビジョンを起点として、設定することとします。
- ・長期ビジョンとして、2050（令和32）年度においては、多様な主体との協創を通じて環境、経済、社会の統合的な向上が図られ、新たな課題等に対しても柔軟に対応できるような「自律的かつレジリエントなより高位の持続可能な社会」が実現していることをめざします。
- ・この計画の目標年度である2030（令和12）年度においては、長期ビジョンを見据え、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」、「生活環境保全が確保された社会」が実現していることをめざします。
- ・このような持続可能な社会を「スマート社会みえ（仮称）」と称することとします。

（4）施策《P17》

- ・「スマート社会みえ（仮称）」を実現するための施策の体系については、上記（3）の2030（令和12）年度に「めざすべき姿」におけるそれぞれの社会の構築に向けた施策4本に加え、各施策を推進するための基盤を整備する施策の計5本で構成することとします。
- ・また、施策の推進にあたっては、「環境、経済、社会の統合的向上」、「協創によるアプローチ」、「イノベーションの促進・活用」の3つの視点に基づくこととします。

- ・ 視点 1 : 環境、経済、社会の統合的向上
SDGs の考え方を取り入れ、環境、経済、社会の統合的向上が実現されるような分野横断的な取組を重視します。
- ・ 視点 2 : 協創（パートナーシップ）によるアプローチ
環境、経済、社会の統合的向上という考えを広く共有し、多様な主体間で協創して取組を進めることを重視します。
- ・ 視点 3 : イノベーションの促進・活用
異種要素の連携によるイノベーションを促進・活用し、“掛け算”の思考で新たな価値の創出をめざすことを重視します。

(5) 推進体制等《P52-53》

- ・ 環境、経済、社会の統合的向上という基本理念に基づき、県民、事業者、市町等とともにオール三重で計画の効果的な実施に取り組んでいきます。
- ・ 県、学識経験者、事業者等からなる「サステナビリティ委員会（仮称）」を設置し、多様な主体と協創しながら計画の進行管理を行うこととします。

3 今後のスケジュール（案）

- 10月 市町長への意見聴取、パブリックコメントの実施
- 11月 第4回三重県環境基本計画策定部会（最終案の検討）
- 12月 環境生活農林水産常任委員会（最終案の説明）
三重県環境審議会（答申）
- 2月 議案提出
- 3月 計画改定・公表

【参考】施策体系《P18-50》

〔施策Ⅰ〕低炭素社会の構築

- ・ 温室効果ガスの排出削減
- ・ 気候変動への適応
- ・ 再生可能エネルギーの開発・活用促進
- ・ 資源利用の高効率化
- ・ 森林吸収源の整備

〔施策Ⅱ〕循環型社会の構築

- ・ ごみゼロ社会の実現
- ・ 産業廃棄物の3Rの推進
- ・ 廃棄物処理の安全・安心の確保
- ・ 資源のスマートな利用の推進、地域循環共生圏の構築

〔施策Ⅲ〕自然共生社会の構築

- ・ 生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用の促進
- ・ 自然とのふれあいの確保
- ・ 森林等の公益的機能の維持確保

〔施策Ⅳ〕生活環境保全の確保

- ・ 大気環境の保全
- ・ 水環境の保全
- ・ 伊勢湾の再生
- ・ 土壌・土砂等の対策の推進
- ・ 良好な景観の形成
- ・ 歴史的・文化的環境の保全

〔施策Ⅴ〕共通基盤施策

- ・ 環境教育・環境学習の推進
- ・ 環境活動の推進
- ・ 環境経営の推進
- ・ 環境に配慮した事業活動の推進
- ・ 国際協力・技術移転
- ・ 研究開発の推進
- ・ 環境情報の迅速な提供、監視・観測等の体制の整備
- ・ 多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組の推進

【概要版】三重県環境基本計画(中間案) ～ 持続可能な「スマート社会みえ(仮称)」をめざして～

第1章 計画の基本的事項

【計画策定の趣旨・目標年度】

- 環境の保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープランであり、現行計画(2012年版)策定時から環境を取り巻く状況が大きく変化していることなどから、前倒しで改定。
- 目標年度: 2030年度(SDGs目標年およびパリ協定に基づく日本の中期目標年度と整合)

【環境を取り巻く情勢】

社会	環境	経済
<ul style="list-style-type: none"> 人口減少、少子高齢化(世界的には人口増加) 都市への人口集中 地域コミュニティの衰退 	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動 ・ 生物多様性の減少 資源・エネルギーの制約 越境型環境汚染リスクの増大 土砂等の問題 	<ul style="list-style-type: none"> 経済の低成長 労働生産性の低迷 経済格差、地域経済疲弊

環境問題は経済・社会問題と密接に関連

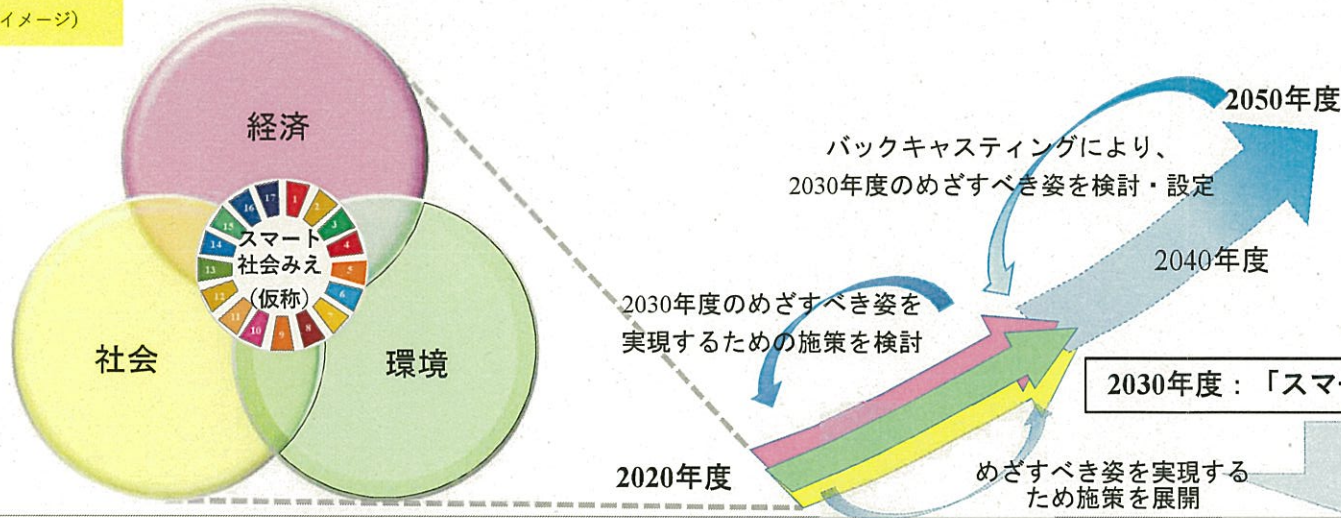
複合的課題に対応し、環境、経済、社会の統合的向上をめざす。

【現行の環境基本計画にもとづく取組の総括と今後の展望】

- ・ 大気・水質等に係る生活環境は大きく改善している。
- ・ 今後の環境行政には、大気・水環境等の分野における課題解決のため従前からの各種規制や環境活動等の取組が引き続き求められるとともに、気候変動や生物多様性の減少、プラスチック問題等の新たな環境問題の課題解決に寄与するものでなければならない。
- ・ 経済・社会問題解決に貢献できる環境施策が求められており、持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた取組等の推進が求められている。

【基本方針】めざすべき持続可能な社会

(イメージ)



2050年度: 自律的かつレジリエントなより高位の持続可能な社会

- ・ 多様な主体間の協創を通じて、分野横断的なアプローチにより、環境、経済、社会の統合的な向上が実現している社会
 - ・ 新たな課題等に対し、迅速かつ柔軟にイノベティブな解決策を見出し実践できるような自律的かつレジリエントな課題解決型社会
- ▶ 再生エネの導入や省エネ化とともに、CCU等の技術導入等が進められた「脱炭素社会」を実現
 【参考】国の「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」における目標: 今世紀後半のできるだけ早期に脱炭素化を実現することをめざすとともに、2050年までに80%の温室効果ガスを削減
 ▶ 資源生産性が究極的に改善され、資源投入量・廃棄物量が極限まで抑制された「循環型社会」を実現
 ▶ 自然環境等の地域資源を最大限に活用した「自然共生社会」を実現
 ▶ 健全で恵み豊かな環境を継承している社会を実現

Sustainability (持続可能性)
Multiplication (= Innovation) (“掛け算”の発想に基づいたイノベーション)、
Active Citizen (アクティブ・シチズン)、**A**utonomy (自律性)、
Resilience (レジリエンス、強靱性)
Transformation (目標の実現に向けた変革)

第2章 計画策定の方向性

【2030年度のめざすべき持続可能な社会: 「スマート社会みえ(仮称)」】

I 低炭素社会

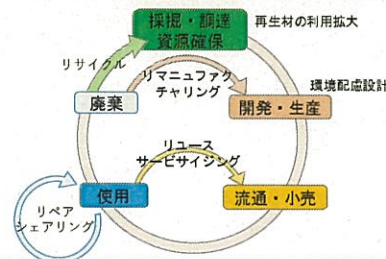
- ・ 気候変動対策として、温室効果ガスの排出削減と吸収源に関する「緩和策」や、気候変動が一定進行することへの「適応策」が着実に進んだ社会を実現
- ・ 再生可能エネルギー等の“地域資源”の有効活用、イノベーションの創出や活用を通じて、低炭素社会を実現
- ・ Society 5.0の実現により、生活の快適性や産業の生産性の向上が図られるとともに、イノベーション・エコシステムの構築が進められ、資源効率・炭素生産性の高い社会を実現



(イメージ)

II 循環型社会

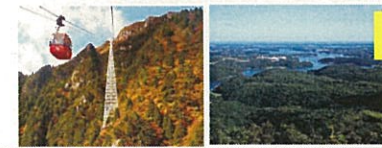
- ・ 廃棄物の不法投棄等の不適正処理がなく、適正処理が徹底され、県民が安心して快適に暮らせる社会を実現
- ・ ライフサイクル全体で、資源の有効利用、資源循環の促進等が図られ、廃棄物の発生・排出が極力抑制された資源生産性の高い循環型社会を実現
- ・ 排出された廃棄物は、地域の資源として最大限活用しつつ、近接する地域間で互いの特性に応じて資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」を形成



(イメージ)

III 自然共生社会

- ・ 県民一人ひとりや事業者が生物多様性の重要性を認識し、暮らしの中や事業活動において生物多様性に配慮した行動がとられている社会を実現
- ・ 地域の自然環境等に基づく「生態系サービス」の持続的可能な活用が促進され、快適で豊かな社会を実現
- ・ グリーンインフラの整備が促進されるなど、自然環境の有する機能を活用することによって、快適性や災害等に対するレジリエンスの向上が図られた社会を実現

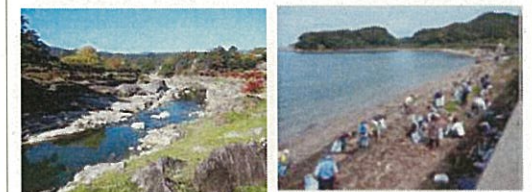


(イメージ)

写真提供: (公社)三重県観光連盟

IV 生活環境保全が確保された社会

- ・ きれいな大気・水環境等が保全されることなどにより、県民が安全・安心で、快適な生活を営める社会を実現
- ・ 県民が健全で恵み豊かな環境を享受することができる社会を実現



(イメージ)

【概要版】三重県環境基本計画(中間案)

第3章 施策体系と施策内容

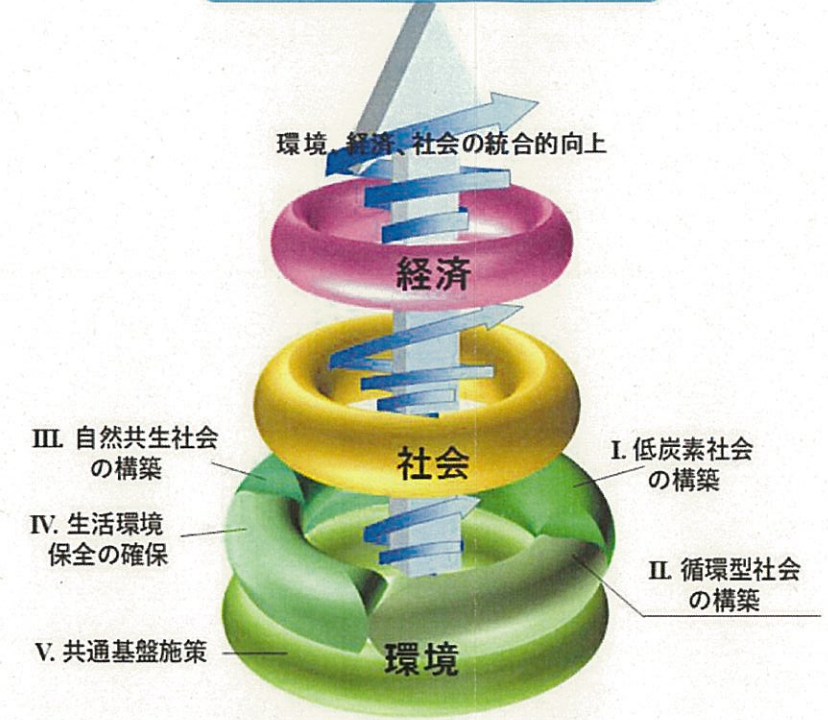
【施策体系】



環境 経済 社会の統合的な向上

スマート社会みえ(仮称)

(イメージ)

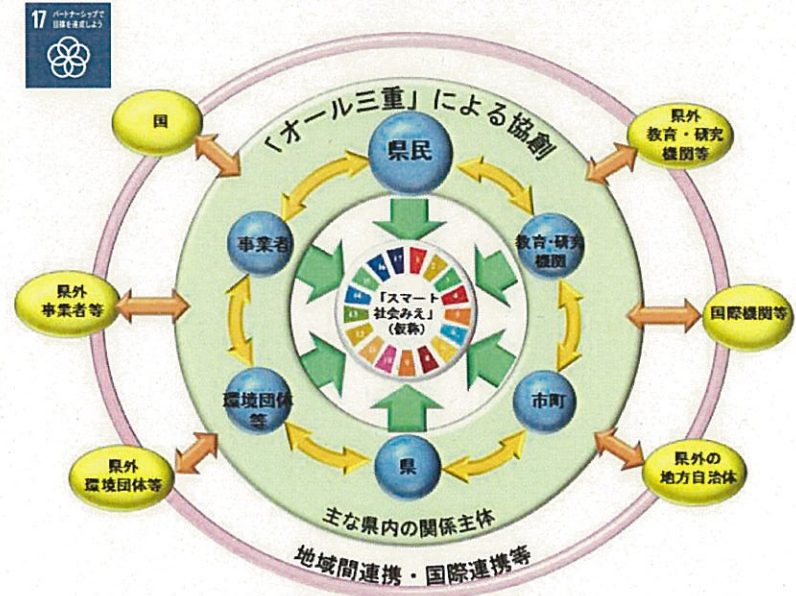


【環境施策の展開において重要となる視点】

- 視点1: 環境、経済、社会の統合的な向上
- 視点2: 協創(パートナーシップ)によるアプローチ
- 視点3: イノベーションの促進・活用(多様な異種要素の「掛け算」による新たな価値創造)

第4章 計画の推進

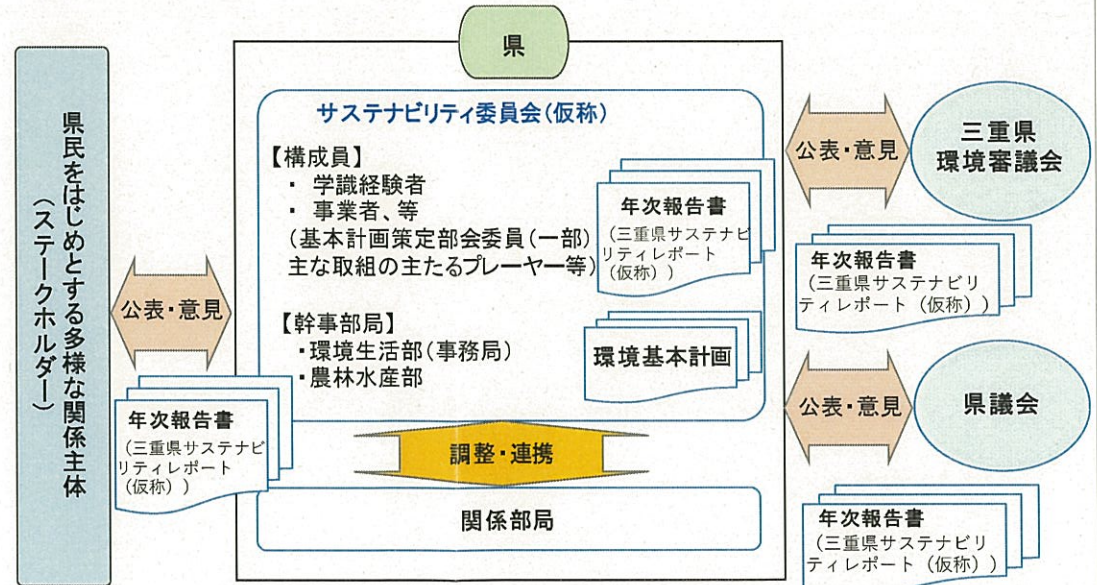
計画の推進イメージ(様々な主体との協創)



- 県民をはじめとする様々な主体と協創しながら、オール三重での計画の着実な実施に向けた取組によって、「スマート社会みえ(仮称)」の実現をめざす。

推進体制および進行管理

(イメージ)



- サステナビリティ委員会(仮称)において計画の進行管理を行う。
- 年次報告書(三重県サステナビリティレポート(仮称))を三重県環境審議会および議会に報告し、公表するとともに、サステナビリティ委員会(仮称)における進行管理に活用する。

【取組事例(案)】

コラム(取組事例紹介)

- 食品資源の循環利用を推進するエコフィード(食品残さ等を有効活用した飼料)を用いたECO畜産物の生産事例
 <食品製造業> × <地域循環> × <畜産業>
 = 廃棄物・投入資源の削減、関係事業者の経営改善・競争力強化
- 自然環境資源を活用した観光振興の事例(地元の子供達がガイドする離島のエコツアーリズム)
 <自然環境の保全> × 地域の自然環境資源を活用した観光振興、環境教育・学習
 = 地域振興(過疎対策)、自然環境保全の啓発、体験型総合学習の推進

12 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例(仮称)について

1 検討状況等

無秩序な土砂等の搬入を抑止し、広域的な観点や未然防止の視点も含めた実効性のある条例の制定に向け、令和元年5月21日の第1回三重県環境審議会へ三重県土砂条例(仮称)のあり方について諮問し、同日、同審議会内に「三重県土砂条例(仮称)あり方検討部会」が設置されました。

同部会における専門的かつ集中的な検討により、第3回の部会で「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例(仮称)のあり方について(最終案)」が取りまとめられ、10月10日の第4回三重県環境審議会において、県への答申として審議されることとなっています。

【審議会等の開催状況等】

	開催日	審議事項
第1回三重県環境審議会	5月21日	諮問、部会の設置
第1回三重県土砂条例(仮称)あり方検討部会	6月26日	素案の検討
第2回三重県土砂条例(仮称)あり方検討部会	7月24日	中間案の検討
第2回三重県環境審議会	8月1日	中間案の審議
パブリックコメント、市町意見照会	8月～9月	
第3回三重県土砂条例(仮称)あり方検討部会	9月19日	最終案の検討

2 パブリックコメント等の状況

(1) パブリックコメント

- ① 実施期間 令和元年8月9日(金)～9月9日(月)(32日間)
- ② 寄せられた意見数 145件(20名)
- ③ 意見の概要および対応状況(別紙1参照)

(2) 市町への意見照会

- ① 実施期間 令和元年8月8日(木)～9月6日(金)(30日間)
- ② 寄せられた意見数 24件(5市町)
- ③ 意見の概要および対応状況(別紙2参照)
- ④ 意見交換会 令和元年8月20日(火)～8月30日(金)
(計4回実施：四日市会場、津会場、伊勢会場、熊野会場)

(3) 関係団体への意見聴取等

- ① 実施期間 令和元年8月19日(月)～9月20日(金)
- ② 実施団体 10団体
資料送付 17団体
- ③ 主な意見等
 - ・土砂等の埋立て等を行うにあたって必要な手続きがわかりづらい。開発許可等、他法令との関係がわかるよう示していただきたい。
 - ・罰則の上限が2年以下の懲役又は100万円以下の罰金であるが軽すぎる。

3 「三重県土砂条例(仮称)のあり方(中間案)」からの変更点

(1) 許可の期間(4(2)土砂等の埋立て等の把握 ⑤埋立地等の把握)

中間案	記載なし
最終案	<u>4 埋立て等の期間</u> <u>埋立て等の期間については、三年を超えて申請することができないこととします。</u>

(2) 経過措置の期間(4(4)雑則 ⑬経過措置)

中間案	条例施行前に土砂等の埋立て等を行っている者については、 <u>施行の日から一年間は、条例で定める許可を受けないで引き続き土砂等の埋立て等を行うことができることとする。</u>
最終案	条例施行前に土砂等の埋立て等を行っている者については、 <u>公布の日から一年間は、条例で定める許可を受けないで引き続き土砂等の埋立て等を行うことができることとする。</u>

4 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例(仮称)(案)(別紙3参照)

5 今後のスケジュール(案)

- 10月 第4回三重県環境審議会(最終案、答申)
- 11月 議案提出
- 12月 環境生活農林水産常任委員会(議案の審議)
条例公布
- 1月～3月 周知
- 4月 条例施行

「三重県土砂条例（仮称）のあり方（中間案）」に係るパブリックコメントの結果

1 項目別延べ意見数

項 目	意見数
4（1）総則	
①条例の目的	3
②用語の定義	3
③責務の明確化	4
4（2）土砂等の埋立て等の把握	
④住民への周知（公表）	11
⑤埋立地等の把握	29
⑥土砂等の搬入規制等	26
⑦大規模で無秩序な土砂等の埋立て等に関する規制	8
⑧欠格要件	7
⑨土砂等の埋立て等が完了するまでの管理に関する規制	4
⑩適用除外	5
4（3）土砂等搬入禁止区域	
⑪土砂等搬入禁止区域の指定	1
4（4）雑則	
⑫市町との連携	9
⑬経過措置	10
4（5）罰則等	
⑭立入検査、報告徴収、命令、罰則	5
全般	20
合計	145

2 対応状況

対 応 区 分	件数
①反映する 最終案や条例案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	21
②反映済み 意見や提案内容がすでに反映されているもの。	22
③参考にする 最終案には取り入れないが、今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	28
④反映又は参考にさせていただくことが難しいもの。	58
⑤その他 (①から④に該当しないもの。)	16
合計	145

3 意見の概要および対応状況

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分
1	4 (1) ①条例の目的	「災害の未然防止」という表現について、6頁「③ 責務の明確化」の「1 県の責務」をはじめ、条例全体としてこの目的規定以外は単に「災害の防止」という表現を用いていることや、法律においては「災害の未然防止」という用例はないことを踏まえ、単に「災害の防止」としてはどうか。	③
2	4 (1) ①条例の目的	災害の未然防止及び自然環境、生活環境の保全に・・・自然環境を挿入する。	③
3	4 (1) ①条例の目的	目的についての記述の中で、埋め立て、災害の未然防止はあるが、土壌汚染の規制の文言の追加はいらぬのですか。	③
4	4 (1) ②用語の定義	「再生土等」は、定義を明確にしておく必要がある。現状では不十分。	②
5	4 (1) ②用語の定義	今後の課題で、2020年の東京オリンピック・大阪万博等とありますが、知事も熱心に誘致活動をしているリニア中央新幹線工事もトンネルが多く、大量の建設残土が排出されると思われます。また、福島県の汚染作業で出る放射能汚染土に対しても条例の中でしっかりと対処できるように明文化してほしいと思います。	④
6	4 (1) ③責務の明確化	「3 土砂等を発生させる者の責務」において「有効利用」と「有効な利用」が混在しているので、どちらかに統一したほうがよいのではないか。エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第4条の用例に従うと、「有効な利用」が適切だと思われる。	①
7	4 (1) ③責務の明確化	「土砂等を運搬する事業を行う者」を追加し、土砂等の汚染状況を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないようにする。	④
8	4 (1) ③責務の明確化	◆事業者の責務：事業者の責務を下記のようにわかりやすく明確にする。 1. 土砂等の埋立て等を行う者の責務： ダンプ公害、粉塵の飛散などが発生しないようにすると共に、周辺地域の住民の理解を得るよう努めることを責務とする。大規模埋め立てでは、計画段階での住民の同意、環境アセスを必要とする。	④
9	4 (1) ③責務の明確化	◆事業者の責務：事業者の責務を下記のようにわかりやすく明確にする。 2. 土砂等を発生させる者の責務： 都会での建設工事に伴う土砂等の発生は、発生場所で問題が解決するようにする事を第一の責務とする。田舎での大規模埋め立てとなる場合は、不適正な土砂等の埋立て等が行われないよう事前に必要な設備投資を行う。特に規模に見合った濁流防止のための沈砂池を事前に完成させておく。	②
10	4 (1) ③責務の明確化	◆事業者の責務：事業者の責務を下記のようにわかりやすく明確にする。 3. 土地の所有者の責務： 土地の所有者、占有者又は管理者（以下「所有者等」）は、埋め立て等をおこなう事業者に同意する場合、土壌の汚染、自然環境、生活環境を損なう事業者に対して、当該土地を使用させないようにする。	④

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分
11	4 (2) ④住民への周知 (公表)	「1 説明会の開催等」等における「申請予定者」と、9頁の「⑤埋立地等の把握」の「2 許可の申請の手続」における「許可を受けようとする者」は、同じものを指していると思われるのに表記が異なっていて県民にとってわかりにくいので、両者の関係を整理した方がよいのではないか。	⑤
12	4 (2) ④住民への周知 (公表)	周辺住民に周知して意見を求めるだけでなく、周辺住民の同意も求めるようにされたい。	④
13	4 (2) ④住民への周知 (公表)	周辺住民は意見を述べられるだけでなく周辺住民の同意が必要。又周辺住民の範囲を明確に。	④
14	4 (2) ④住民への周知 (公表)	尾鷲や紀北町の住民は、土壌に関する知識が乏しく、不安を感じても対処する方法を知らない。残土関連業者には、事前の住民説明だけでなく、住民の同意を得ることを、事業の許可申請の前提にするべきだ。	④
15	4 (2) ④住民への周知 (公表)	周辺住民とは埋立によって影響の受ける恐れのある住民と把握できますが、当紀北町における水源地の上流に土砂を埋め立てられている現状を鑑みると、直接的には周辺住民はいないので、今回の条例は適用除外になる恐れがあります。現在規制の及ばない水源地上流で土砂が埋め立てられている現状から、今回の条例で明確な規制をすべきです。	③
16	4 (2) ④住民への周知 (公表)	現在、尾鷲市で埋め立てが行われていますが、下流に紀北町の水源地があるので、行政区分が違っていても影響を受けることが想定される地域の住民も対象にすべき。	③
17	4 (2) ④住民への周知 (公表)	「・・・許可申請に先立って、土砂埋め立てによって、飲料水に被害を受ける恐れのある住民や、土砂等の埋め立て計画地の周辺住民の・・・」とすべき。	③
18	4 (2) ④住民への周知 (公表)	放射汚染土が低濃度生成物として、再生利用が可能と国の方針があるが、この汚染除去土壌を埋立て等に利用する場合、放射能汚染除去土壌として公表することの扱いはどうなるのか。	④
19	4 (2) ④住民への周知 (公表)	◆住民への周知は形式的にならないように条例で定めておく。許可基準は下記のように追加修正する。 1 説明会の開催等申請予定者は、許可申請に先立って、周辺住民の理解を得るため、説明会の開催等により、周辺住民に対し、事業計画等の周知を行わなければならない。大規模埋め立てにおいては、環境アセス、展開検査の導入等を必要とする。	④
20	4 (2) ④住民への周知 (公表)	◆住民への周知は形式的にならないように条例で定めておく。許可基準は下記のように追加修正する。 2 周辺住民の意見： 周辺住民は、申請予定者に対し、災害防止及び自然環境、生活環境保全上の見地から意見を述べることができることとし、大規模埋め立てにおいては、住民の同意を必要とする。	④
21	4 (2) ⑤埋立地等の把握	「1 土砂等の埋立て等の許可」における「土砂等埋立て等区域の面積が3,000㎡未満である土砂等の埋立て等、又は土砂等の埋立て等の高さが1m以下の土砂等の埋立て等」中「、」は不要ではないか。また、読みにくいので、「土砂等の埋立て等であって、土砂等埋立て等区域の面積が3,000㎡未満であるもの又はその高さが1m以下のもの」としてはどうか。	①

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分
22	4 (2) ⑤埋立地等の把握	「土砂等埋立て等区域の面積が3,000平方メートル未満である土砂等の埋め立て等、または土砂等の埋立等の高さ1メートル以下の土砂等の埋立て等については、許可を要しないこととします。」これを悪用したり、条件を利用して何口か小分けにして、実は、本来許可を要する広大な広さを埋め立てると言うケースも考えられるが、その点は盲点にならないか。	③
23	4 (2) ⑤埋立地等の把握	紀北町、尾鷲市は急傾斜地域に土砂が搬入されており許可を要しない地域3000㎡云々とあるが3000㎡を超えても許可だけでは無防備状態であると考えられます。	③
24	4 (2) ⑤埋立地等の把握	「・・・1m以下の土砂等の埋め立て、又は容量3000㎡以内の埋め立て等については、許可を要しないこととします。」とすべき。	④
25	4 (2) ⑤埋立地等の把握	1. 土砂等の埋立て等の許可 (3行目) 「ただし、土砂等埋立て等区域の面積が3,000㎡未満である土砂等の埋立て等、土砂等の埋立て等の高さが1m以下(3,000㎡未満)の土砂等については、許可を要しないこととします。」と変更して戴きたい。 ① 『又は、』は削除 ② 『3,000㎡』を1m以下の後に挿入。	④
26	4 (2) ⑤埋立地等の把握	埋立てする土砂の量を規制すべき。	④
27	4 (2) ⑤埋立地等の把握	◆規模の定義を入れる。 ・通常埋立：事業区域の面積が1,000～3,000㎡をこえる規模。 ・大規模埋立：事業区域の面積30,000㎡以上、もしくは土砂の量が1,000,000トン以上。	④
28	4 (2) ⑤埋立地等の把握	埋め立て地の把握は1,000㎡以上とする。 1 土砂等の埋立て等の許可： 土砂等埋立て等区域の面積が1,000㎡未満である土砂等の埋立て等、に変更する。	④
29	4 (2) ⑤埋立地等の把握	許可申請の手続き、許可基準は下記のように追加修正する。 2 許可の申請の手続： 自然環境の復元も大事。紀北町や尾鷲市の現場も周囲の山々と調和した自然環境に戻す必要がある。また、植物性プランクトンが育つ、沢、谷、小川に繋がる場所の埋め立ては禁止する。以上追加する。	④
30	4 (2) ⑤埋立地等の把握	許可基準は下記のように追加修正する。 3 許可基準： 「・大規模埋め立ての場合、住民の同意、環境アセスが行われていること。」 「・県が必要と認めるときは、埋め立て現場の立入、土壌検査が実施出来ること。」以上追加する。	④
31	4 (2) ⑤埋立地等の把握	許可申請の手続きの中で土砂の量を規制すべきである。	④
32	4 (2) ⑤埋立地等の把握	「2 許可の申請の手続」における「災害防止や生活環境を保全するために講ずる措置」は、「災害防止」と「講ずる措置」が文章上つながっていないので、「災害防止や生活環境の保全のために講ずる措置」等の適切な表現にすべきである。	①

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分
33	4 (2) ⑤埋立地等の把握	国が国の土地に土砂等の埋立て等を行う場合も許可の対象でしょうか？例えば、河川の高水敷整正等は対象になるのか。	②
34	4 (2) ⑤埋立地等の把握	ここで示す必要はないと考えるが、申請書のひな形や手本、申請に要する期間を示すべきと考えます。	③
35	4 (2) ⑤埋立地等の把握	土砂等の埋立て等の許可について「国、地方公共団体等が行うものは適用除外」とあるので、三重県土砂条例に明記した方がよいと考えます。	②
36	4 (2) ⑤埋立地等の把握	埋め立て期間を3年以内とすべきである。	①
37	4 (2) ⑤埋立地等の把握	埋め立て期間を3年以内とする。	①
38	4 (2) ⑤埋立地等の把握	埋め立ては、3年以内に完了すること。	①
39	4 (2) ⑤埋立地等の把握	埋立て期間を3年以内とするべき。	①
40	4 (2) ⑤埋立地等の把握	埋立て・盛土等の施工期間を盛り込むべき。	①
41	4 (2) ⑤埋立地等の把握	事業期間は最長3年としても、半年ごとに更新手続きをするよう義務付けることが必要だ。	④
42	4 (2) ⑤埋立地等の把握	◆管理期間2年以内に埋め立ては完了すること。 土砂の搬入量に応じて保証金を預託させ、埋め立て完了後の立入検査で、問題が無ければ返却する事とする。	③
43	4 (2) ⑤埋立地等の把握	一時堆積についても、許可制にして申請の手続きを義務づけること。そして、一時的でなく継続した状況になれば罰則を科すこと。	②
44	4 (2) ⑤埋立地等の把握	許可申請及び変更申請の手数料を盛り込むべき。	①
45	4 (2) ⑥土砂等の搬入規制	「1 土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止」及び「4 再生土等による環境影響の防止措置」は、必ずしも「土砂等の搬入規制」と括れるような内容ではないと考えられるので、項目の見出しを「土砂等の搬入規制等」としてはどうか。	①
46	4 (2) ⑥土砂等の搬入規制	「3 適正利用できる再生土等の確認」における「適正利用できる再生土等」については、その内容が不明確であるので、どのように「適正利用できる再生土等」であることを確認するのかを規則で明示するとともに、条例においても、「ときは」の次に「規則で定めるところにより」を加えること等の対応が必要であると考えます。	①
47	4 (2) ⑥土砂等の搬入規制	もう一つの千葉県の「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」に関する「土砂等発生元証明書」の取扱いについては、同条例の目的を達成する上で重要な証明書と見えます。三重県の条例制定の審議の中でもご検討いただきますようお願いいたします。(内容はインターネットで公開しています。)	②
48	4 (2) ⑥土砂等の搬入規制	三重県に持ち込まれている建設残土は、大半が県外のものであり、県外残土の搬入も禁止すべきである。	④
49	4 (2) ⑥土砂等の搬入規制	「何人も、県外残土(発生土)及び土砂基準に適合しない土砂等を使用して・・・」とすべき。	④

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分
50	4 (2) ⑥土砂等の搬入規制	この県の中間案を読むと、始めから、建設残土の受け入れありきという内容にも受け取れます。 もしも、三重県という郷土を、心の底から愛しているのであれば、受け入れをしないくらいの強い規制の条例が可能なのであれば、作って頂きたいです。	④
51	4 (2) ⑥土砂等の搬入規制	県外発生土は、禁止すべき。	④
52	4 (2) ⑥土砂等の搬入規制	尾鷲市や紀北町などに持ち込まれている残土のほぼ全量が県外の大都市圏から排出されたものである。 大都市で処分できない不要物（ゴミ）が過疎地に投棄されているのが現状。港湾設備のある過疎地の山間部が、海上輸送された都市のゴミで、汚染される（されている）恐れが強いほか、投棄され堆積した土砂が大雨で崩壊する恐れが強い。 残土はいったん投棄されると、たとえ汚染が発覚したり崩壊事故が起きても、原状回復は難しく、業者側も対応できる資産を持っていない。 したがって、抜本的な対応策は、県外残土の持ち込みを全面禁止するしかない。	④
53	4 (2) ⑥土砂等の搬入規制	◆県の責務：県外残土の搬入は禁止すべきである。	④
54	4 (2) ⑥土砂等の搬入規制	再生土や改良土は、産廃の建設汚泥にセメントや石灰を混ぜたものや、汚染土壌を水洗浄処理したものであり、高いアルカリ性や有害物質が残留している危険性があるので、搬入を禁止すべきである。	④
55	4 (2) ⑥土砂等の搬入規制	再生土の搬入を認めているが、禁止すべきである。	④
56	4 (2) ⑥土砂等の搬入規制	再生土や改良土は持ち込み禁止、又県外残土の搬入も禁止すべき。	④
57	4 (2) ⑥土砂等の搬入規制	改良土・再生土の埋立て・盛土の禁止すべき。	④
58	4 (2) ⑥土砂等の搬入規制	再生土や改良土の搬入は禁止すべき。	④
59	4 (2) ⑥土砂等の搬入規制	再生土の搬入は禁止する。	④
60	4 (2) ⑥土砂等の搬入規制	再生土等の搬入は「届出制」になっていますが、「禁止」にすべきです。	④

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分
61	4 (2) ⑥土砂等の搬入規制	改良土ないし再生土は、産業廃棄物である汚泥などの水分を除去したり、セメントや石灰などを混入して固めたもので、処理場での的確な処理が義務付けられているが、実際は処理場の証明書がないものが多い。 しかも改良土は、国交省によって用途が限定されているが、尾鷲などに持ち込まれている改良土は山林に無造作に大量に投棄されている。環境省によると、「定められた用途と異なり、山林などに投棄された改良土は、あくまで産業廃棄物だ」としており、法にも違反するとの考えだ。 三重県には、何度かその点を指摘し、是正を求めたが一向に改善されず、見て見ぬふりをしている。 住民の一部は三重県と業者を相手取って訴訟の提起を準備しており、問題が表面化する前に、対策を講じる必要がある。	④
62	4 (2) ⑥土砂等の搬入規制	再生土等について専門家を置き正しい取扱いを望むとともに条例で規制することを明文化してほしい。	②
63	4 (2) ⑥土砂等の搬入規制	土砂等の埋立て等を使用される土砂等の安全基準を追加してください。 「環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定める」など	①
64	4 (2) ⑥土砂等の搬入規制	県外からの土砂は建設工事の元請業者の証明書の規定を盛り込むべき。	②
65	4 (2) ⑥土砂等の搬入規制	県外・県内を含め、一時保管場を経由した土砂は埋立て・盛土等に使えない。	③
66	4 (2) ⑥土砂等の搬入規制	三重県は、尾鷲港や紀北町名倉港に独自の残土検査施設を設け、陸揚げ前に検査し、問題のある残土は陸揚げ禁止するべきである。 環境基準を上回る汚染土壌や、搬送途上で混入される汚染土壌を未然に防ぐためである。	④
67	4 (2) ⑥土砂等の搬入規制	発生土のフローを管理するために、マニフェスト制度を義務づけるべき。また、規則で「発生土管理票（マニフェスト）」の様式を定めること。	④
68	4 (2) ⑦大規模で無秩序な土砂等の埋立て等に関する規制	法面勾配、段差、高さ規制、景観配慮(植栽)を盛り込む。	②
69	4 (2) ⑦大規模で無秩序な土砂等の埋立て等に関する規制	構造基準（事業計画）には法面の勾配、高さの規制、景観の配慮、を盛り込み土砂の量を規制すること。	②
70	4 (2) ⑦大規模で無秩序な土砂等の埋立て等に関する規制	構造基準を明確にして、生活環境に不安をもたらさないようにすると共に自然環境（景観への配慮等）も規制する。	②
71	4 (2) ⑦大規模で無秩序な土砂等の埋立て等に関する規制	堆積土砂の高さを2メートル以下ないしは5メートル以下に制限する等の措置を講じるとともに、土砂の堆積により生ずるのり面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が2メートルの勾配以下であること、排水施設、擁壁その他の施設に関する基準を定める等の措置を講じさせるような実効性のある条例(埼玉県土砂の排出、堆積等の規制に関する条例)としなければ、住民の生活環境や生命身体の安全を守ることはできない。紀北用の既設の建設残土の堆積についても、業者に対し危険性を除去する措置を講じさせるものでなければ意味がない。	②

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分
72	4(2) ⑦大規模で無秩序な土砂等の埋立て等に関する規制	この項目への意見については、紀北町の残土条例時の意見書照会で指摘してあります。	⑤
73	4(2) ⑧欠格要件	2つ目の「・」について、環境に関するものだけ「環境法令」のみの記載で「条例」についての言及がないが、三重県自然環境保全条例（平成15年三重県条例第2号）など環境に関する条例に基づき罰金刑以上の刑に処され一定期間を経過しない者を欠格要件としなくてよいのか。	①
74	4(2) ⑧欠格要件	2つ目の「・」について、一文の中で同じレベルの語句が2回「及び」でつながれているので、「環境法令及び」における「及び」を「、」とすべきではないか。	①
75	4(2) ⑧欠格要件	2つ目の「・」について、「許認可等において土砂等の埋立て等が伴う法令や条例」は文意が不明確であるので、「土砂等の埋立て等に関する許認可等について規定する法令や条例」等の表現とすべきではないか。	③
76	4(2) ⑧欠格要件	5つ目の「・」について、「暴力団関係者」は、その内容が不明確であるので、定義を設けるなどにより、その内容を明確にすべきではないか。	①
77	4(2) ⑧欠格要件	暴力団関係者等を明確にしておく。暴力団の妻子・兄弟等は不許可にする。	①
78	4(2) ⑧欠格要件	残土に限らず、産業廃棄物の取り扱い業者は、反社会的勢力との結びつきが懸念される。また、最近はこの分野に外国資本が参入しており、盛んに山林の買い占めなどを行っている。搬送途上で、建設残土に汚染土壌を混入するケースも跡を絶たない。残土を、こうした人間たちの資金源にはいけない。	②
79	4(2) ⑧欠格要件	他地域での土砂崩落事案を加味すると、欠格要件をきびしくしてほしい。	③
80	4(2) ⑨土砂等の埋立て等が完了するまでの管理に関する規制	「2 定期的な水質等の調査等」における「排水を水質調査し」は日本語としてこなれていないと思われるため、「排水の水質調査を行い」等の表現とすべきではないか。	①
81	4(2) ⑨土砂等の埋立て等が完了するまでの管理に関する規制	また、9頁「⑤ 埋立地等の把握」の「3 許可基準」においては「排水の水質検査」という表現がみられるが、条例全体で「水質検査」か「水質調査」のどちらかに表現を統一するか、又はそれらの表現に違いがあるのであればその違いがわかるようにすべきではないか。	①
82	4(2) ⑨土砂等の埋立て等が完了するまでの管理に関する規制	水質ばかりを言われているが、川や海にとれば濁り見た目にも生態系にもとてもよくない。だから濁りの尺度は全国レベルではなくその川に合わせたこれまでの透明度を基準にしないと川は汚れるばかりである。そこをしっかりと条例に入れ込んでほしい。	④
83	4(2) ⑨土砂等の埋立て等が完了するまでの管理に関する規制	既設埋立地における災害防止対策や水質保全策について、報告を求め場合により指導できる規定を条例に盛り込んで戴きたい。	②

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分
84	4 (2) ⑩適用除外	私は、国道42号線荷坂峠上り口近くに住んでいて、我が家の直ぐ近くに大量の建設残土が積まれています。この埋立地は地目的には3つあり、1つは国道42号線のかなり広い国道法面（三重県指定の土砂災害レッドゾーン）、2つ目は1反半ほどの元、水田で土地改良（果樹園）申請地、3つ目は3反弱の山林でした。埋め立て後、山林であつたところはずでに、ソーラー発電所ができています。問題は国が地元自治会等になんの知らせも無く、国道法面に、どんな内容か分からない土砂をレッドゾーンに入れしかも、高さが今までよりはるかにたかくなってレッドゾーンを拡大させています。私はこのような埋め立てには、国の所有地であっても県の許可が必要であると定めて頂きたい。	④
85	4 (2) ⑩適用除外	生活環境への影響のおそれの少ない土砂等の埋立て等は、適用除外から外す。	④
86	4 (2) ⑩適用除外	適用除外は必要と思いますが、安易に「許可を要しない事項」としての慎重な取扱いをしていただきたいと思います。	③
87	4 (3) ⑪土砂等搬入禁止区域の指定	災害防止の観点からレッドゾーンとイエローゾーンはあらかじめ土砂等搬入禁止区域に指定しておくべきである。	④
88	4 (4) ⑫市町との連携	「1 適用の除外」において、三重県水源地域の保全に関する条例（平成27年三重県条例第45号）第18条の規定のように、「この条例の趣旨に即している」という条件だけでなく、「この条例と同等以上の効果が期待できる」という条件を加える必要はないか。	①
89	4 (4) ⑫市町との連携	「2 市町への意見照会」において、「住民の生活の安全確保」という概念がこの条例において初めて出てくるが、目的規定や責務規定等を見ても、本条例は「災害の防止」と「生活環境の保全」という概念を中心に組み立てられているのであり、突如として新たな概念を持ち出すのはいかがなものか。また、「災害の防止の観点」から意見を聴く必要はないか。	①
90	4 (4) ⑫市町との連携	規制面積の対象をどのぐらいの広さの規制がよいか。都道府県の土砂条例は3千平方メートル以上を対象とするものが多いが、市町村の土砂条例は1千平方メートル以下を対象とするものが多い。この点は、市町村の条例があるところの規制との整合性を考え検討してもらえばと思います。	③
91	4 (4) ⑫市町との連携	紀北町はすでに独自条例を施行し、尾鷲市は条例を検討中だと聞く。県条例との兼ね合いについては、より厳しい方を適用するようにしてほしい。	②
92	4 (4) ⑫市町との連携	尾鷲市行政の人的パワーを含め、土砂の県外からの搬入調査等は困難と判断する中で、適用の除外として「県外残土の持ち込みを禁止」の条例を規定することがまずは、入り口に規制をかける事の行政の責任と考えます。これについて、私が気に掛けていることは、これにより、県との整合性がないではないかと言われることが一番心配です。茨城県と茨城県下の市町村等の中には、「県外残土禁止」の条例が盛り込まれていますが、私自身、気になって情報収集をしてきました。茨城県は市町村条例を重視し、法令違反的な係争もほとんどなく、行政業務を行っております。その点も調査していただき、三重県の北部から南部の地域性・特殊性を認識していただき、市町村条例にも関わっていただきたいと思います。尾鷲市には「県外残土禁止」を茨城県と県下の市町村との関係のように可能ではないか考えます。	②

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分
93	4 (4) ⑬経過措置	経過措置期間の「2」について、そもそも「他法令等の許可を受けて(の)土砂等の埋立て等」は、17頁「⑩適用除外」の「4 法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分による土砂等の埋立て等」に該当し、本条例の適用除外となるので、経過措置規定を設ける必要はないのではないか。	②
94	4 (4) ⑬経過措置	条例施行日から1年間の経過措置を認めるのではなく、ただちに埋め立てを禁止すべきである。	④
95	4 (4) ⑬経過措置	条例施行日から1年間の経過措置でなく経過措置をなくすべき。	④
96	4 (4) ⑬経過措置	施行の日から1年間を3か月間とすべき。	③
97	4 (4) ⑬経過措置	県条例施行時期だが、議会で審議した後、可及的に速やかに施行してほしい。 業者は、すでに県条例ができることを知っており、中間案の内容も承知している。議会決定後3か月もあれば施工しても問題はない。経過措置期間1年というのはあまりにも長すぎる。	③
98	4 (4) ⑬経過措置	経過措置をなくすべき。	④
99	4 (4) ⑬経過措置	◆経過措置期間を半年以内とする。	③
100	4 (4) ⑬経過措置	条例ではすでに積み上げられている造成地も安全性を検討する対象として規制をかけるような条例でなければ意味がない。	③
101	4 (4) ⑬経過措置	尾鷲市・紀北町に既に持ち込まれていて、崩落事故の発生、有害物質の混入、住民の生活環境の不安を新しくできる条例の中で重要な論点でありますので、明文化にしていきたい。	③
102	4 (4) ⑬経過措置	条例制定前の件について、どのように対処されるのか、具体的にご説明ください。	③
103	4 (5) ⑭立入検査、報告徴収、命令、罰則	両罰規定を盛り込むべき。	①
104	4 (5) ⑭立入検査、報告徴収、命令、罰則	立入調査に住民代表も立ち会いできるようにすべき。	④
105	4 (5) ⑭立入検査、報告徴収、命令、罰則	土砂の投棄の早期発見に活用できる条例にしてほしい。今後の大規模プロジェクトによる建設残土の県内への搬入も予想されること等から、このような問題も考慮して条例を制定する必要があると思提案します。	②
106	4 (5) ⑭立入検査、報告徴収、命令、罰則	他地域での土砂崩落事案を加味すると、懲役刑と罰金についてももう少しきつい懲役刑と罰金にしてはどうかと思います。何を基準に決められたのでしょうか。	④
107	4 (5) ⑭立入検査、報告徴収、命令、罰則	立入検査、報告徴収、命令に関しては妥当と考えますが、罰則に関しては、産業廃棄物の不法投棄に比して金額が低すぎて、不適正処理の抑制することに繋がらないとされています。 建設工事に伴って発生した土砂は、産業廃棄物と見なすとか、土砂が逆有償になっていたなら、産業廃棄物と見なすなど、法律の改正をめざす取り組みが必要と考えます。	⑤

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分
108	全般	大津市土砂条例のように、搬入量に応じて保証金を預託させて、行政の立入検査等の費用に充てるべきである。	④
109	全般	一般的に土砂等による埋立ては長期にわたり、近年の気象変動が激しいこと、また降雨量により土砂崩壊等が懸念されることから、災害が発生した場合の復旧費用として、保証金制度を導入しないのか（地域特性として分類できるのではないか）。	④
110	全般	大規模埋め立てでは事前に保証金を提出させるべき。	④
111	全般	聴聞の規定を盛り込むべき。	④
112	全般	産業廃棄物を捨てた場合、懲役5年以下又は3億円以下の罰金とすべき。	⑤
113	全般	施工管理者の規定を盛り込むべき。	②
114	全般	許可・不許可は審議会の意見が必要とすべき。	④
115	全般	前文・基本方針（条例を強力に着実に推進するため）を盛り込むべき。	④
116	全般	公共施設を破壊し、市民生活に支障をきたした復旧費用は事業主負担とすべき。	⑤
117	全般	条文及び構成はベンチマーキング手法を活用すべき。	②
118	全般	条例にできる限り盛り込み規則はない方が分かりやすく使いやすい。	③
119	全般	港湾における土砂の搬入に際して、積載物の成分がチェックできるシステムを条例に盛り込んで載きたい。	③
120	全般	現在の土砂災害マップに指定されたレッドゾーンに搬入されている土砂については地権者に取り除くよう条例に明記するべきである。	④
121	全般	◆県民の協力：この条文を入れるべき。	④
122	全般	尾鷲市や紀北町の担当職員も残土に対する知識に乏しく、しかも、なぜか業者に遠慮がちだ。担当職員に土壌の検査方法や、業者への対応の仕方について研修教育してほしい。 場合によっては県警に協力を求め、業者の脅しなど不当な介入を招かないよう、配慮してもらいたい。	③
123	全般	今後、対策として 1. 搬出元と盛土現場業者間の契約書の記載数量と、月毎の提出書類の数量の累計の確認 2. 分析表の提出と現場検査の実施 3. 業法による許可案件の厳守、定期的な公的機関及び搬出元の立ち入り検査 4. 搬出元と盛土現場業者の契約書の提出を、順守することが必要と考えます。 尚、当社が2か月に一度実施している水質・土壌検査は公的機関によるものであり、憶測あるいは誹謗中傷の為に汚染土等と噂を広め反対運動をたきつける方達がいることに困惑と憤りを覚えております。 上記全てにおいて守秘義務の厳守を強く要望致します。	④

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分
124	全般	それにしても、審議会の皆さんは、一体、どれだけ現地の実情を承知しておられるのか？ 尾鷲や紀北町に出抜き実態を十分に把握した上で、具体策を固めるべきではないか……。2泊3日ぐらいの日程で現地を十分に見て回るべきだ。そして住民の声にもよく耳を傾けてほしい。	⑤
125	全般	2014年・2015年にNPO廃棄物問題ネットワーク三重から「残土条例制定の請願書」が提出され本会議で採択されたが、2018年9月まで経過報告があり、県の報告は、「県内全域において、残土の処理などに関して、直ちに条例制定による新たな規制が必要な状況でないと考えます」との報告がありました。2012年から尾鷲市、紀北町に残土の搬入が始まったと報道していました。請願者である三重県民に対して、担当部署のいい加減な対応は、県民に対する背徳の行動といえる。2012年の事実が、報道機関の三重県の情報公開にて確認されている。県民に真実を隠蔽する体質は、一掃されるべきです。NPO廃棄物問題ネットワーク三重に県は、謝罪と報告をすべきと思います。また、報道機関を通じて、請願者に対する不誠実な対応をしないことを約束すべきです。県の施策のすべてが不誠実なものに見えてしまいます。信頼を取戻すように努力してください。	⑤
126	全般	搬入の置き場が港湾部局の管轄である場合、港湾使用許可と土砂条例の関係について（事前協議が整った時点での情報提供が必要） ※一方で3000㎡未満の許可不要の場合、港湾を利用して尾鷲市外に搬入が考えられるため。	③
127	全般	県外の土砂を規制の対象としていないが、その見解を示してほしい。（悪臭や河川汚濁等が話題になっているが）	⑤
128	全般	3000㎡未満を許可対象と検討している尾鷲市の条例で、係争になったとき県から助言、指導等の支援が受けられるのか。	②
129	全般	他市町村（市町村を跨ぐ場合）であっても水源地上流への建設残土（再生土を含む）の埋め立ては禁止すべき（紀北町の水源地は銚子川で、その上流は尾鷲市のため）。	④
130	全般	上水道の水源地上流への土砂等の搬入を禁止すべき。	④
131	全般	土砂、建設残土というものは、まず出した県内で適正に管理すべき。	④
132	全般	いくら安全な土と言われても、これまでそこになかった土を水源地の上に積まれて気分がよい人はいないと思う。 命の水の上流に置くというのはもってのほかで、あってはならない事である。	④
133	全般	三重県の大切な自然財産とも言える奇跡の清流銚子川をこのような残土から守り、後世にしっかりと残していかなければならないのは、地元はもちろん三重県がしっかり受け止めなければならないと思う。他には負けない三重県の素晴らしい自然環境をしっかりと守れる条例にしてほしい。	③
134	全般	三重県がいつまでも神聖なすがすがしい県であるために、産業廃棄物、建設残土問題に取り組んでいただきたいです。 アリの一穴になるような緩い条例ではなく、厳しい条例の制定を心よりお願い申し上げます。	③

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分
135	全般	いくら条例をつくっても、効果のない条例では全く意味がない。三重県はこれまで既存の法令で対処できるとしてきたが、現実には何もできなかった。不作為で住民に訴えられることのないよう、実効性のある内容にしてもらいたい。 三重県の条例ではあるが、全国の自治体や住民の視線が注がれていることを、十分に考慮していただきたい。	③
136	全般	三重県の残土に関する関係部署は、尾鷲市と紀北町の残土の搬入実態をどのような方法でいつ知りましたか。 ・実態を最初に知ったのは何年何月何日か。 ・どのような方法でいつ知りましたか。 ・最初の搬入（尾鷲市・紀北町）から現在までにどこの個所に何トン搬入しているか報告してください。例えば紀北町の〇〇地域に何トンというように何か所かを説明してください。	⑤
137	全般	知事も多くの皆さんから不安の声を聴いていると言われるが、具体的にどのような不安の声があったのか説明してください。	⑤
138	全般	請願者に対して、2018年9月14日の最終報告で県は直ちに条例制定による新たな規制が必要な状況ではないとしていたが、最終報告から方針を変えて残土条例(仮称)の制定に着手した理由は何か。	⑤
139	全般	三重県環境審議会委員の皆さんは、尾鷲市と紀北町の残土の堆積状況・住民の皆さんの不安の声を聞き取り視察・調査して、三重県土砂(仮称)のあり方、中間案を作成されたのでしょうか。	⑤
140	全般	三重県における、港湾を經由して紀北町、尾鷲市地域に都市圏から搬入された土砂が紀北町の〇〇地区に何トン、尾鷲市の〇〇地区に何トン、搬入年月日、搬入場所、搬入量、無秩序積み上げされている場所の問題点と発生年月日〇〇地区、何トン等具体的にご説明してください。崩落事故の発生や有害物質の混入とは、発生年月日と場所、どのような崩落状態か。被害状況はどの程度か。有害物質とは、どのような種類の有害物質か、またどのように処理されているのか等。	⑤
141	全般	行政指導しか手段がなく・・・とありますが、警察との連携で告発などで取り締まりを強化する方法も考えてはどうですか。	⑤
142	全般	環境審議会委員におかれては尾鷲市、紀北町の残土の搬入現場および堆積状況を視察調査されてはどうですか。	⑤
143	全般	あり方部会委員におかれては尾鷲市、紀北町の残土の搬入現場および堆積状況を視察調査されてはどうですか。	⑤
144	全般	現に尾鷲市・紀北町に持ち込まれた残土の対応、住民不安と崩落事故などの未然防止の観点からの議論と条例制定で解決できる条項を入れないと、県民の不安は解消しない。その提案・審議に県民の代表として、NPO法人廃棄物問題ネットワーク三重の参加をお願いしたい。	④
145	全般	今回の「三重県土砂等の埋め立て等の規制に関する条例」でよいのではないかと思います。	②

「三重県土砂条例（仮称）のあり方（中間案）」に係る市町への意見照会の結果

1 項目別延べ意見数

項 目	意見数
4（1）総則	
①条例の目的	0
②用語の定義	0
③責務の明確化	1
4（2）土砂等の埋立て等の把握	
④住民への周知（公表）	2
⑤埋立地等の把握	7
⑥土砂等の搬入規制等	0
⑦大規模で無秩序な土砂等の埋立て等に関する規制	1
⑧欠格要件	0
⑨土砂等の埋立て等が完了するまでの管理に関する規制	4
⑩適用除外	0
4（3）土砂等搬入禁止区域	
⑪土砂等搬入禁止区域の指定	1
4（4）雑則	
⑫市町との連携	3
⑬経過措置	1
4（5）罰則等	
⑭立入検査、報告徴収、命令、罰則	0
全般	4
合計	24

2 対応状況

対 応 区 分	件数
①反映する 最終案や条例案に意見や提案内容を反映させていた ただもの。	1
②反映済み 意見や提案内容がすでに反映されているもの。	3
③参考にする 最終案には取り入れないが、今後の取組に意見や提 案内容を参考にさせていただくもの。	16
④反映又は参考にさせていただくことが難しいもの。	1
⑤その他 (①から④に該当しないもの。)	3
合計	24

3 意見の概要および対応状況

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分
1	4 (1) ③責務の明確化	中間案では、3土砂等を発生させる者の責務として、「建設工事に伴う土砂等の発生抑制及び有効利用の促進並びに不適正な土砂等の埋立て等が行われないよう <u>適正な処理に努めなければならない</u> こととします。」「再生土等の製造者は、製造した再生土等の有効な利用の促進に努めるとともに、再生土等の不適正な埋立て等が行われることのないよう <u>適正な処理に努めなければならない</u> こととします。」「4土地の所有者の責務として、「所有する土地において不適正な土砂等の埋立て等が行われないよう <u>適正な管理に努めなければならない</u> こととします。」とされていますが、下線部分について、『 <u>適正な処理に努めるとともに、県が実施する産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない</u> 』とすることで、必要な調査等に協力を求められると考えます。	④
2	4 (2) ④住民への周知 (公表)	周辺住民とはどの程度の範囲を想定されているのか考え方を具体的に示されたい。	①
3	4 (2) ④住民への周知 (公表)	事業者は周辺住民の意見に対応し、事業計画に反映するよう努めなければならない訳であるが、事業者から周辺住民に対し誠実に説明等が行われれば良いが、周辺住民は意見が事業計画に反映されたかどうかの確認が難しいのではないかと思います。	②
4	4 (2) ⑤埋立地等の把握	山間部の斜面等において土砂等で埋め立てを行い、太陽光発電設備の設置が行われるケース(都市計画法等の申請対象外)は、本条例の許可等の対象となるのか。	⑤
5	4 (2) ⑤埋立地等の把握	産業廃棄物処理業者により処理された再生土や改良土について、販売目的で保管堆積されるケースは、本条例の許可等の対象となるのか。	⑤
6	4 (2) ⑤埋立地等の把握	許可を要しない基準については、区域の面積が3,000㎡未満、高さ1m以下、ただし、近接箇所ものは一体として取り扱うよう検討されているとお伺いしています。 近接でも土砂を搬入する期間が異なる場合や、凹凸の加減で高さが部分的にしか1mを超えないような場合等に、適用できるような段階的な規定の検討が必要ではないでしょうか。	③
7	4 (2) ⑤埋立地等の把握	市関係法令等での手続上のトラブルや事前着工、違反などは、許可審査時にどこまで考慮されるのか。例えば、必要な手続きがされていなくても、許可されるのか。	③

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分
8	4 (2) ⑤埋立地等の把握	行為を行う面積が3000㎡以上の場合に許可が必要とのものであるが、当該面積は公簿と実測のいずれであるのか。また、いずれの場合にあっても、対象地の境界の確定は必要なのか。	②
9	4 (2) ⑤埋立地等の把握	土砂搬入について、利用目的や所有者に関わらず、一定範囲の区域において一定量以上の土砂搬入が生じる場合や、土砂搬入期間が異なる場合にも、土砂搬入に関する規定の検討が必要ではないでしょうか。	③
10	4 (2) ⑤埋立地等の把握	起伏凹凸のある土地への土砂搬入について、部分的に盛土高さが1mを超える場合や、土地形状が凹凸がある場合等の、土砂搬入高さが明確にならないような場合において、規定の検討が必要ではないでしょうか。	③
11	4 (2) ⑦大規模で無秩序な土砂等の埋立て等に関する規制	中間案では【盛り込むべき内容】に「土砂等の埋立て等の最大堆積時及び完了時における土砂等埋立て等区域の土地及び土砂等の堆積形状並びに排水施設その他の土砂等の崩落又は流出を防止するための施設が、構造上の基準に適合しなければならないこととします。」とありますが、土砂等の埋立て中にも施工方法が悪いなどの理由や自然条件(台風など)によっても土砂等の崩落又は流出のおそれがあることから、施工中に必要な施設や措置についても規定を設ける必要があると考えます。	③
12	4 (2) ⑩土砂等の埋立て等が完了するまでの管理に関する規制	水質調査の実施については、埋め立て等を行った表面又は内部では水質の違いが生じる可能性があると考えられますが、水質調査の方法については基準を設ける必要があると考えます。	③
13	4 (2) ⑩土砂等の埋立て等が完了するまでの管理に関する規制	埋立地からの浸透水による地下水への影響も懸念されるが、地下水に対する水質調査の実施についても必要と考えます。	③
14	4 (2) ⑩土砂等の埋立て等が完了するまでの管理に関する規制	完了時の確認について、例えば開発行為の完了検査のように、関係部署も合わせて検査するような運用を予定しているのか。(手続きの最初だけでなく、完了時まで関係機関と連携を図るのか。)	③
15	4 (2) ⑩土砂等の埋立て等が完了するまでの管理に関する規制	P15(制度の趣旨)10行目『土砂等の搬入時の確認をすり抜けて、汚染土砂等が搬入されてしまった場合』の対策として定期的な水質モニタリングを設けていますが、この結果で基準超過があった場合には公表するという文言を盛り込んでいただきたい。	②

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分
16	4 (3) ⑪土砂等搬入禁止区の指定	「土砂等搬入禁止区域」の指定の際の具体的な手続きはどのようなものか。また、「土砂等搬入禁止区域」が指定される場合、市町はどのタイミングで知り得ることとなるのか。	③
17	4 (4) ⑫市町との連携	許可申請に対して、要件を満たせば許可することになると思いますが、その場合には各市町に通知する旨の内容を条文中に盛り込んでいただきたい。	③
18	4 (4) ⑫市町との連携	許可前に市町に意見等を求められることは良いと考えるが、その後の許可・不許可の連絡についての規定がないように見受けられるが、そのような手続きはどうなるのか。 例えば道路法の許認可等の観点から「意見等」を行った場合、事業者にどのような形で伝わるのか。	③
19	4 (4) ⑫市町との連携	広域的な取り組みや規制の標準化を進めるためには、既に制定した当方町条例と県条例とも整合していく必要があると考えております。 例えば、再生土の利用に関し、三重県では「製品保証が保たれた土壌基準等」を重視し、町では「強アルカリの植生影響等」に着目した規制となっておりますが、両者とも、規制内容が異なっていますが、生活環境保全を進めるという方向性が同じであり、条例施行後においては、効果等を検証しながら規制の同一化をめざすなど、将来は土砂の埋め立てに関する他の規定内容も併せ、調整等を進めていきたいと考えています。	③
20	4 (4) ⑬経過措置	中間案では「条例施行前に土砂等の埋立て等を行っている者については、施行の日から1年間は、条例で定める許可を受けずに引き続き土砂等の埋立て等を行うことができることとします。」とありますが、上記の者についても、『住民への周知（事業計画等について説明会等）』や条例で規定する『構造基準』への適合、『土砂等の埋立て等が完了するまでの管理に関する規制』などについて、必要な対応を求められるように、『本条例の規定する事項及び県が実施する産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない』を追加していただきたい。	③
21	全般	事業者によって埋立て等行為前に三重県と事前相談等の後、説明会等の開催が行われるが、周辺住民等から市町への問い合わせも想定されるため、市町に対して事前に必ず三重県からの情報提供等を行っていただくなどの対応が必要と考えます。	③

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分
22	全般	<p>当該条例は、紀北町内で不安が広がっている「大規模な土砂の埋め立てに伴う災害や生活環境破壊」の危惧に対し、法に適合する必要な規制が施された条例となり、町の生活環境保全という目的達成に資するものと考えられます。</p> <p>引き続き当該条例の制定に向けた取り組みをお願いします。</p>	⑤
23	全般	<p>本条例の施行後、他法令に基づく届出等を市窓口を持参した際、条例の対象となる可能性がある案件については、条例の説明、県担当部局窓口への協議の依頼を行う必要が発生すると想定されることから、市町窓口における対応手引き等を検討いただきたい。</p>	③
24	全般	<p>条例制定前後の周知を徹底するとともに、その運用等について、マニュアルや手引きなどを作成していただきたい。</p>	③

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（仮称）
（案）

令和元年 10 月
三重県環境生活部

<目次>

第一章	総則（第一条—第六条）	
	第一条	（目的）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
	第二条	（定義）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
	第三条	（県の責務）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
	第四条	（土砂等の埋立て等を行う者の責務）・・・・・・ 1
	第五条	（土砂等を発生させる者の責務）・・・・・・・・・・ 2
	第六条	（土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者の責務）・・・・ 2
第二章	埋立て等に使用される土砂等の汚染に関する基準（第七条）	
	第七条	（土砂基準）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第三章	土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止等（第八条）	
	第八条	（土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止等）・・・・ 2
第四章	土砂等の埋立て等の許可等（第九条—第二十七条）	
	第九条	（土砂等の埋立て等の許可）・・・・・・・・・・・・ 3
	第十条	（土地の所有者の同意）・・・・・・・・・・・・・・ 3
	第十一条	（周辺地域の住民への周知）・・・・・・・・・・・・ 4
	第十二条	（許可の申請の手続）・・・・・・・・・・・・・・ 4
	第十三条	（市町長の意見の聴取）・・・・・・・・・・・・・・ 5
	第十四条	（許可の基準等）・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	第十五条	（変更の許可等）・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
	第十六条	（土地の所有者への通知）・・・・・・・・・・・・・・ 7
	第十七条	（土砂等の埋立て等の着手の届出）・・・・・・・・・・ 8
	第十八条	（土砂等の搬入の報告）・・・・・・・・・・・・・・ 8
	第十九条	（土砂等管理台帳の作成）・・・・・・・・・・・・・・ 8
	第二十条	（土砂等の埋立て等に使用した土砂等の量の報告）・・・・ 8
	第二十一条	（水質調査等）・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
	第二十二条	（標識の掲示）・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
	第二十三条	（関係書類の閲覧）・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
	第二十四条	（土砂等の埋立て等の完了の届出等）・・・・・・・・・・ 9
	第二十五条	（地位の承継）・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
	第二十六条	（命令）・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
	第二十七条	（許可の取消し等）・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
第五章	土地の所有者の義務（第二十八条—第二十九条）	
	第二十八条	（土砂等の埋立て等に係る土地の所有者の義務）・・・・・・ 12
	第二十九条	（土砂の埋立て等に係る土地の所有者に対する勧告及び命令）・ 12
第六章	土砂等搬入禁止区域（第三十条—第三十二条）	
	第三十条	（土砂搬入禁止区域の指定）・・・・・・・・・・・・ 12
	第三十一条	（土砂等の搬入の禁止）・・・・・・・・・・・・・・ 13
	第三十二条	（土砂等搬入禁止区域の解除）・・・・・・・・・・・・ 13

第七章	雑則（第三十三条—第三十八条）	
	第三十三条（報告の徴収及び立入等）	13
	第三十四条（公表）	14
	第三十五条（警察本部長からの意見聴取）	14
	第三十六条（市町の条例との調整）	14
	第三十七条（手数料）	14
	第三十八条（規則への委任）	14
第八章	罰則（第三十九条—第四十四条）	
	第三十九条—第四十三条（罰則）	15
	第四十四条（両罰規定）	16
附則		16

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（仮称）（案）

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、土砂等の埋立て等に関する県、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者及び土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者の責務を明らかにするとともに、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂等の埋立て等の適正化を図り、もって土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の未然防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物、次号で定める改良土並びに第三号で定める再生土をいう。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物又は土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十六条第一項に規定する汚染土壌を除く。
- 二 改良土 土砂にセメント、石灰その他の改良材を混合し安定処理をしたもの
- 三 再生土 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物（建設工事に伴って発生した汚泥その他規則で定めるものに限る。）の脱水、混練その他規則で定める処理により生じた物であって土砂と同様の形状を有するものをいう。
- 四 埋立て等 土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をいう。
- 五 埋立て等区域 土砂等の埋立て等を行う土地の区域をいう。
- 六 土砂等を発生させる者 建設工事の発注者又は請負人であって、その建設工事に伴って土砂等を発生させるもの及び改良土又は再生土の製造者をいう。

（県の責務）

第三条 県は、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止又は生活環境の保全上支障が生ずるおそれのある土砂等の埋立て等が行われないう必要な施策を推進するものとする。

- 2 県は、土砂等の埋立て等の適正化を推進する上で市町が果たす役割の重要性に鑑み、市町が土砂等の埋立て等に関する施策を実施しようとする場合には、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力を行うものとする。

（土砂等の埋立て等を行う者の責務）

第四条 土砂等の埋立て等を行う者は、その実施に当たっては、埋立て等区域の周辺地域の住民の理解を得るよう努めなければならない。

- 2 土砂等の埋立て等を行う者は、その実施に当たっては、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止及び生活環境の保全のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(土砂等を発生させる者の責務)

第五条 建設工事の発注者又は請負人は、その事業活動に伴って土砂等が発生する場合は、その発生を抑制し、当該発生した土砂等の有効な利用の促進に努めるとともに、当該土砂等の不適正な埋立て等が行われることのないよう適切な処理に努めなければならない。

2 改良土又は再生土の製造者は、その製造した改良土又は再生土の不適正な埋立て等が行われることのないよう適切な処理に努めなければならない。

(土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者の責務)

第六条 土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者は、当該所有する土地において不適正な土砂等の埋立て等が行われることのないよう適正な管理に努めなければならない。

第二章 埋立て等に使用される土砂等の汚染に関する基準

(土砂基準)

第七条 埋立て等に使用される土砂等の汚染に関する基準(以下「土砂基準」という。)は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて規則で定める。

第三章 土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止等

(土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止等)

第八条 何人も、土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等を行ってはならない。ただし、次に掲げる土砂等の埋立て等については、この限りではない。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の規定による許可、同法第九条第一項の規定による変更の許可若しくは同法第九条の三第一項の規定による届出に係る一般廃棄物の最終処分場又は同法第十五条第一項の規定による許可若しくは同法第十五条の二の六第一項の規定による変更の許可に係る産業廃棄物の最終処分場において行う土砂等の埋立て等

二 土壌汚染対策法第二十二条第一項の規定による許可又は同法第二十三条第一項の規定による変更の許可に係る汚染土壌処理施設において行う土砂等の埋立て等

2 知事は、土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等が行われているおそれがあると認めるときは、当該埋立て等を行っている者に対し、直ちに当該埋立て等を停止し、又は現状を保全するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

3 知事は、土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等が行われたことを確認したときは、当該埋立て等を行った者(当該埋立て等を行った者に対し、当該埋立て等を要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該埋立て等を行った者が当該埋立て等をするのを助けた者があるときは、その者を含む。)に対し、埋立て等をされた土砂等(当該埋立て等により土砂基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又

は当該埋立て等による土壌の汚染を除去するために必要な措置を講ずるよう命ずるとともに、速やかに当該埋立て等区域の周辺の地域の住民に情報を提供することができる。

第四章 土砂等の埋立て等の許可等

(土砂等の埋立て等の許可)

第九条 土砂等の埋立て等を行おうとする者は、埋立て等区域ごとに、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂等の埋立て等については、この限りではない。

- 一 埋立て等区域の面積（一団の土地の区域内に複数の埋立て等区域があるときにあっては、これらの区域の面積を合算した面積）が三千平方メートル未満である土砂等の埋立て等
- 二 土地の造成その他の事業の区域において行う土砂等の埋立て等であって当該事業の区域において採取された土砂等のみを用いて行うもの
- 三 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土砂等の埋立て等
- 四 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条又は砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条の規定により認可を受けた者が、当該認可に基づいて採取した土砂等を販売するために一時的に当該認可に係る場所において行う土砂等の埋立て等
- 五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の規定による許可若しくは同法第九条第一項の規定による変更の許可に係る一般廃棄物の最終処分場又は同法第十五条第一項の規定による許可若しくは同法第十五条の二の六第一項の規定による変更の許可に係る産業廃棄物の最終処分場において行う土砂等の埋立て等
- 六 土壌汚染対策法第二十二条第一項の規定による許可又は同法第二十三条第一項の規定による変更の許可に係る汚染土壌処理施設において行う土砂等の埋立て等
- 七 法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分による土砂等の埋立て等であって規則で定めるもの
- 八 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等の埋立て等
- 九 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土砂等の埋立て等

(土地の所有者の同意)

第十条 前条の許可の申請をしようとする者（次条において「申請予定者」という。）は、あらかじめ規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等が行われる土地の所有者に対し、当該申請が、第十二条第一項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第十一号までに掲げる事項（同項第一号の生年月日を除く。）を、同条第二項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第三号までに掲げる事項（同条第一項第一号の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。

2 第十五条第一項の変更許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項（同項第一号の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。

3 第二十五条第一項の承継の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項（同項第一号の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。

（周辺地域の住民への周知）

第十一条 申請予定者は、当該許可の申請に先立って、規則で定めるところにより、埋立て等区域の周辺地域の住民に対し、次条第一項又は第二項の申請書（以下この項において「申請書」という。）の内容を周知するための説明会（以下この条において「説明会」という。）を開催するものとする。ただし、申請予定者は、その責めに帰することができない事由により説明会を開催することができない場合には、規則で定めるところにより、申請書の記載事項を埋立て等区域の周辺地域の住民に周知させるため当該申請書の内容を要約した書類の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

2 許可申請の内容について、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止又は生活環境の保全の見地から意見を有する周辺地域の住民は、説明会の開催の日から当該埋立て等の許可申請の日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

3 申請予定者は、第一項の規定による説明会の開催の状況、前項の規定により提出された意見書の概要及びその意見への対応状況その他規則で定める事項を記載した書面を作成しなければならない。

4 前三項の規定は、第十五条第一項の変更許可の申請をしようとする者について準用する。

（許可の申請の手続）

第十二条 第九条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名、住所及び生年月日（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）
- 二 土砂等の埋立て等の目的
- 三 埋立て等区域の位置及び規模
- 四 土砂等の埋立て等の施工を管理する事務所（以下「管理事務所」という。）の所在地並びに当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名
- 五 土砂等の埋立て等に供する施設の設置に関する計画
- 六 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の量

- 七 土砂等の埋立て等の期間
 - 八 土砂等の埋立て等の土砂等の堆積量が最大となる時(以下「最大堆積時」という。)及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状
 - 九 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画
 - 十 埋立て等区域外への排水の水質調査を行うために講ずる措置
 - 十一 土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するための措置
 - 十二 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、土砂等の埋立て等が当該土砂等の埋立て等に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われるものについては、第九条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 一 前項第一号から第五号まで及び第八号から第十一号までに掲げる事項
 - 二 年間の土砂等の埋立て等に使用される土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量
 - 三 埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状
 - 四 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 前二項の申請書には、第十条第一項に規定する同意を得たことを証する書面、前条第二項に規定する意見書、前条第三項に規定する書面、埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。
- 4 第一項の規定により第九条の許可を受けようとする者は、同項第七号の土砂等の埋立て等の期間について三年を超えて申請することができない。

(市町長の意見の聴取)

第十三条 知事は第九条の許可の申請があった場合には、遅滞なく、その旨を当該事業の実施に関し、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止及び生活環境の保全上関係のある市町の長に通知し、期間を指定して、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止及び生活環境の保全上の見地からの当該市町の長の意見を聴かなければならない。

(許可の基準等)

第十四条 知事は、第九条の許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同条の許可をしなければならない。

- 一 申請者が、次のイからリまでのいずれにも該当しないこと。
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ロ 第二十六条又は第二十七条第一項の規定に基づく処分(許可の取消しの処分を除く。)を受けた日から五年を経過しない者(当該処分による義務を履行した者を除く。)
 - ハ 第二十七条第一項(同項第二号及び第三号に係る部分を除く。)の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者

が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る三重県行政手続条例（平成八年三重県条例第一号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ニ この条例、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他規則で定める法令若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ホ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員

ヘ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからへまでのいずれかに該当するもの

チ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

リ 個人で規則で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

二 申請者が、申請に係る土砂等の埋立て等を的確に、かつ、継続して行うに足りる経済的基礎を有すること。

三 第十条第一項に規定する同意を得ていること。

四 管理事務所を設置し、かつ、当該管理事務所に管理責任者を置くこと。

五 土砂等の埋立て等が施工されている間における当該申請に係る埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置が図られていること。

六 土砂等の埋立て等の最大堆積時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状（当該申請が第十二条第二項の規定によるものである場合にあっては、埋立て等の区域における土地及び土砂等の堆積の形状）並びに土砂等の埋立て等に供

する施設の計画が、当該申請に係る埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める形状及び構造上の基準に適合するものであること。

七 当該申請に係る埋立て等区域外への排水の水質調査を行うために必要な措置が図られていること。

八 地形、地質又は周囲の状況に応じて、生活環境の保全上必要な措置が図られていること。

2 第九条の許可の申請が、法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令又は条例により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものである場合には、前項第五号及び第六号の規定は、適用しない。

3 第九条の許可には、有効期間その他の土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(変更の許可等)

第十五条 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る第十二条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、知事の許可(以下「変更許可」という。)を受けなければならない。

2 変更許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名、住所及び生年月日(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地)

二 変更の内容及びその理由

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の申請書には、第十条第二項に規定する同意を得たことを証する書面、第十一条第四項において準用する同条第三項に規定する書面、変更に係る埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

4 前条の規定は、変更許可について準用する。

5 第九条の許可を受けた者は、第一項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を書面で知事に届け出なければならない。

(土地の所有者への通知)

第十六条 第九条の許可を受けた者は、当該許可を受けた日後遅滞なく、第十条第一項に規定する同意をした土地の所有者に、当該許可に係る申請が、第十二条第一項の規定によるものである場合にあっては当該許可に係る同項第一号から第十一号までに掲げる事項(同項第一号の生年月日を除く。)を、同条第二項の規定によるものである場合にあっては当該許可に係る同項第一号から第三号までに掲げる事項(同項第一号の生年月日を除く。)を書面で通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、第九条の許可を受けた者は、当該許可に第十四条第三項の規定により条件が付された場合にあつては、当該許可を受けた日後遅滞なく、前項に規定する事項のほか、当該条件の内容を同項の土地の所有者に通知しなければならない。
- 3 変更許可を受けた者は、当該変更許可を受けた日後遅滞なく、第十条第二項に規定する同意をした土地の所有者に、当該変更許可に係る前条第二項第一号及び第二号に掲げる事項（同項第一号の生年月日を除く。）並びに当該変更許可に前条第四項において準用する第十四条第三項の規定により条件が付された場合にあつては当該条件の内容を書面で通知しなければならない。
- 4 第九条の許可を受けた者は、前条第一項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、当該変更に係る埋立て等区域内の土地の所有者にその旨を通知しなければならない。

（土砂等の埋立て等の着手の届出）

第十七条 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手したときは、着手した日から起算して十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

（土砂等の搬入の報告）

第十八条 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該土砂等の発生場所及び当該土砂等の汚染のおそれがないことを確認しなければならない。

- 2 第九条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、前項の規定により確認した結果を知事に報告しなければならない。

（土砂等管理台帳の作成）

第十九条 第九条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂等の埋立て等に使用した土砂等の量その他の規則で定める事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。

（土砂等の埋立て等に使用した土砂等の量の報告）

第二十条 第九条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手した日から、定期的に、前条の規定により作成する土砂等管理台帳の写しを添付して、当該土砂等の埋立て等に使用した土砂等の量（当該土砂等の埋立て等が当該許可に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われるものである場合にあつては、土砂等の搬入の量及び搬出の量）を知事に報告しなければならない。

（水質調査等）

第二十一条 第九条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂等の埋立て等を施工している間、定期的に、当該許可に係る埋立て等区域外への排水の水質調査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質調査を行うことができないと知事が認めるときは、この限りでない。

2 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域外への排水の水質調査及び埋立て区域内の土壌の汚染状況を調査し、その結果を知事に報告しなければならない。気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質調査を行うことができないと知事が認めるときは、この限りでない。

3 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域外への排水が規則で定める水質の基準（第二十六条第五項において「水質基準」という。）に適合していないこと、又は、土砂基準に適合していないことを確認したときは、直ちにその旨を知事に報告するとともに、その原因の調査その他当該土砂等埋立て等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じなければならない。

（標識の掲示）

第二十二條 第九条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る土砂等の埋立て等が施工されている間、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域について、その境界を明らかにするため、境界標を設けなければならない。

（関係書類の閲覧）

第二十三條 第九条の許可を受けた者は、管理事務所において、当該事業が施工されている間、当該許可に係る土砂等管理台帳及び土砂等の埋立て等に関してこの条例の規定に基づいて知事に提出した書類の写しを、周辺地域の住民又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の防止上又は生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

2 第九条の許可を受けた者は、第九条の許可に係る事業が施工されている間及び第二十四条第二項の規定による通知（完了及び廃止に係るものに限る。）を受けた日又は当該許可の取消しの日のいずれか早い日から五年を経過する日まで、当該許可に係る土砂等管理台帳及び土砂等の埋立て等に関してこの条例の規定に基づいて知事に提出した書類の写しを保存しなければならない。

3 知事は、第九条の許可の申請があった場合は、遅滞なく、当該申請日から次条第一項に規定する届出（休止又は休止した土砂等の埋立て等を再開した場合の届出を除く。）があった日までの間この条例の規定により提出のあった書類を公衆の縦覧に供しなければならない。

（土砂等の埋立て等の完了の届出等）

第二十四條 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等を完了し、廃止し、若しくは休止し、又は休止した土砂等の埋立て等を再開したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、当該土

砂等の埋立て等の休止をした場合であって、当該休止の期間が二月未満であるときは、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定による届出（休止した土砂等の埋立て等を再開した場合の届出を除く。）があったときは、遅滞なく、当該届出に係る土砂等の埋立て等が第十四条の規定による許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止及び生活環境を保全するための必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、当該通知に係る必要な措置を講じなければならない。

（地位の承継）

第二十五条 第九条の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人又は同条の許可を受けた者から当該許可に係る埋立て等区域の土地の所有権その他当該許可に係る土砂等の埋立て等を行う権原を取得した者は、知事の承認を受けて、当該第九条の許可を受けた者が有していた同条の許可に基づく地位を承継することができる。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - 一 氏名、住所及び生年月日（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）
 - 二 第九条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 前項の申請書には、第十条第三項に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。
- 4 第十四条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の承認について準用する。
- 5 相続人が被相続人の死亡後九十日以内に第一項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までには、被相続人に対してした第九条の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

（命令）

第二十六条 知事は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該土砂等の埋立て等について第九条の許可を受けた者に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。

- 2 知事は、第九条又は第十五条第一項の規定に違反して許可を受けずに土砂等の埋立て等を行った者に対し、相当の期限を定めて、当該埋立て等に使用された土砂等の全部

又は一部を撤去するとともに、必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該埋立て等の停止を命ずることができる。

3 知事は、第二十四条第三項又は次条第二項に規定する者が、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講じないときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

4 知事は、第九条の許可に係る土砂等の埋立て等が、第十四条第一項第五号、第六号又は第八号に適合しないと認めるときは、当該許可を受けた者（前項の規定による命令を受けた者を除く。）に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。

5 知事は、第九条の許可に係る埋立て等区域外への排水が水質基準に適合しないことを確認したときは、当該許可を受けた者に対し、その原因の調査その他当該許可に係る土砂等の埋立て等により生じ、又は生じるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。

（許可の取消し等）

第二十七条 知事は、第九条の許可を受けた者が次の各号（第九号を除く。）のいずれかに該当するときは当該許可を取り消し、又は次の各号（第一号、第五号から第七号まで及び第十号を除く。）のいずれかに該当するときは相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。

一 第八条第二項又は第三項の規定による命令に違反したとき

二 偽りその他不正の手段により第九条の許可、第十五条第一項の変更許可又は第二十五条第一項の承認を受けたとき。

三 正当な理由なく、第九条の許可を受けた日から起算して一年を経過した日までに当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手しないとき。

四 第九条の許可に基づき土砂等の埋立て等に着手した後、正当な理由なく、一年以上引き続き当該許可に係る土砂等の埋立て等を行わないとき。

五 第十四条第一項第一号イ、ニ、ホ又はへに該当するに至ったとき。

六 第十四条第一項第一号トからリまで（同号イ、ニ、ホ又はへに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。

七 変更許可を受けなければならない事項を変更許可を受けないで変更したとき。

八 第十四条第三項（第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。

九 第十八条から第二十二条までの規定に違反したとき。

十 前条及びこの項の規定による命令に違反したとき。

- 2 前項の規定により第九条の許可の取消しを受けた者は、当該取消しに係る土砂等の埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講じなければならない。

第五章 土地の所有者の義務

(土砂等の埋立て等に係る土地の所有者の義務)

第二十八条 第十条に規定する同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂等の埋立て等が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該土砂等の埋立て等の施工の状況を確認しなければならない。

- 2 前項の同意をした土地の所有者は、同項の規定による確認の結果、第九条の許可又は第十五条第一項の変更許可の内容（第十条に規定する同意をした場合におけるものに限る。次条第一項第一号において同じ。）と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該土砂等の埋立て等を行う者に対し当該土砂等の埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

(土砂等の埋立て等に係る土地の所有者に対する勧告及び命令)

第二十九条 知事は、第二十六条（同条第二項を除く。）の規定による命令（土砂等の埋立て等の停止の命令を除く。）をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂等の埋立て等について第十条に規定する同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずるよう勧告することができる。

- 一 前条第一項の規定による確認（当該確認を行うべき時期において、第九条の許可又は第十五条第一項の変更許可の内容と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていた場合のものに限る。）を怠った者
- 二 前条第二項の規定による報告を怠った者

- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、その者に対し、当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

第六章 土砂等搬入禁止区域

(土砂等搬入禁止区域の指定)

第三十条 知事は、埋立て等区域（三千平方メートル未満のものを除く。）及びその周辺の区域において土砂等の埋立て等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であって、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該埋立て等区域及びその周辺の区域を、六月を超えない範囲で期間

を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域（以下「土砂等搬入禁止区域」という。）として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。
- 3 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示をもって効力を生ずる。
- 4 知事は、第一項の規定による土砂等搬入禁止区域の指定の期間が満了する時点において、いまだ指定の事由がなくなっていないと認めるときは、当該指定に係る区域について、当該指定に係る区域を管轄する市町長から意見を聴取した上、再度同項の規定により土砂等搬入禁止区域として指定することができる。
- 5 知事は、第一項の規定による指定の準備をするため必要がある場合においては、その職員に、他人の占有する土地に立ち入り、測量させ、又は調査させることができる。
- 6 知事は、第一項の規定による指定をしたときは、その職員に、他人の占有する土地に立ち入り、土砂等搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。
- 7 前二項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（土砂等の搬入の禁止）

第三十一条 何人も、土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入してはならない。

（土砂等搬入禁止区域の解除）

第三十二条 知事は、土砂等搬入禁止区域の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該土砂等搬入禁止区域の指定を解除するものとする。

- 2 第三十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

第七章 雑則

（報告の徴収及び立入等）

第三十三条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等の埋立て等についてあっせんを行う者、埋立て等が行われる土砂等を販売、排出、製造、処理、運搬若しくは保管する者又は土砂等の埋立てが行われる土地の所有者に対し、土砂等の発生、製造、保管、埋立てその他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等の埋立て等についてあっせんを行う者、埋立て等が行われる土砂等を販売、排出、製造、処理、運搬若しくは保管する者又は土砂等の埋立てが行われる土地の所有者の事務所、事業場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに必要な限度において土砂等若しくは排水を無償で収去させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

- 4 第二項の規定による立入検査、収去及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第三十四条 知事は、第二十六条又は第二十七条第一項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

(警察本部長からの意見聴取)

第三十五条 知事は、第九条の許可若しくは第十五条第一項の変更許可又は第二十五条第一項の承認をしようとするときは、第十四条第一項第一号ホからりまでのいずれかに該当する事由(同号トからりまでのいずれかに該当する事由にあつては、同号ホ又はへに係るものに限る。次項において同じ。)の有無について、警察本部長の意見を聴くものとする。

- 2 知事は、第二十七条第一項の規定による処分をしようとするときは、第十四条第一項第一号ホからりまでのいずれかに該当する事由の有無について、警察本部長の意見を聴くことができる。

(市町の条例との調整)

第三十六条 土砂等の適正な処理に関して、この条例と同等以上の効果が得られるものとして知事が認める内容を有する条例を制定している市町であつて規則で定めるところにより指定するものの区域については、この条例の規定は、適用しない。

(手数料)

第三十七条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に掲げる手数料を納付しなければならない。

一 第九条の規定による許可を受けようとする者 許可申請手数料 一件につき 六万八千円

二 第十五条第一項の規定による変更許可を受けようとする者 変更許可申請手数料 一件につき 四万二千元

三 第二十五条第一項の規定による承認を受けようとする者 承継承認申請手数料 一件につき 四万二千元

(規則への委任)

第三十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第八章 罰則

(罰則)

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者
- 二 第九条、第十五条第一項又は第二十五条第一項の規定に違反して、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可、又は第二十五条第一項の承認を受けずに土砂等の埋立て等を行った者
- 三 偽りその他不正の手段により、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可又は第二十五条第一項の承認を受けた者
- 四 第二十六条第一項から第四項までの規定による命令に違反した者

第四十条 第二十六条第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十九条第二項の規定による命令に違反した者
- 二 第三十一条の規定に違反して土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入した者

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第十九条の規定に違反して、同条の土砂等管理台帳を作成せず、又は同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- 三 第二十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第二十一条第一項の規定に違反して、同項の水質調査を行わず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- 五 第二十一条第二項の規定に違反して、同項の水質調査又は土壌の汚染状況の調査を行わず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- 六 第二十一条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 七 第二十二条第一項の規定に違反して、同項の標識を掲示しなかった者
- 八 第二十二条第二項の規定に違反して、同項の境界標を設けなかった者
- 九 第三十三条第一項の報告をせず、又は同項の報告について虚偽の報告をした者
- 十 第三十三条第二項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条第五項、第十七条又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十三条第二項の規定に違反して、同条の土砂等管理台帳又は書類の写しを保存しなかった者

(両罰規定)

第四十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に土砂等の埋立て等を行っている者については、この条例の公布の日から起算して一年を経過する日までの間は、第九条の規定は、適用しない。その者がその期間内に同条の許可の申請をした場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

3 この条例の施行の際現に法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分で規則で定めるもの（以下この項において「許可等」という。）を受けている者が行う当該許可等に係る土砂等の埋立て等については、当該許可等に係る期間が満了する日までの間は、第四章の規定は、適用しない。

13 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正のあり方について（中間案）

1 検討状況等

「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成 21 年 4 月施行）」（以下「条例」という。）について、施行後 10 年が経過し、この間に明らかになった課題に対応するため、平成 31 年 1 月に三重県環境審議会に対し条例改正のあり方について諮問し、同審議会に産業廃棄物条例部会が設置され、専門的かつ集中的な検討がなされました。

本年 9 月に同部会から三重県環境審議会へ報告を行った中間案の概要は次のとおりです。

2 中間案の概要（現行条例の課題と改正内容（案））

（1）産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成手続の見直し

① 現状と課題

産業廃棄物処理施設の設置等については、周辺環境への影響が懸念されるため、計画の段階から地域住民との合意を図りながら進めることを基本として、条例の委任を受けた三重県産業廃棄物処理指導要綱（以下「指導要綱」という。）で合意形成手続を定めています。

本手続においては、事業計画者に対して周辺住民等からの同意書の取得を義務付けており、この手続は、周辺住民等との合意形成方法として機能してきましたが、地方自治法上の課題等があり、その解消が必要です。

ア 事業計画者への義務規定は条例本則で定めるべきですが、白地的に指導要綱へ委任しています。

イ 事業に供する土地利用について、同意書の取得義務を課すことにより、周辺住民等に判断権を付与することになるため、財産権の侵害につながるおそれがあります。

ウ その他

- ・ 周辺住民等への事業計画内容の周知方法や住民意見を事業計画に反映させることについて規定しておらず、事業計画者の判断に委ねています。
- ・ 同意書の取得割合は、隣接地所有者や水利権者は 100%、それ以外の周辺住民等は 80%以上としていることから、一部の周辺住民等の意見が反映されない可能性があります。

② 改正内容（案）

事業計画者と周辺住民等との新たな合意形成手続を以下のとおり定め、その内容を条例本則に規定します。

- ・ 新たな合意形成手続として、(i)事業計画書の公告縦覧、(ii)住民説明会の開催、(iii)住民による意見書の提出、(iv)事業計画者による見解書の作成及び公告縦覧といった一連の手続を規定します。

- ・事業計画者に対して、上記手続を適切に実施し、周辺住民等の意見に配慮した事業計画を策定の上、県に対して手続の終了について報告することを義務付けます。
- ・県は、所定の手続が確実に実施され、周辺住民等の意見について適正に配慮された事業計画となっているか否かを判断します。
- ・合意形成手続を実施しない者への勧告規定及び勧告に従わない場合の公表規定を設けるほか、条例義務を果たさないという事実を廃棄物処理法に基づく許可申請に対する許可又は不許可の判断要素の1つとすることを定めます。

(2) 優良認定処理業者への産業廃棄物の処分の委託時における規制の合理化

① 現状と課題

条例では、県内の排出事業者に対して、産業廃棄物の処分を処分業者へ委託する場合には委託業者の処分能力についての確認を義務付けており、その確認方法は、条例の施行規則で実地に確認することとしています。また、県外の排出事業者に対しては、県外から一定量以上の産業廃棄物を搬入する場合には県への届出義務を課しています。

条例制定後、廃棄物処理法の改正により優良認定処理業者（通常の許可基準よりも厳しい基準に適合する業者）の認定制度が創設されるとともに、排出事業者に対して、委託業者の処理状況の確認に係る努力義務規定が定められました。法に基づく処理状況の確認について、国は、実地確認のほか、優良認定処理業者がインターネット等で公表している情報で間接的に確認する方法を可とすることを運用通知で示しています。

このため、国の考え方等をふまえ、条例に基づく規制について合理化を検討することが必要です。

② 改正内容（案）

- ・排出事業者による委託業者の処分能力の確認義務について、処分の委託先が優良認定処理業者である場合は、実地確認に代えて、当該業者の公表情報により確認する方法を可とします。
- ・県外の排出事業者が産業廃棄物を県内に搬入する場合の届出義務について、処分の委託先が優良認定処理業者である場合は、届出が必要となる搬入量の基準を引き上げます（200 t かつ 200m³以上 → 1,000 t かつ 1,000m³以上）。

(3) 建設系廃棄物の適正処理に係る受注者の責務の追加等

① 現状と課題

廃棄物処理法の累次の改正等により、排出事業者責任の強化や不法投棄対策の推進が図られているものの、依然として不法投棄が発生し、その大半が解体工事に伴う廃棄物であることから、解体工事の排出事業者（受注者（元請業者））の処理責任を徹底させることが必要です。

② 改正内容（案）

- ・解体工事の受注者（元請業者）に対して、工事施工に伴い生じる産業廃棄物の処理内容や処理結果を発注者に書面で説明することを義務付けます。なお、説明を行わなかった受注者（元請業者）への勧告規定及び勧告に従わない場合の公表規定を定めます。
- ・解体工事の発注者に対して、工事施工に伴い生じる産業廃棄物の処理結果の確認及び適正に処理されていないことを知ったときの措置（受注者（元請業者）に対する必要な措置の実施請求及び県への通報）についての努力義務規定を定めます。

（４）土地所有者等への指導

① 現状と課題

不法投棄が行われた土地においては、廃棄物のさらなる投棄等が懸念されます。このため、被害の拡大防止に向けて、不法投棄が発覚した段階で土地所有者等による侵入防止措置等の実施について協力を求めることが重要です。

② 改正内容（案）

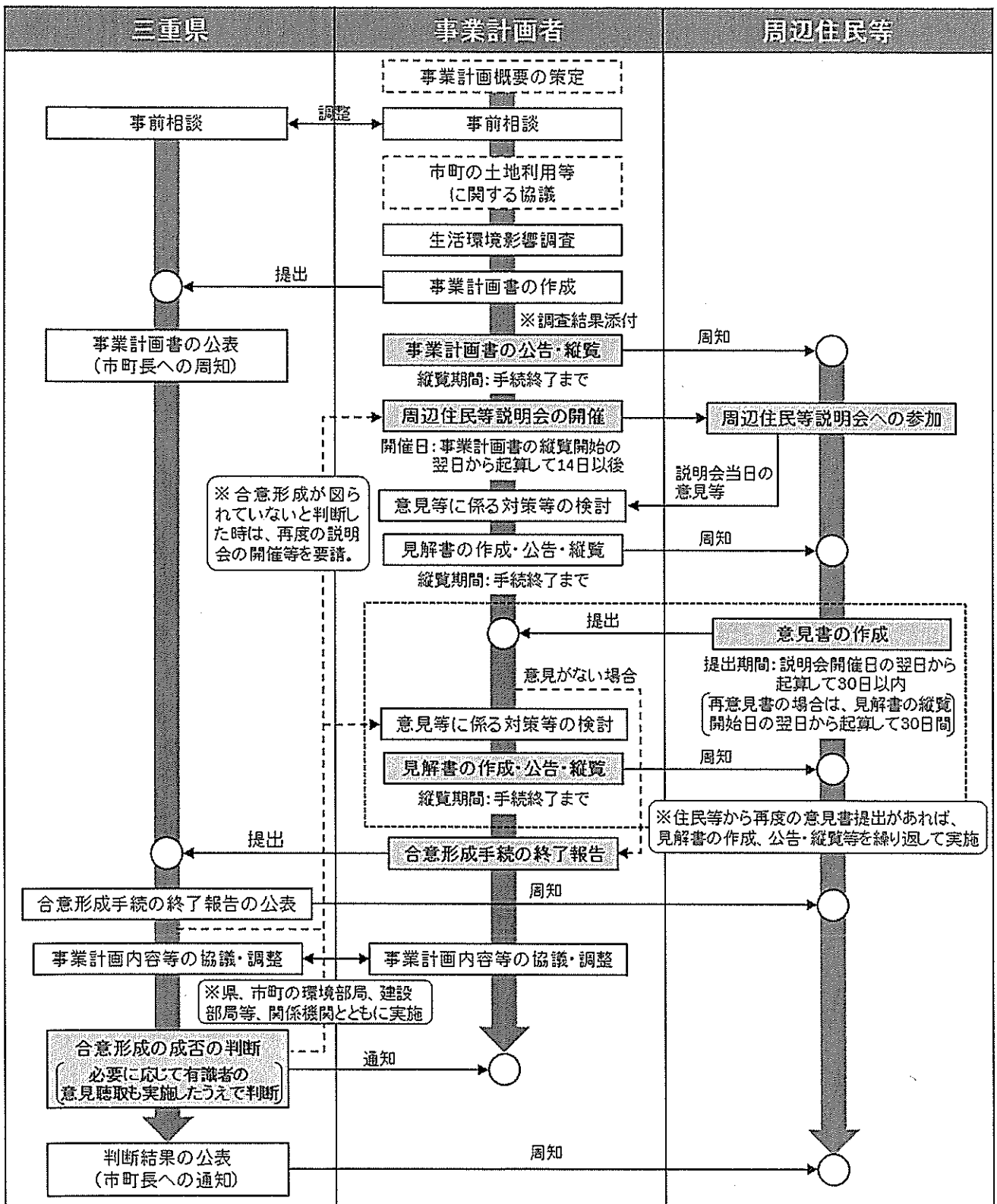
不法投棄の拡大や悪化が懸念される場合には、県が土地所有者等に対して必要な措置（立入禁止看板や侵入防止柵の設置など）を講ずるよう指導できる規定を設けます。

3 今後のスケジュール（案）

10月	パブリックコメントの実施
11月	産業廃棄物条例部会（最終案の検討）
12月	環境生活農林水産常任委員会（最終案の説明） 三重県環境審議会（最終案の審議、答申）
2月	条例改正議案の提出
3月	改正条例の公布
7月以降	改正条例の施行

合意形成手続フロー(案)

■ : 主要な手続き



上記の手続終了後、事業計画者は廃棄物処理法に基づく許可申請を行い、県が法の許可基準に沿って審査

14 R D F 焼却・発電事業について

1 三重ごみ固形燃料発電所でのR D F 焼却・発電の終了

R D F 焼却・発電事業は、循環型社会の構築を図るとともに、未利用エネルギーの有効活用を促進するための県のモデル事業として平成 14 年 12 月に運用を開始しました。その終了時期は令和 2 年度末とされていましたが、平成 30 年 7 月 19 日に開催された三重県 R D F 運営協議会総会で、製造団体は令和元年 9 月を軸に三重ごみ固形燃料発電所への R D F の搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行することなどが決議されました。

この決議を受けて、製造団体は本年 8 月から 9 月にかけて順次、新たなごみ処理体制に移行し、9 月 14 日に発電所への R D F 搬入が終了しました。

これに伴い、三重ごみ固形燃料発電所での R D F の焼却・発電は 9 月 17 日に終了しました。

2 新たなごみ処理体制への移行状況

各製造団体の新たなごみ処理体制への移行状況等については、以下のとおりです。

市町等	新たなごみ処理体制に向けた対応
桑名広域清掃事業組合	<ul style="list-style-type: none"> ・桑名市、木曾岬町、東員町の 3 市町の枠組みで、新ごみ処理施設を整備。 ・本年 9 月 16 日から新ごみ処理施設で可燃ごみの処理を開始。 ・R D F 化施設については撤去を行う予定であり、撤去時期については検討中。
伊賀市	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年 3 月、同市の「廃棄物処理のあり方検討委員会」からの答申に基づき、ごみ処理の広域化実現までの一時的なごみの処理方法として、民間処理する方針。 ・ごみ中継施設を整備し、本年 8 月 5 日から可燃ごみの民間処理（三重中央開発(株)）を開始。
香肌奥伊勢資源化広域連合	<ul style="list-style-type: none"> ・多気町、大台町、大紀町の 3 町の枠組みで、ごみ処理の方向性について検討が行われ、おおむね 10 年間を目途に民間処理する方針。 ・ごみ中継施設を整備し、本年 8 月 1 日から可燃ごみの民間処理（三重中央開発(株)）を開始。
紀北町	<ul style="list-style-type: none"> ・本年 9 月 2 日から、製造した R D F の民間処理（太平洋セメント(株)）を開始。 ・今後、東紀州広域化の枠組み（紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町、尾鷲市）による新たなごみ処理施設の完成に合わせて可燃ごみの処理に移行する予定。 ・R D F 化施設については撤去を行う予定であり、撤去時期については検討中。
南牟婁清掃施設組合	<ul style="list-style-type: none"> ・本年 9 月 3 日から、製造した R D F の民間処理（太平洋セメント(株)）を開始。 ・令和 3 年 4 月以降はごみ中継施設の整備を行い、可燃ごみを民間処理する予定。その後、東紀州広域化の枠組みによる新たなごみ処理施設の完成に合わせて可燃ごみの処理に移行する予定。

3 今後の取組

関係市町のごみ処理が滞りなく行われるよう、引き続き、市町等における新ごみ処理施設整備に向けた検討会への参画や、市町間の調整、情報提供などを通じて技術支援を行っていきます。

また、昨年 12 月に創設した県単独の補助制度により、ポストRDFに向けて必要となる施設整備等に対する支援を進めていきます。

15 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

1 趣旨

平成 30 年度において、環境生活部が所管する公の施設のうち、指定管理者に管理を行わせた施設は次の 7 施設です。

これらの施設について、「指定管理者制度に関する取扱要綱」に基づき、平成 30 年度分の管理状況を報告いたします。

2 施設の概要および報告内容

施設の名 称	所在地	指定管理者	指定の期間	報告内容
(1) 三重県総合文化センター(三重県立図書館を含む)	津市一身田上津部田 1234 番地	公益財団法人三重県文化振興事業団	平成 27 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日 (5 年間)【4 期目】 〔 県立図書館の一部業務 平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日 (2 年間)【1 期目】 〕	平成 30 年度 管理状況報告
(2) 三重県総合博物館 三重県立美術館	津市一身田上津部田 3360 番地 津市大谷町 11 番地	公益財団法人三重県文化振興事業団	平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日 (2 年間)【1 期目】	平成 30 年度 管理状況報告
(3) 三重県環境学習情報センター	四日市市桜町 3684-11	アクティオ株式会社	平成 28 年 4 月 1 日～ 令和 3 年 3 月 31 日 (5 年間)【3 期目】	平成 30 年度 管理状況報告
(4) みえ県民交流センター	津市羽所町 700 番地 アスト津 3F	特定非営利活動法人 みえ NPO ネットワークセンター	平成 29 年 4 月 1 日～ 令和 4 年 3 月 31 日 (5 年間)【3 期目】	平成 30 年度 管理状況報告
(5) 三重県交通安全研修センター	津市垂水 2566 番地	一般財団法人三重県交通安全協会	平成 28 年 4 月 1 日 ～ 令和 3 年 3 月 31 日 (5 年間)【5 期目】	平成 30 年度 管理状況報告

※報告内容の詳細は次ページ以降を参照

(1) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成30年度分)

< 県の評価等 >

施設所管部名 環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県総合文化センター(三重県立図書館を含む) (津市一身田上津部田1234番地)
指定管理者の名称等	公益財団法人三重県文化振興事業団 理事長 雲井 敬 (津市一身田上津部田1234番地)
指定の期間	平成27年4月1日～令和2年3月31日(県立図書館の一部業務:平成30年4月1日～令和2年3月31日)
指定管理者が行う管理業務の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 三重県総合文化センターの管理運営及び施設貸出サービス 2 文化会館が提供する各種サービス(音楽・演劇等公演の提供、文化芸術に関する人材育成研修等) 3 生涯学習センターが提供する各種サービス(生涯学習社会づくりに資する情報提供、講座・研修、視聴覚教材・機材の貸出等) 4 男女共同参画センターが提供する各種サービス(男女共同参画社会づくりに資する情報提供、研修、相談、調査研究等) 5 センターPR事業等 6 三重県立図書館の施設及び設備の維持管理や広報等(一部)に関する業務(新規)

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H29	H30	H29	H30	
1 管理業務の実施状況	A	A			サービスや経営効率の向上、組織力の強化、利用者視点からの施設づくりに努めており、総合文化センター事業の着実な実施や施設・設備の的確な維持管理により、来館者数(785,309人)は目標(716,000人)を大きく上回った。
2 施設の利用状況	A	A			利用者のニーズを把握した対応に努めるとともに、リピーター確保に向けた取組の継続や大規模学会等の誘致などにより、施設利用率は81.7%と目標の79.6%を超えている。施設利用者(催事の主催者)とのきめ細かな事前ミーティングの実施や、おまかせサービス、施設の利便性向上の取組により施設利用者の満足度も85.8%と目標の83.0%を上回っている。
3 成果目標及びその実績	A	A			成果目標13項目中11項目で目標を達成し、未達成の項目についても、要因分析を行い、改善に向けた対策を講じている。

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<p>(1) 成果目標に対する達成度 サービスの向上を図りながら、センターの各施設の特色を十分に生かした各種事業を県民ニーズをふまえて展開したこと等により、成果目標13項目のうち11項目で目標を達成している。特に「県立図書館を除く年間来館者数※」及び「来館者アンケート満足度」については、目標値を大きく上回る実績となっている。なお、未達成項目(「文化会館公演事業入場率」及び「文化会館鑑賞型事業公演収支比率」)については、その要因分析を行い、対応策を講じており、今後改善が期待される。 ※図書館の事業部門は指定管理業務に含まれていないため、来館者数の目標数値は図書館の来館者数を除く。</p> <p>(2) 残されている課題 事業団の運営・事業企画に関するノウハウの蓄積、専門知識をもつ人材の確保・育成、地域や関係機関・団体とのネットワークの構築が今後も重要となってくることから、引き続き推進していく必要がある。</p> <p>(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 引き続き、13項目の成果目標の達成に向けて取り組んでいく必要がある。</p> <p>(4) その他 (県民ニーズの把握等) ・きめ細かな利用者サービスにより、施設利用率は平成29年度に引き続き、高い水準を維持している。また、ISO9001品質管理システムを導入しており、施設利用者や事業参加者、県民へのアンケート等によりニーズを把握し、サービス改善を図っている。 (県民サービス向上等) ・無線LAN利用エリアの拡充、電子マネーの取扱いの開始、施設の修繕など、来館者サービスの強化を図っている。 (施設の適正な維持管理の実施) ・来館者数や利用者満足度の向上につながるサービスの提供や、経営効率の向上につながる取組を行っている。 ・計画的な修繕を行って良好な維持管理に努めるとともに、省エネルギー対策にも継続して取り組んでいる。</p> <p>以上のことから、三重県総合文化センターの管理者として適切な実績を残していると評価できる。引き続き、多様化する利用者ニーズを的確に把握して具体的事業に結びつけ、県の文化芸術・生涯学習・男女共同参画の拠点施設として適切な施設運営を進められることを期待する。</p>
--------	---

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①三重県総合文化センター事業や三重県立図書館の広報等(一部)の実施に関する業務

施設貸出サービス、文化会館事業、生涯学習センター事業、男女共同参画センター事業等を実施した。全館利用率や全館利用者数は高い水準で推移し、特に「県立図書館を除く年間来館者数」は過去最高の実績(785,309人)となった。

- ・施設貸出サービス事業では、電子マネーの導入(9月から運用開始)等、利便性の向上を図った。また、利用者の安全を確保するため、防災避難訓練等を実施した。
- ・文化会館事業では、66プログラムを実施した。ブルガリア国立歌劇場オペラ「トゥーランドット」、辻井伸行ピアノリサイタル等の芸術性の高い公演、人気シリーズの「ワンコインコンサート」(10回実施)、介護をテーマとしたアートプロジェクト等の先進事例となるような社会包摂の事業を実施するとともに、ミエ・ユース・ウインド・オーケストラ、ミエ・ユース演劇ラボ等により、本県の将来の文化を担う人材を育成した。
- ・生涯学習センター事業では、県内高等教育機関やミュージアムと連携した「みえアカデミックセミナー」(オープニング1回、公開セミナー15回、移動講座6回)や「みえミュージアムセミナー」(7回実施)、県内企業とコラボレーションした「ジョイントセミナー」等、延べ162の講演・講座を開催するとともに、各種学習相談への対応、生涯学習関係団体の連携・交流の促進、次世代育成を目的とした「文化体験パートナーシップ活動推進事業」(延べ72校で実施)等に取り組んだ。
- ・男女共同参画センター事業では、第4期の指定管理のテーマにある「三重に、新しいLIFEを！」のもと、新たな課題に対しアプローチなども行い、事業参加者は目標値12,000人を大きく上回る21,708人となった。地域での出前講座「フレンテーク」(136回)を実施するとともに、男性の意識改革や女性のエンパワーメントを目的とした研修学習事業や新たな社会課題をテーマにした参画交流事業等の各種講座を開催した。
- ・県立図書館の広報等に関しては、情報誌「Mニュース」(4回、各4万部発行)において情報発信したほか、子ども向けのイベント「M祭! 2018 キッズ・アート・フェスティバル」(13,080人参加)において、県立図書館と連携したイベント等を実施した。
- ・その他、社会見学(17回実施)や「そうぶんの竹あかり」等のPR事業や、レストラン事業、売店事業等の来館者サービス事業を実施した。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・開館から24年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから計画的な修繕を行い、利用者の安全・安心の確保を第一に施設及び設備の維持管理に努めた。平成30年度から新たに指定管理業務に加わった県立図書館の施設についても、適切な維持管理を行った。
- ・照明器具のLED化及び照明・空調の管理徹底、空調に関わる電気・ガスの日々の使用量の点検及び運転方法見直し等の省エネルギー対策を引き続き実施した。

③県施策への配慮に関する業務

- ・バリアフリー化、雇用の機会均等、人権の配慮等の6項目からなる人権尊重基本方針や男女が性別にかかわらず個性や能力を発揮できる社会をめざす「男女共同参画基本方針」等を策定しており、これらの方針等に基づき、利用しやすく快適な施設づくりや主催事業における大ホールの車いす席の優先チケット販売、要約筆記や手話付き事業、職員の育児休暇の取得推進等を実施した。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・県に準じた情報公開実施要綱を平成12年度に制定しており、これに基づき、開示請求5件に適切に対応した。
- ・管理運営にあたって個人の権利や利益を侵害することがないように、平成17年度に策定した個人情報保護方針により個人情報を適切に取り扱った。

⑤その他の業務

特になし

(2)施設の利用状況

全館利用率、全館利用者数とも前年度とほぼ変わらず高い水準で推移した。

	平成29年度実績	平成30年度実績	対前年度比
全館利用率	82.5%	81.7%	△0.8ポイント
全館利用者数	779,423人	785,309人	5,886人
文化会館利用率	81.2%	80.8%	△0.4ポイント
文化会館利用者数	581,227人	591,459人	10,232人
生涯学習センター利用率	87.0%	86.4%	△0.6ポイント
生涯学習センター利用者数	75,427人	80,923人	5,496人
男女共同参画センター利用率	81.6%	79.8%	△1.8ポイント
男女共同参画センター利用者数	122,769人	112,927人	△9,842人

2 利用料金の収入の実績

(単位:円)

前年度に比較して、増額となっている。

	平成29年度実績	平成30年度実績	対前年度比
貸出施設収入額	161,210,885	164,537,604	3,326,719
サービス料収入額	4,019,948	4,498,584	478,636
全施設収入額合計	165,230,833	169,036,188	3,805,355

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	H29	H30		H29	H30
指定管理料	808,443,359	882,031,000	事業費	216,359,138	210,903,764
利用料金収入	165,230,833	169,036,188	管理費	882,083,764	952,474,903
その他の収入	172,861,215	162,302,481	その他の支出	0	0
合計 (a)	1,146,535,407	1,213,369,669	合計 (b)	1,098,442,902	1,163,378,667
収支差額 (a)-(b)	48,092,505	49,991,002			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	
---------	--

4 成果目標とその実績

成果目標項目	目標値	実績値	成果目標項目	目標値	実績値
県立図書館を除く年間来館者数	716,000人	785,309人	来館者アンケート満足度 (8項目平均・4段階で3以上)	88.0%	95.8%
施設利用率	79.6%	81.7%	利用者満足度 (4段階評価で4以上)	83.0%	85.8%
文化会館 事業参加者満足度 (5段階評価で4以上)	95.0%	96.8%	文化会館 公演事業入場率	82.0%	78.0%
文化会館 鑑賞型事業公演収支比率	92.0%	87.8%			
生涯学習センター 生涯学習情報提供システム へのアクセス数(年間)	258,000件	312,012件	生涯学習センター アウトリーチ講座実施数	65回	90回
生涯学習センター 事業参加者満足度 (4段階評価で4以上)	77.0%	78.6%			
男女共同参画センター 主催事業参加者数	12,000人	21,708人	男女共同参画センター 新規事業参加率	51.0%	60.0%
男女共同参画センター 事業参加者満足度 (4段階評価で4以上)	81.0%	87.0%			
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・13項目中11項目で目標達成となった。今後も引き続き、魅力ある事業展開、サービスの向上に努めていく。 ・公益性と収益性のバランスのとれた経営に努めていく。 				

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	H29	H30	
1 管理業務の実施状況	A	A	第4期目の指定管理の4年目にあたり、管理運営の基本方針に基づき、管理業務、事業展開を行い、目標達成に向けて着実に実績を積み上げた。サービスの向上、経営効率の向上、組織力の強化、利用者視点からの施設づくりに努めた。また、平成30年度から新たに加わった県立図書館の施設及び設備の維持管理についても適切に実施した。
2 施設の利用状況	A	A	従来からのきめ細かなサービスに加え、利用者向けに電子マネーを導入する等、利便性の向上に努め施設利用率81.7%(目標79.6%)、県立図書館を除く来館者数785,309人(目標716,000人)となった。
3 成果目標及びその実績	A	A	成果目標13項目中11項目で目標を達成した。2項目については未達成であったものの、7項目において昨年度実績を上回っている他、各事業等の満足度についても高水準で推移している。

※評価の項目「1」の評価：
 「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 「B」→ 業務計画を順調に実施している。
 「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
 「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価：
 「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 「B」→ 当初の目標を達成している。
 「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
 「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	<p>全体として目標達成に向けて着実に実績を積み上げ、さらなるサービスの向上、経営効率の向上、組織力強化に努め、経費の収支状況においては前年度に引き続き黒字となった。</p> <p>(1) 成果目標に対する達成度 ・第4期の指定管理の4年目にあたり、管理運営の基本方針に基づき、管理業務、事業展開を行い、目標達成に向けて着実に実績を積み上げ、成果目標13項目中11項目で目標を達成した。「県立図書館を除く年間来館者数」については、過去最高の数値を記録した。</p> <p>(2) 残されている課題 ・事業団の運営・事業企画に関するノウハウの蓄積、専門知識をもつ人材の確保・育成、地域や関係機関・団体とのさらなるネットワークの構築について、これまで継続的な課題として取り組んできたところであり、今後も推進していく。</p> <p>(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 ・引き続き成果目標の達成に向けて努めていく。</p> <p>(4) その他 (県民ニーズの把握等) ・ISO9001品質マネジメントシステムに基づく来館者アンケートの分析や職員の提案等により、高水準な利用者サービスに努めた。また、公演や講座等の事業参加者や貸出施設の利用者に対しても同様にアンケート調査・分析を行い、事業運営や企画に利用者の意見を反映させるように努めた。</p> <p>(県民サービス向上等) ・電子マネーの取扱いの開始や、中ホールのトイレ洋式化の改修など、利用者の利便性向上に努めた。 ・東紀州からのバスツアーの充実やお茶処なごみの運営等、引き続き来館者サービスの強化を図った。 ・利用者満足度は高い数値を維持しており、お客様・来館者からの高い支持を得ることができた。</p> <p>(施設の適正な維持管理の実施) ・サービスの向上、経営効率の向上、組織力の強化、県民と歩む施設づくりに努めた。 ・東日本大震災以降、取組を強化している危機管理対策では、図書館等を含めた総合文化センター全体の避難訓練を実施し、大地震発生時の対応能力強化に努めた。 ・平成30年度から新たに加わった県立図書館の施設及び設備の維持管理についても適切に実施した。</p>
--------	---

(2) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成30年度分)

<県の評価等>

施設所管部名 環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県総合博物館（津市一身田上津部田3360番地） 三重県立美術館（津市大谷町11番地）
指定管理者の名称等	公益財団法人三重県文化振興事業団 理事長 雲井 敬（津市一身田上津部田1234番地）
指定の期間	平成30年4月1日～令和2年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 三重県総合博物館及び三重県立美術館の施設及び設備の維持管理に関する業務 2 三重県総合博物館及び三重県立美術館の広報等(一部)に関する業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H29	H30	H29	H30	
1 管理業務の実施状況	/	B	/	/	第1期の指定管理の1年目にあたり、職員を各施設に配置し、適切な施設設備の維持管理に努めている。 また広報(一部)については、情報誌「Mニュース」の誌面の拡大や広報チラシラックの設置などにより文化交流ゾーンの周遊を図る情報発信に努めている。
2 施設の利用状況	/	/	/	/	/
3 成果目標及びその実績	/	B	/	/	成果目標「施設管理関連に係る利用者満足度」は目標値95.0%をやや下回ったものの93.6%と高評価を得ている。

※「評価の項目」の県の評価：「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<p>(1)成果目標に対する達成度 三重県総合博物館及び三重県立美術館に職員を配置し、各施設設備の維持管理及びコスト削減に努めている。施設管理関連に係る利用者満足度については、第1期の指定管理の1年目ながら満足度は目標値95.0%をやや下回ったものの、93.6%と高評価を得ている。 なお、コスト削減(「指定管理業務に係る経費(基準額を1%以上削減)」)については、2か年目標であるため令和2年度に評価するものとする。</p> <p>(2)残されている課題 施設及び設備の維持管理に関するノウハウの蓄積、専門知識をもつ人材の確保・育成が今後も重要となってくることから、引き続き推進していく必要がある。</p> <p>(3)翌年度に取り組むべき成果目標の設定 引き続き、2項目の成果目標の達成に向けて取り組んでいく必要がある。</p> <p>(4)その他 定期モニタリングの結果、施設の適正な維持管理を実施し、利用者満足度の向上につながるよう良好な維持管理に努めるとともに、省エネルギー対策にも取り組んでいる。</p> <p>以上のことから、三重県総合博物館及び三重県立美術館の管理者としての役割に努めていると評価できる。引き続き、適切な施設設備の維持管理等を期待する。</p>
--------	--

<指定管理者の評価・報告書(平成30年度分)>

指定管理者の名称:公益財団法人三重県文化振興事業団

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況	
<p>①施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県総合博物館及び三重県立美術館に職員を配置し、利用者の安全・安心の確保を最優先に施設及び設備の維持管理に努めた。 ・照明・空調の管理徹底、空調に関わる電気・ガスの日々の使用量の点検及び運転方法見直し等、県と相談しながら省エネルギー対策を実施した。 <p>②広報等(一部)に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県総合文化センター情報誌「Mニュース」(4回、各4万部発行)の誌面を拡大し、三重県総合博物館及び三重県立美術館の企画展等の情報発信を実施した。また、各施設の来館者が文化交流ゾーンの各施設を周遊してもらえるよう三重県総合博物館及び三重県立美術館に広報チラシラックを設置し情報発信を実施した。 <p>③県施策への配慮に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化、雇用の機会均等、人権の配慮等の6項目からなる人権尊重基本方針や男女が性別にかかわらず個性や能力を発揮できる社会をめざした「男女共同参画基本方針」等を策定しており、これらの方針等に基づき、利用しやすい快適な施設づくりや職員の育児休暇の取得推進等を実施した。 <p>④情報公開・個人情報保護に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県に準じた情報公開実施要綱を平成12年度に制定しており、これに基づき適切に対応した。 ・管理運営にあたって個人の権利や利益を侵害することがないように、平成17年度に策定した個人情報保護方針により個人情報を適切に取り扱った。 <p>⑤その他の業務</p> <p>特になし</p>	
(2)施設の利用状況	
該当なし(貸施設は県直営のため)	

2 利用料金の収入の実績

(単位:円)

(収入の実績は斜線表示)

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	H29	H30		H29	H30
指定管理料	/	173,212,000	事業費	/	/
利用料金収入	/	/	管理費	/	176,744,093
その他の収入	/	/	その他の支出	/	/
合計 (a)	/	173,212,000	合計 (b)	/	176,744,093
収支差額 (a)-(b)	/	▲ 3,532,093			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	
---------	--

4 成果目標とその実績

成果目標項目	目標値	実績値	成果目標項目	目標値	実績値
施設管理関連に係る利用者満足度(4段階評価で3以上)	95.0%	93.6%	指定管理業務に係る経費(基準額の1%以上削減)	2か年で3,404千円以上	/
今後の取組方針	第1期の指定管理の1年目にあたり、管理運営の基本方針に基づき、管理業務を行い、目標達成に向けて着実に実績を積み上げた。成果目標2項目中1項目「施設管理関連に係る利用者満足度」が未達成となったが、目標値95.0%に対し実績値93.6%と高い満足度を獲得している。引き続き、施設の適切な維持管理に努め、利用者の満足度の向上に努めていく。				

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	H29	H30	
1 管理業務の実施状況	/	B	第1期目の指定管理の1年目にあたり、管理運営の基本方針に基づき管理業務を行い、目標達成に向けて着実に業務を遂行した。また、経費の削減にも努めたが、管理業務に関する経費の収支状況においては赤字となった。
2 施設の利用状況	/	/	
3 成果目標及びその実績	/	B	第1期の指定管理の1年目にあたり、管理運営の基本方針に基づき、管理業務を行い目標達成に向けて着実に実績を積み上げたが、「施設管理関連に係る利用者満足度」の項目は未達成。その要因は、三重県立美術館の老朽化等によるものと思われる。

※評価の項目「1」の評価：

「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 「B」→ 業務計画を順調に実施している。
 「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
 「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価：

「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 「B」→ 当初の目標を達成している。
 「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
 「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	<p>全体として目標達成に向けて着実に業務を遂行した。また、経費の削減にも努めたが、結果的に収支状況においては赤字となった。</p> <p>(1) 成果目標に対する達成度 第1期の指定管理の1年目にあたり、管理運営の基本方針に基づき、管理業務を行い、目標達成に向けて着実に実績を積み上げたが、成果目標2項目中1項目「施設管理関連に係る利用者満足度」が未達成となったが、目標値95.0%に対し93.6%と目標値に近い実績値となった。引き続き、利用者の観点から適切な管理業務に取り組む。 なお、成果目標「指定管理業務に係る経費(基準額を1%以上削減)」については、2か年目標であるため今期の指定管理期間満了後に評価を行う。</p> <p>(2) 残されている課題 施設及び設備の維持管理に関するノウハウの蓄積、専門知識をもつ人材の確保・育成が課題であり引き続き取り組んでいく。</p> <p>(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 引き続き、成果目標の達成に向けて努めていく。</p>
--------	--

(3) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成30年度分)

<県の評価等>

施設所管部名: 環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県環境学習情報センター (四日市市桜町3684-11)
指定管理者の名称等	アクティオ株式会社 代表取締役社長 淡野 文孝 (東京都目黒区東山1-5-4 KDX中目黒ビル6F)
指定の期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全に関する普及啓発を行うこと ・環境の保全に関する研修会、講習会等を行うこと ・環境に関する情報の収集及び提供を行うこと ・環境の保全に関する活動の促進及び交流等を図ること ・その他(施設等の維持管理及び修繕に関すること等)

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H29	H30	H29	H30	
1 管理業務の実施状況	A	A			県内各地で幅広い年齢層を対象に講座を開き、環境学習の推進を図るとともに、定期的に情報誌を発行してセンターの周知を積極的に行っている。また、企業や他団体との連携を行い、新たな講座を開設するなどセンターの活動の幅を広げている。センター内の各施設、備品についても適切に管理されている。
2 施設の利用状況	B	B			小中学生や県民のセンター利用について、各市町教育委員会への訪問のほか、講座やイベントの機会をとらえて広報を行う等、PR活動を継続して行い、見学視察・体験教室での利用の増加につなげている。また、定期的に県民向け環境講座を実施するとともに、環境保全に取り組む市民団体や企業などによる自然保護活動の事例紹介や自然素材を利用した作品などの企画展示を2か月ごとに行うなど、センターを訪れてもらうための工夫をしている。
3 成果目標及びその実績	A	A			成果目標について、達成すべき目標及び指定管理者が独自で定めた目標をすべて達成している。前年度から環境教育参加者数は減少しているが、これは台風によりイベントが一部中止となったのが主な要因である。

※「評価の項目」の県の評価 : 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<p>(1) 成果目標に対する達成度 参加者数や満足度などの成果目標について、すべて目標を達成した。</p> <p>(2) 残されている課題 センターについての積極的なPR活動や多様な講座の実施により、全体の環境教育参加者の目標は達成しているが、今後も一般来館者及び児童・生徒を対象とした環境教育参加者の増加対策を行っていく必要がある。 また、県内における他の環境活動者とのネットワークの構築についても、引き続き、取り組む必要がある。</p> <p>(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 平成30年度の成果目標はすべて達成しているが、引き続き、高い水準で目標を達成することが期待される。特に、「他の環境団体等と協働した環境活動数」については、センターとさまざまな環境団体とが連携した取組を広げることが重要であるとの考えから、毎年度、目標値を引き上げているため、一層の注力が必要である。</p> <p>(4) その他 (県の実施したモニタリングの状況) 毎月センターから提出される管理運営報告を確認するとともに、指定管理業務について年2回モニタリングを実施し、概ね適正に処理されていることを確認している。 (県民のサービス向上の成果) 前指定期間に引き続き、県内各地での主催講座や出前講座の開催、イベントの開催・出展、社会見学の受け入れ、情報発信、施設や図書等の維持管理が適切に行われている。環境情報の収集、発信については、得られた情報を講座に組み入れて提供するとともに、講座、イベントの開催等について、情報誌「環境学習みえ」やホームページ、メールマガジン、SNS等により積極的に情報発信している。 (県民の平等利用の確保) 循環型社会の創造に向けた環境保全活動や次世代育成支援に取り組むとともに、講座開催場所の地域バランスを考慮し、事業を実施している。遠隔地からの出前講座の依頼にも対応している。</p> <p>以上のことから、三重県環境学習情報センターの管理者として適切な実績を残していると評価できる。今後も引き続き、県内環境団体とのネットワークや環境学習推進員が持つノウハウを生かし、環境学習・環境教育の一層の充実を期待する。</p>
--------	--

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①三重県環境学習情報センターの管理事業の実施に関する業務

・三重県環境学習情報センターの管理事業の実施にあたっては、基本協定書及び年度協定書の管理業務(業務計画書)に基づき、環境教育の普及・啓発と県民サービスの向上に努めた。

a. 展示施設管理

・展示施設等の維持管理業務では、展示室の維持管理、研修室等の貸室業務、図書管理業務を実施した。
また、貸室利用は17件、センター所有の環境啓発パネルや備品などの貸出は、環境啓発パネル延べ29枚、教材キット延べ19種299点だった。

b. 環境講座

・環境学習指導者養成講座は出前講座を含めて98回開催し、延べ2,049人が受講した。主な主催講座として「環境基礎講座(全7回)」「ESD実践講座」などを開催した。また、その他のセンター主催講座は43回開催し1,115人が受講した。各講座の開催にあたっては、県内各地の施設や団体との協働・交流にも努めた。
・学校等の来館による施設見学と環境講座は85団体、3,828人が受講、また県内各地へ出張して実施する出前講座は176回、7,701人が受講した。

c. 環境イベント

・7月に四日市大学と協働で「夏のエコフェア2018」を開催した(入場者:4,718人)。
・年2回(4月、9月)、近隣の四日市市立の3施設と協働して地域振興事業「ワクワクふれあいまつり」を開催した。その中で、4月には「春のキッズエコフェア」(入場者:2,248人)を開催し、環境学習の機会を提供した。
なお、9月開催の「秋のキッズエコフェア」(入場者:213人)は台風の影響で土日の2日間開催のうち、日曜日は中止となった。

d. 情報発信

・情報紙「環境学習みえ」を年4回の発行(1回4,000部)と毎月10日発信のメールマガジンに加え、ホームページやFacebook等を運用し、適時、情報発信に努めた。

e. 公募事業

「地球温暖化防止啓発ポスターコンクール」を実施した(中学生の部1,176作品、小学生の部 199作品)。優秀作16作品(小学生の部8作品、中学生の部8作品)を表彰し、三重県総合博物館と熊野古道センター、及びイオン四日市北店で入賞作品の展示を行い、地球温暖化防止の啓発を実施した。

f. こどもエコクラブ三重県事務局事業

・各市町担当者への研修会として、5月に「こどもエコクラブ市町担当者研修会」を開催した。また11月には「三重県こどもエコクラブ県内交流会2018」を開催し、県内活動団体の交流を図った。県内の「こどもエコクラブ」の登録会員数は、年間で62クラブ、11,399人であった。
・また、県内活動の活性化を図るため「こどもエコクラブ全国フェスティバル」に参加し情報交換や交流を行った。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

・館内施設について、毎日の巡回点検を励行し、安全管理と設備の維持管理に努めた。

③県施策への配慮に関する業務

a. 人権尊重社会の実現への取組

・聴覚や視覚の不自由な方が来館されたときに受付で筆談の案内や補助犬同伴による利用の案内を実施している。
・人権やジェンダー平等については県主催のダイバーシティセミナーにスタッフが参加するなど、理解促進や啓発に努めている。

b. 男女共同参画社会実現への取組

・三重県男女共同参画センターの啓発パンフレットなどの配布や交流イベント「フレンテまつり」への出展など、啓発活動に協力している。

c. 持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動への取組

・「食品ロス」をテーマとした講座開催やフードドライブ実施などを通じて実践・啓発に努めている。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

・「三重県環境学習情報センターの管理に関する情報公開実施要領」に基づき適正に対処した。平成30年度においての情報開示請求はなかった。
・個人情報保護については「三重県個人情報保護条例」を遵守するとともに、「三重県環境学習情報センターの管理に関する基本協定書」第12条に基づく「個人情報保護に関する事項」に従い適正な管理を励行し、アクティオ社内においても「施設個人情報安全対策」に基づき、個人情報保護教育を行った。

⑤その他の業務

特になし

(2) 施設の利用状況

環境学習情報センターの利用者数

	目標	実績	達成率
平成30年度環境教育参加者数	34,000人	34,101人	100.3%
平成29年度環境教育参加者数	34,000人	35,983人	105.8%
対前年比	100.0%	94.8%	
利用者内訳			
	回数	人数	
主催講座	130回	3,033人	
出前講座	176回	7,701人	
学校社会見学	64回	3,516人	
一般団体見学	21回	312人	
フリー来館	-	2,681人	
交流会	31回	396人	
行事等	30回	15,087人	
ポスターコンクール	-	1,375人	
合計	452回	34,101人	

2 利用料金の収入の実績

・貸室利用は17件のうち、利用料金15件、87,500円を免除し、2件、43,200円を領収した。

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

	収入の部		支出の部		
	H29	H30		H29	H30
指定管理料	39,890,000	39,890,000	事業費	35,243,771	33,384,641
利用料金収入	3,500	43,200	管理費	3,924,338	3,638,869
その他の収入	1,085,922	548,380	その他の支出	0	0
合計 (a)	40,979,422	40,481,580	合計 (b)	39,168,109	37,023,510
収支差額 (a)-(b)	1,811,313	3,458,070			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	87,500
---------	--------

4 成果目標とその実績

1. 達成すべき成果目標

項目	目標値	実績	達成率
①環境教育参加者数	34,000人	34,101人	100.3%
②児童・生徒を対象とした環境教育参加者数	10,000人	10,254人	102.5%
③指導者養成を目的とした講座受講者数	1,500人	2,049人	136.6%
④他の環境団体等と協働した環境活動数	17件	23件	135.3%
⑤講座の参加者の満足度	90%	98.9%	109.9%

2. 独自で定めた成果目標

項目	目標値	実績	達成率
①一般の県民を対象とした環境学習参加者数	2,700人	3,634人	134.6%
②「センター通信」等の情報発信数	365回	378回	103.6%

今後の取組方針

平成30年度もすべての目標に対し達成することができた。引き続き、利用者の増や利用者満足度の向上に向けて、事業内容のさらなる充実やさまざまな主体との連携に努めていく。

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	H29	H30	
1 管理業務の実施状況	A	A	第3期目の3年目として業務計画書や基本協定書に基づき、管理業務や事業展開を行い、目標の達成に努めた。同時に従来業務の見直しや運用ルールの改廃など、業務内容の質のさらなる改善により利用者満足度の向上にも努めた。
2 施設の利用状況	B	B	市町の教育委員会に各学校による施設見学や環境学習利用について案内し、年間を通じて利用促進に努めた。また、来館者の満足度向上を目指した工作教室「かんきょう工作教室 あそべるたいむ」の定期開催や2か月ごとに入れ替える企画展示は来館者に好評であった。
3 成果目標及びその実績	A	A	平成30年度業務計画書の各事業を計画通りに完遂し、成果目標について、すべての項目を達成した。

※評価の項目「1」の評価

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
- 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 当初の目標を達成している。
- 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	<p>(1) 成果目標 新規講座の実施やイベント出展等を積極的に実施し、自主設定目標を含め、すべての目標値を達成することができた。</p> <p>(2) 残されている課題 継続的な課題として、センター利用者の満足度の向上や、さまざまな主体との連携や協働体制のさらなる充実に努めていく。</p> <p>(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 1) 達成すべき成果目標 ①環境教育参加者数 34,000人以上 ②児童・生徒を対象とした環境教育参加者数 10,000人以上 ③指導者育成を目的とした講座受講者数 1,500人以上 ④他の環境団体等と協働した環境活動数 18件以上 ⑤講座の参加者の満足度 90%以上</p> <p>2) 独自で定めた成果目標 ①一般の県民を対象とした環境学習参加者数 2,700人以上 ②「センター通信」等の情報発信数 365回以上</p> <p>(4) その他 ①県民の平等利用の確保 主催講座の開催場所は地域のバランスを考慮し、広報の仕方や開催時間の調整など、きめ細かい対応に努めた。 ②県民サービス向上の成果 アンケートや利用者からの意見を参考に、情報発信や講座開催の改善を図り、サービスの向上に努めた。講座アンケートでは高い満足度の評価をいただいている。</p>
--------	--

(4) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成30年度分)

< 県の評価等 >

施設所管部名

環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	みえ県民交流センター (津市羽所町700番地 アスト津3階)
指定管理者の名称等	特定非営利活動法人 みえNPOネットワークセンター 代表理事 松井 真理子 (四日市市萱生町1200 四日市大学 特定非営利活動法人市民社会研究所内)
指定の期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 施設等の利用に関する業務 2 市民活動促進及び国際化の推進のための業務 3 市民活動に関する情報の受発信に関する業務 4 地域NPO支援組織の機能向上・連携交流に関する業務 5 利用料金の収受に関する業務 6 施設の維持管理に関する業務 7 その他施設の管理運営上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H29	H30	H29	H30	
1 管理業務の実施状況	B	B			市民活動について考え、取り組むきっかけづくり、SNSを活用した情報発信、県内各地の市民活動団体や中間支援組織の支援など、県域の市民活動や国際交流の場としての役割を果たしている。また、老朽化が進む設備等を良好な状態で維持管理するとともに、外部委員会や利用者アンケートで意見を聴きながら、快適かつ安心して利用できる環境を提供している。
2 施設の利用状況	B	B			サービスの質の向上を図り、年間延べ3,399の市民活動団体等が利用し、センター全体の来館者数は延べ66,855人(目標63,000人)となっている。また、高齢化やIT化等によって市民活動団体の利用は減少傾向にあるものの、予約の利便性を高めて好立地を生かした企業利用を促し、収入増に寄与している。
3 成果目標及びその実績	A	A			「センター来館者数」、「事業参加者の満足度」、「図書コーナーの利用の増加 NPO/NGO、国際関連の図書の貸し出し数」、「市民活動・NPO月間に関わる連携協力団体数の数」の成果目標4項目すべてを達成している。

※「評価の項目」の県の評価

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<p>(1) 成果目標に対する達成度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の声を取り入れながら不断の改善を図り、利用しやすい環境づくりに努めるとともに、利用者アンケートの実施、ニーズ調査をふまえたセミナー等の開催により、来館者数及びセミナー等事業参加者の満足度が成果目標を上回っている。なお、利用者アンケートでは、総合満足度を「満足」とする回答が37.5%と前年度比5ポイント上昇した。 ・県民が参画してつくる図書コーナーをめざして図書の充実を図るとともに、市民活動・NPO月間について中間支援組織、企業や市町との連携を図ったことで、図書貸し出し数、連携協力団体数とも成果目標を大きく上回った。 <p>(2) 残されている課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化や人口減少等によって地域課題の多様化や複雑化が進展することに伴い、市民活動の質や量が向上するよう支援の質を高める必要がある。 ・施設や備品の経年劣化に伴う故障等が増加していることから、先送りすることなく更新・修繕をしていく必要がある。 ・専門スキルを持つ若手スタッフを確保、育成する必要がある。 <p>(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手スタッフの感性を施設運営に生かし、利用しやすいサービスの提供や空間づくり、次代の市民活動を担う若年層の育成等市民活動の強化につなげるなど、目標達成に取り組んでいく必要がある。 <p>(4) その他 (県民サービス向上の成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや季刊誌の改良、SNSの強化、市民活動に係るデータベースの見直し、「三重NPOグランプリ」や「NPOグレードアップセミナー」等の講座を通し、情報発信の強化や県民の市民活動への参画を促進するとともに、市民活動団体の運営基盤の強化を図った。 ・外部からの意見を得るために、外部委員会や利用者アンケートを実施し、サービス改善に取り組んだ。 ・西日本豪雨災害時には、みえ災害ボランティア支援センターの主力メンバーとして、センターの運営やボランティアバスの運行等に尽力するとともに、県民の方にボランティア活動への関心を高め、携わる機会を提供した。 ・授乳ルーム「mamaro」や自動販売機等の設置により、利用者へのサービス向上を図った。 <p>(施設の適正な維持管理の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急救命講習や避難訓練・防災訓練への参加、警察による職員向け防犯対策研修を実施した。 <p>以上のことから、みえ県民交流センターの指定管理者として、設置趣旨や県域の市民活動センターとしての役割を十分認識した管理運営を行っていることと評価できる。今後も、利用しやすい環境づくりを行うとともに、指定管理者が持つネットワーク機能を生かし、市民活動の促進に向けた取組を期待する。</p>
--------	---

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①センター管理運営事業の実施に関する業務

(1)講座・研修の実施

・センターの総合案内の役割を担うとともに、NPO法人・市民活動団体・ボランティア団体、中間支援組織、県民の方を対象に、市民活動や国際化を推進するためのセミナーやイベントを実施し、入場者数、参加者満足度の点で高い評価を得た。
 ・具体的には、NPO等の団体向けには調査・プレゼン力や財務状況など組織の運営力や基盤強化を図るためのセミナーを、中間支援組織向けには人材育成や基盤強化を図るための情報交換会を、県民の方向けには市民活動への参画を促すための第2回「三重NPOグランプリ」や、「妄想世界旅行」と題する多文化共生理解イベント、NGOから学ぶ世界情勢セミナー等を開催した。いずれのセミナーも参加者の満足度は目標を上回ったが、特に多文化共生理解イベントは好評だった。
 ・その他、東海ろうきんと連携して実施した子どもの未来応援寄付金事業では、動画を用いてプレゼンテーションを行うコースを新設し、団体の訴求力向上に資する新たなツールとして動画の活用を提案した。
 ・西日本豪雨による被災地支援のため、みえ災害ボランティア支援センターの主力メンバーとして、広島県呉市へのボランティアバスの運行(9便、延べ273名参加)、情報発信、募金活動等に携わった。

(2)情報の受発信

・ホームページを改良して更新頻度を高めるとともに、facebook、ツイッターなどのSNSと連動させることで、市民活動に関する情報発信機能を強化した。また、県内の市民活動団体・イベント・ボランティアなどの情報を発信・検索するサイト「Mナビ」の新システムを稼働させ、機能を向上させた。さらに、季刊誌「みえ市民活動・ボランティアニュース」は、デザイン面など読みやすさを改良し、各10,000部発行した。

(3)施設利用状況の把握

・センターの利用者に対して質の高いサービスを提供するため、5名の外部委員から意見を聴くための外部委員会を年2回開催するとともに、センターの利用者を対象としたアンケート調査を実施し、いただいた意見をもとにサービスの改善を図った。なお、利用者アンケートでは、総合満足度(3段階評価)を「満足」とする回答が37.5%と、前年度比5ポイント上昇した。
 ・有料スペースの利用は959件、備品・機材の利用は1,316件と、ほぼ例年並みであった。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

・利用者の安全・安心の確保を第一に、快適にセンターを利用できるよう施設、機器・備品の適切な管理及び維持に努めた。とりわけ、例年行う消防・避難訓練に加えて警察署の協力を得た職員向け防犯対策講座の実施、人目につきにくい場所の安全対策、新刊図書の新刊購入による図書コーナーの充実を図った。
 ・また、施設や備品等の老朽化に伴い、長机の入れ替えなどを計画的に行ったほか、引き続き照明や空調の管理徹底など省エネルギー対策も実施した。

③県施策への配慮に関する業務

・みえ県民交流センター条例を遵守し、みえパートナーシップ宣言、ダイバーシティみえ推進方針、三重県多文化共生社会づくり指針、働き方改革などに配慮した。
 ・環境ISO14001、三重県の環境基準に基づき、節電、リサイクル、再生紙の利用など業務の中で環境に配慮した取り組みを行った。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

・三重県情報公開条例に基づき、公開に関して「情報公開規程」を整備し、確実に対応できる体制をとっているが、平成30年度に開示請求はなかった。
 ・基本協定書第12条に基づき、センター管理に関して知り得た情報を適切に取り扱い、個人情報保護されるよう配慮した。

⑤その他の業務

特になし。

(2)施設の利用状況

	H30年度目標	H30年度実績	達成率
みえ県民交流センター利用者数<指定管理対象施設分>(人)	63,000	66,855	106%
交流スペース・ミーティングルーム他(人)	-	63,611	-
イベント情報コーナー(人)	-	3,244	-

2 利用料金の収入の実績

利用料金収入額	平成30年度実績 1,540,190円
---------	------------------------

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	H29	H30		H29	H30
指定管理料	29,272,000	29,272,000	事業費	27,703,730	28,325,817
利用料金収入	1,265,670	1,540,190	管理費	1,415,981	1,452,660
その他の収入	1,044,022	1,252,317	その他の支出	1,331,519	1,402,779
合計 (a)	31,581,692	32,064,507	合計 (b)	30,451,230	31,181,256
収支差額 (a)-(b)	1,130,462	883,251			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	95,840円
---------	---------

4 成果目標とその実績

(1) 成果目標		
目標項目	目標値	目標に対する実績
センター来館者数(指定管理対象施設への来館者に限る)	63,000人	66,855人
事業参加者の満足度	85%	89%
(2) 指定管理者独自の数値目標		
目標項目	目標値	目標に対する実績
図書コーナーの利用の増加 NPO/NGO、国際関連の図書の貸し出し数	120冊/年	180冊/年
市民活動・NPO月間に関わる連携協力団体の数	15団体/年	36団体/年
今後の取組方針		
<ul style="list-style-type: none"> ・センター来館者数については、若いスタッフの人材育成を図りながらその感性を取り入れ、大型イベントの誘致、フロアのレイアウト変更による快適な環境づくり、市民活動の質の向上等を図ることで、目標達成をめざしていく。また、事業参加者の満足度については、ニーズ調査を行いながら、ターゲットを絞って必要かつ魅力的な講座等を開催していく。 ・図書コーナーについては、最もNPO関連の書籍が揃う市民活動センターをめざすとともに、一般の方が好む本も入れながら市民活動への関心層を増やしたい。 		

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	H29	H30	
1 管理業務の実施状況	B	B	(1) 施設の維持管理 ・多様な組織が入居する3階フロアの総合案内所としての役割を果たした。また、故障備品の購入を含め、施設、機器・備品を良好な状態で管理するとともに、外部委員会の開催や利用者アンケートの実施を通してサービスの改善を図った。 ・安全面や危機管理面についても、定期的に職員間で周知、徹底した。とりわけ、いたずら抑止や不測事態への対応のため、定期的な見回りのほか、適宜警備員等とも連携し、安心して快適に利用できる環境を提供した。 (2) 市民活動及び国際化に関する事業 ・市民活動に関しては、ターゲット毎に、ニーズや時流に沿った講座等を開催するとともに、ホームページ、SNSを積極的に更新して新鮮な情報をタイムリーに発信した。 ・国際化の推進に関しては、日本と諸外国の文化や団体の活動に触れる機会を提供し、県民の方に多文化共生社会を考えるきっかけづくりを行った。 ・その他、西日本豪雨災害時には、みえ災害ボランティア支援センターの一員としてその運営に携わり、被災地支援だけでなく、県民の方に対してボランティア・市民活動のPRや参加機会を提供した。
2 施設の利用状況	B	B	・センターの利用者数は66,855人と目標値を上回った。市民活動に携わる方の高齢化やIT化等によって、利用団体数は3,399と前年同期比で230団体減少したものの、予約の利便性を高めて好立地を生かした企業利用が増え、収入増にも貢献した。なお、センターの開館日時については、将来の運用方法を検討していく必要がある。 ・利用者サービスと市民活動団体支援の両立を図るコーヒー寄付金(コーヒーサービスコーナー)では、茶菓の販売が好評だった。また、隔年で行う寄付金の贈呈年であったことで、その仕組みを広報できた。

3 成果目標及びその実績	A	A	<p>・センター来館者は、年間63,000人の目標に対して66,855人であった。また、事業参加者の満足度は、85%以上の目標に対して89%であった。</p> <p>・図書コーナーの利用の増加、並びにNPO/NGO、国際関連の図書の貸し出し数は、120冊の目標に対して180冊であった。また、36団体と連携し、第2回「三重NPOグランプリ」を開催した。</p>
--------------	---	---	--

※評価の項目「1」の評価：
「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 業務計画を順調に実施している。
「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価：
「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 当初の目標を達成している。
「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	<p>(1) 成果目標に対する達成度 ・成果目標について、「センター来館者数」、「事業参加者の満足度」、「図書コーナーの利用の増加 NPO/NGO、国際関連の図書の貸し出し数」、「市民活動・NPO月間に関わる連携協力団体の数」、全てにおいて目標を達成でき、特に事業参加者の満足度、図書の貸し出し数は順調である。引き続き、目標達成に向けて取り組んでいく。</p> <p>(2) 残されている課題 ・高齢化や人口減少に伴うセンターの利用者数の減少を見据え、地域課題の複雑化・高度化に応じた支援や、地域課題・市民活動に県民の方の関心を高めるソフト面での取組、並びに、施設の老朽化への適切な対応というハード面の取組が大きな課題である。</p> <p>(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 ・引き続き成果目標を達成できるよう、今後も取組を進めていく。</p> <p>(4) その他 (県民ニーズの把握) ・セミナー等事業参加者のアンケート、外部委員会や利用者アンケートを実施して、施設管理や事業運営に生かした。</p> <p>(業務執行体制の整備) ・これからの市民活動を担う若年層の裾野を広げるため、みえ県民交流センターを担う若い常勤・非常勤スタッフを育成し、彼らの感性を指定管理業務に生かした。</p> <p>(施設の適正な維持管理の実施) ・快適で安全な利用環境の提供、施設の適正な維持管理に努めた。</p> <p>今後も三重県内のNPO等の拠点となるよう、より一層利用しやすい、利用したくなる施設づくりに努めていく。</p>
--------	---

(5) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成30年度分)

< 県の評価等 >

施設所管部名

環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県交通安全研修センター（津市垂水2566番地）
指定管理者の名称等	一般財団法人三重県交通安全協会 会長 西野衛（津市栄町1丁目954番地）
指定の期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	①三重県交通安全研修センターの運営業務 ②三重県交通安全研修センターの維持管理業務 ③三重県交通安全研修センターの管理上必要な業務 ④その他の業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H29	H30	H29	H30	
1 管理業務の実施状況	B	B			<ul style="list-style-type: none"> 県交通安全教育の中核施設として、幼児から高齢者に至るまで、受講者の特性に応じたカリキュラムによる参加・体験・実践型の交通安全教育を実施している。 前年度からの継続事業として、体験学習ゾーンのブラッシュアップ、自転車学習コースの街並み化をすずめ、リピーターの満足度を高めるよう工夫をするとともに、安全面の確保・強化に努めている。 「研修センター連絡協議会」を開催し、市町や関係機関・団体との連携の強化、市町への支援等を提案し、県内の交通安全教育の中核的な役割を担うことができています。
2 施設の利用状況	B	B			<ul style="list-style-type: none"> 幼児から高齢者に至るまで、受講者の特性に応じたカリキュラムによる参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、計51,620人の利用者があった。 パーク・アンド・バスライド方式シニアラーニングを、平成30年度は、計16回、226人に対し実施できており、高齢者の交通事故防止を図るとともに、加齢による身体能力の衰えを自覚させ、運転に不安を覚えた高齢者に対し、運転免許証の自主返納を促すことに寄与できている。 毎月、創意工夫を凝らした交通安全フェスタを開催することにより、親子で学ぶ環境を提供することで親子のリピーターが増加している。 指定管理者である(一財)三重県交通安全協会の県内ネットワークを有効活用するとともに、ホームページ・SNSを通じ、タイムリーなイベントの告知・集客につなげる広報を行い、さらなる利用者増に努めている。
3 成果目標及びその実績	B	B			<ul style="list-style-type: none"> 成果目標のうち、「指導者養成・資質向上講座受講者数」、「一般利用者数」については達成できたが、「団体研修受講者数」、「研修により行動変容・意識変容があったと回答した受講者の割合」は未達成であった。 ただし、「団体研修受講者数」の未達成については、高齢者団体の研修効果を高めるため少人数制の研修としたことに起因しており、「団体数」については昨年度から+41団体の544団体に対し研修を実施できている。 「研修により行動変容・意識変容があったと回答した受講者の割合」についても、目標値の100%は達成できなかったものの、昨年度から+1.2%増の99.1%まで高めることができています。 また、「指定管理者独自の数値目標」については、すべての項目で目標を達成することができています。

※「評価の項目」の県の評価：

- 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
- 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
- 「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

<p>総括的な評価</p>	<p>(1) 成果目標に対する達成度 成果目標のうち、「指導者養成・資質向上講座受講者数」、「一般利用者数」の2項目を達成できている。 ただし、未達成の「団体研修受講者数」、「研修により行動変容・意識変容があったと回答した受講者の割合」についてもそれぞれ一定の達成度を認めることができる。 なお、指定管理者独自に設定した目標では、「センター利用者数(目標値50,200人)」が利用者51,620人と大きく目標を上回るなどすべての項目で目標を達成することができており成果を認めることができる。</p> <p>(2) 残されている課題 本県の人口10万人あたりの交通事故死者数は全国でも高位(平成30年は第3位)であることから、幼児から高齢者までのすべての道路利用者に対して、センターの特徴である参加・体験・実践型の交通安全教育を実施していく必要がある。特に近年の交通死亡事故の特徴である高齢者対策に重点を置くとともに、県の中核的かつ専門的な交通安全教育施設として、地域や職場で交通安全教育を推進する交通安全指導者の養成及び資質向上研修にさらに取り組んでいく必要がある。 また、市町、関係機関・団体との連携をさらに密にし、ネットワークの強化に努める必要がある。</p> <p>(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 未達成の「研修により行動変容・意識変容があったと回答した受講者の割合」については目標達成のため、研修内容のさらなる充実などに努める必要がある。同じく未達成の「団体研修受講者数」については高齢者団体の研修効果を高めるため研修形態を少人数制としたことに起因しているためであるが、受講者数増のためPR活動を推進していく必要がある。</p> <p>以上のことから、県の交通安全教育の中核的施設としての役割を十分認識した取組姿勢が見られ、かなりの成果を挙げていると認められる。 今後さらなる利用者の拡大を図るため、引き続き企業や団体へのPRに積極的に取り組むとともに、参加・体験・実践型の教育施設としての利点を生かした研修の実施、親子で学ぶ環境づくりなど、事業内容やカリキュラムの工夫・改善を進めるとともに、県内全域に利用されるような独自取組が図られるよう期待する。 また、引き続き、市町や関係機関・団体との連携の強化、市町への支援等を提案し、県内の交通安全対策機関の中核的な役割を担い、県の交通安全教育の中心的役割を担う拠点施設として、独自性や専門性を発揮していくことを期待する。</p>
---------------	--

<指定管理者の評価・報告書(平成30年度分)>

指定管理者の名称:一般財団法人三重県交通安全協会

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①交通安全研修センター運営事業の実施に関する業務

ア 交通安全に関する教育の実施に関する業務

- ・ 参加・体験・実践型の交通安全研修事業
年齢・業務の形態等の受講者の特性に応じて、研修目的を明確にした個別のカリキュラムを作成し、機器の使用等による参加・体験・実践型の団体研修を、544回 5,103人に対し実施した。
- ・ 指導者養成・資質向上事業
地域・職域等で交通安全教育を推進する交通安全教育指導者の養成・資質向上を図るため、教職員を対象とした「自転車交通安全教育指導者研修会」(10/2、9)や市町交通安全教育指導員を対象にした「交通安全教育指導者研修会」(5/31)等、合計162回 1,715人に対し、交通安全指導者の養成・資質向上研修を実施した。
- ・ 遠隔地等での出前型交通安全教育(出前研修)事業
全県の、普遍的な交通安全教育の機会を提供するため、研修センター利用が困難な地域及び指導員体制が整っていない市町を中心に、幼児・児童等、また高齢者を対象とした出前研修を、合計17回 1,822人に対し実施した。

イ 施設の運営に関する業務

- ・ 研修センターについて、より広く県民への周知を図り、県内の交通安全教育の拠点施設としての活用を促進するため、ホームページやSNSを活用し、タイムリーな情報提供に努めた。(ホームページ更新回数 129回、アクセス回数 66,195回)
- ・ ホームページを一部リニューアルし、研修施設、予約状況、研修カリキュラムのショートカットキーを設け、簡素化を図り、利用者の利便性の向上を図った。
- ・ ツイッターにより、日々の研修状況、交通事故発生状況、交通事故防止状況等タイムリーな情報発信に努めた。
- ・ 体験学習ゾーンに人の見る能力について学ぶために「見ることには限界があります」や「反射材効果」コーナー等を設置したほか、手作りの図表やポスターを作製掲示し、新鮮で効果的なゾーンにブラッシュアップを実施した。
- ・ 自転車学習コースを実際の交通環境に近づけるために、注意看板、啓発のぼり旗、横断幕を掲出し街並み化を図るとともに、屋内施設の案内板を設置し、施設全体の利用を促進した。
- ・ 案内人としてセーフティプラザ・コンシェルを配置し、すべての研修センター利用者が、公平にわかりやすく交通安全について学べるように、施設、設置機器、目的、利用方法等を指導、案内し、利用者満足度を高めた。
- ・ 幼児、児童、中・高校生、高齢者、自転車利用者、ドライバー向けの専門性の高い各種交通安全DVDを揃え、映像により交通安全を効果的に学ぶ教材、環境を整えるとともに、職場、教育現場等活用できるように貸し出しも実施した。
- ・ 一般利用者の500人に対し、居住地、年代、性別、親子等の属性調査を行った結果、調査来訪者12歳以下が49%、また、研修センターを知った理由は、免許センター1階みまも看板と1階の案内人であったが、知人の紹介やホームページで知った人の割合が増加している。これらの調査結果をもとに、団体研修を受講される方々にも、日曜日をはじめ一般利用ができることをアピールし、利用者層の拡大に努めた。
- ・ キャラクターの「みまも」を記載した「みまもシール」と「みまも缶バッジ」、「みまも反射キーホルダー」と「みまもポケットティッシュ」を作製し、各種イベントで参加者に配布し交通安全に対する関心を高揚させるとともに、研修センターのPRを行った。
- ・ キャラクター「みまも」の着ぐるみ活用し、交通安全フェスタや各種イベントに参加し、研修センターの広報を行った。
- ・ 毎月第3日曜日を基本として体験学習ゾーンにおいて「交通安全フェスタ」を実施した。腹話術、キーホルダー作り、交通安全わなげ等、毎回創意工夫を凝らすことにより、来場者数の増加につなげた。
- ・ キッズフリースペース横に「親が子に教える紙芝居コーナー」、「親が子に読み聞かせる絵本コーナー」を設置し、親子で楽しく学ぶ交通安全教育環境を作り、親子での利用者に好評を得た。

ウ 交通安全に関する情報及び資料の収集並びに提供に関する業務

- ・ 幼児が楽しく交通安全を学べる教材として「交通安全わなげ」、「交通安全フィッシング」、「交通安全ストラックアウト」を作製し交通安全フェスタ等のイベントで活用するとともに、各地域で開催される四季の交通安全運動イベントや交通安全教室への貸し出しも行った。
- ・ ナイトスクールでの、反射材の効果、視認性等の研修を実施する上での注意点や説明ポイントについて情報提供を行った。
- ・ 四輪運転シミュレータの体験者の運転結果、体験学習ゾーンの運転・歩行能力診断(点灯くん)の診断結果の調査、分析を行い、ホームページ、研修センターだよりにおいて分析結果の概要や注意点等の情報提供を行った。

エ センター機能の向上、連携交流の推進及び市町等に対する支援に関する業務

- ・ 県警本部から毎日事故日報の提供を受け、研修センターのホームページ、ツイッターを通じて、死亡事故発生速報や注意喚起等の情報の提供を行った。
- ・ 津市内の交通安全関係団体で組織する「津市交通安全対策協議会」に参加し、地元団体と連携して「みまも」着ぐるみを活用した交通事故防止アピール及び交通安全対策の推進に努めた。
- ・ 研修センター連絡協議会を開催(5/23)し、県、市・町、警察、交通安全協会と連携し、ネットワークの強化を図った。
- ・ 部外から教育、高齢者、交通関係団体、一般企業の有識者等を委嘱して「事業内容等評価検討委員会」(3/6)を開催し、事業全般について評価検証を行い、今後の運営改善に当たった。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

体験学習ゾーン、自動車体験コース、自転車学習コース等の各種施設・設備・機器については、「機器点検表」に基づく毎日始終業前点検及び打合せを励行し、簡単な修理・修繕は職員が当たるほか、専門の外部保守点検業者との委託契約のもと、点検項目に沿った随時及び定期的な保守点検整備を行った。また、一般来場者の中の幼児・児童の事故を防止するため、施設内の危険箇所を再点検し、コーナーガード、角カバークッション、注意喚起看板等を設置するとともに、始業前のコース点検の徹底など、施設・機器の適正な維持管理に努めた。

③県施策への配慮に関する業務

- ・ 人権尊重のための取組
「人権が尊重される三重をつくる条例」の趣旨を職員に徹底させるとともに、障がい者、高齢者、外国人、性別等にとらわれず、誰もが快適に交通安全研修が受講できる環境づくりに取り組んだ。また、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等さまざまなハラスメントを許さない公正で明るい職場環境づくりに努めた。
- ・ 男女共同参画社会実現への取組
研修センターの事業評価、事業内容検討の場に女性の登用を図るとともに、女性の交通安全教育指導員の配置など、男女共同参画の視点をふまえ、男女がそれぞれの個性と能力を発揮できる事業の実施に努めた。
- ・ 企業倫理・社会的貢献の取組
コンプライアンス(法令遵守)の徹底、ディスクロージャー(情報公開)の遵守とホームページの開設、個人情報の保護の徹底、職員の組織的かつ合理的な人事管理と職業倫理の醸成、「公益法人会計基準」に基づく健全な財務運営を行った。
- ・ ユニバーサルデザイン(UD)のまちづくりに向けた取組
用品等の購入に際し、UD商品を選定するなど、UDに対する周知と意識の高揚に努めた。また、小中学生の団体研修実施時にユニバーサルデザインとバリアフリーの違い、施設や交通安全環境におけるそれぞれの平等性公平性について確認させるなどの意識の高揚を図った。
- ・ 持続可能な循環社会の創造に向けた環境保全活動への取組
ごみを分別して清掃業者に引き渡し、資源のリサイクルへの寄与に努めるとともに、再生紙の利用、コピーの両面印刷等省資源に努めた。また、団体研修の実施に際し、アイドリングの自粛やエコドライブの促進を図るとともに、休憩時間帯の節電等に取り組み、利用者をはじめ職員の環境に対する意識の高揚とその実践に努めた。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・ 基本協定書の「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、適切な対応を行い、個人情報は必要最小限とし、取得した個人情報は厳重管理の上、不要となった情報は速やかにシュレッダー処理を行った。また、個人情報の責任体制等変更報告書の提出が遅延したが、その後迅速に対応し、以後の遵守徹底に努めた。また、県が実施する情報公開実務研修を受講した。

⑤その他の業務

- ・ 危機管理対策会議を開催し、研修センター危機管理マニュアルの周知を図るとともに、同マニュアルに基づき、各自が担当する任務を迅速に遂行する体制を整備した。また、危機管理マニュアルに基づき、免許センターとの合同防災訓練を実施した。

(2)施設の利用状況

	平成30年度目標	平成30年度実績	達成率
センター利用者数 (人)	50,200	51,620	102.8%
一般利用者数 (人)	43,000	44,802	104.2%
団体利用者数 (人)	5,500	5,103	92.8%
指導者養成・資質向上講座受講者数 (人)	1,700	1,715	100.9%

2 利用料金の収入の実績

該当なし

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

	収入の部		支出の部	
	H29	H30	H29	H30
指定管理料	40,025,000	40,025,000	事業費	12,401,914
利用料金収入			管理費	26,958,851
その他の収入	231	235	その他の支出	0
合計 (a)	40,025,231	40,025,235	合計 (b)	39,360,765
収支差額 (a)-(b)	664,466	694,514		39,330,721

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

4 成果目標とその実績

(1)成果目標

目標項目	目標値	目標に対する実績
(指導者養成・資質向上事業)		
指導者養成・資質向上講座受講者数 (人)	1,700	1,715
(研修事業)		
団体研修受講者数(人)	5,500	5,103
一般利用者数(人)	43,000	44,802
(その他)		
研修により行動変容・意識変容があったと回答した受講者の割合(%)	100	99.1

(2) 指定管理者独自の数値目標

目標項目	目標値	目標に対する実績
(研 修)		
施設利用者数(人)	50,200	51,620
幼児・児童等研修受講者数(人)	1,800	2,988
高齢者講習受講者数(人)	500	552
ホームページアクセス回数 (回)	10,000	66,195
ホームページ更新回数 (回)	12	129
広報紙発行回数 (回)	4	4
施設を利用した県民へのPR事業の実施回数 (回)	12	12
教材・教育プログラムの作成	6	6

今後の取組方針

成果目標及び独自の数値目標は、「団体研修受講者数」及び「研修により行動変容・意識変容があったと回答した受講者の割合」は未達成であったが、それ以外の項目は、すべて達成した。
 高齢者団体の研修効果を高めるため少人数制としたため、「団体研修受講者数」は未達成であったものの、新規団体数を増やすことに努力した結果、昨年度に比べ「団体研修受講者数」、「団体数」のいずれについても大幅に増加させることができた。
 行動変容・意識変容の割合は、目標値は達成できなかったものの、昨年度は97.9%であり、99.1%まで高めることはできた。
 今後、さらにアンケートや研修後の事後調査等を精査し、研修内容を改善し、目標達成をめざす。

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コ メ ン ト
	H29	H30	
1 管理業務の実施状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度は第5期指定管理の3年度目であった。前年度からの継続事業として、体験学習ゾーンのブラッシュアップ、自転車学習コースの街並み化をすすめ、リピーターの満足度を高めるよう工夫をした。また、安全面の確保・強化に努めた。 研修センター連絡協議会を開催し市町や関係機関・団体との連携の強化、市町への支援等を提案するとともに、教職員・市町の交通安全教育担当者、地域・職域等で交通安全教育を推進する交通安全教育指導者の養成・資質向上等の各対象者別にに応じた交通安全研修を実施した。 今後、第5期指定管理として、PDCAを毎年度繰り返して業務を見直し、指定管理期間の目標を達成することとしている。
2 施設の利用状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> 毎月、創意工夫を凝らした交通安全フェスタを開催し、親子で学ぶ環境を提供することで親子のリピーターが増加した。 P&Bシニアラーニングの定着化により、高齢者研修数の目標は達成したが、まだまだ高齢者対策は喫緊の課題であり、市町、関係機関・団体との連携をより一層強化し、利用者拡大を図る。 研修センターの存在を県下全域に広げて集客を行うため、県内18地区交通安全協会のネットワークを活用するとともに、ホームページ・SNSを通じ、タイムリーなイベントの告知・集客につなげる広報を行った。 市町、関係機関・団体等を直接訪問し、PR、利用促進を図った。
3 成果目標及びその実績	B	B	<ul style="list-style-type: none"> 利用者トータル数は、51,620人であり県の示す成果目標を達成した。また、一般利用者数、指導者養成・資質向上講座受講者数についても目標を達成した。 団体研修受講者数、団体数いずれも昨年度より大幅に増加させたものの、団体研修の効果、満足度を高めるため、高齢者研修を少人数制で実施したため、団体研修受講者数が未達成となった。 2回目以降の研修参加者のその後の行動変容・意識変容があったと回答した受講者の割合については、目標未達成となったものの、前年に比べポイントは上昇させることができた。 独自の成果目標については、いずれも達成した。

※評価の項目「1」の評価：
 「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 「B」→ 業務計画を順調に実施している。
 「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
 「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価：
 「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 「B」→ 当初の目標を達成している。
 「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
 「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

<p>総括的な評価</p>	<p>(1) 成果目標に対する達成度 センター利用者数は51,620人(目標値50,200人)と大きく目標を上回り、指導者養成・資質向上講座受講者数は1,715人(目標値1,700人)、一般利用者数44,802人(目標値43,000人)とも目標値を達成することができた。なお団体研修受講者数にあつては、高齢者交通事故防止対策を重点施策とし、P&Bシニアラーニングを本格実施し、研修効果を高めるため少人数制として実施したため5,103人(目標値5,500人)と目標値を達成できなかったが、新規の団体獲得に努力した結果、受講者数と団体数のいずれも昨年度に比べ大幅に増加させることができた。</p> <p>(2) 残されている課題 ・ 団体研修受講者数の目標達成のため、広く県内の企業・団体に積極的なPRを行い、施設の認知度を上げるとともに、他の近隣施設との連携を図るなど利用者の拡大をめざす。 ・ 市町、関係機関・団体との連携を密にし、ネットワークの強化に努める。 ・ 独自成果目標の交通弱者団体等利用者数は、社会の高齢化に従い、事故の被害者・加害者になっている現状から、P&Bシニアラーニング等の施策をさらに推進し、利用者の増加を図る必要がある。</p> <p>(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 第5期指定管理の令和元年度においては成果目標を達成できるよう事業計画書に示した各種施策を誠実に履行し、職員の資質向上や研修内容の充実を図るとともに、施設利用促進のため、企業・団体、学校等へのPR活動を推進していく。</p> <p>(4) その他 ・ 広く県民の皆さんに、来て、見て、体験してみようをコンセプトに、幼児から高齢者まで楽しく交通安全を学んで頂けるような雰囲気の構築を図った。 ・ キャラクター「みまも」を中心とした施設の案内、屋内の飾り付け、ホームページやツイッターの活用や、各種チラシ類の作成を行い、統一した広報活動を行った。 ・ 関係機関団体、企業協力によるパブリシティを活用し、「交通安全夜間特別研修」、「自動車安全運転競技会」を開催する等、創意工夫を凝らした事業の実施に努めた。 ・ 指導者養成・資質向上事業の取組として、主に教職員を対象とした「自転車交通安全教育指導者研修会」、市町交通安全指導員等を対象とした「交通安全教育指導員研修会」を開催するなど、さまざまな機会を通じて指導者養成・資質の向上に努めた。 ・ 外部の有識者からなる「事業内容等評価検討委員会」を開催し、事業全般について評価・検証を受けるとともに、検証結果については今後の事業改善に生かしていくこととしている。 ・ 地震防災対策など危機管理に対する取組として、危機管理マニュアルに基づく非常防災訓練を実施し、非常時における誘導経路の確認等を行った。 ・ 全体として、業務計画を誠実に実施し、成果目標についてもおおむね目標を達成し、県民の交通安全教育に一定の成果があつた。</p>
---------------	--

16 文化交流ゾーンを構成する県立文化施設に係る指定管理候補者の選定過程の状況について

1 概要

三重県総合文化センター、三重県総合博物館及び三重県立美術館については、現在の指定管理期間が令和2年3月末で終了することから、現在、令和2年4月からの次期指定管理者の募集・選定手続きを進めています。

指定管理候補者を公正かつ適正に選定するため、三重県総合文化センター条例等に基づき、外部の有識者等で構成する「文化交流ゾーンを構成する県立文化施設指定管理者選定委員会」を設置しました。

令和元年7月29日に開催された第1回選定委員会において審査基準及び配点表を決定した後、募集を行ったところ、1団体から申請書の提出がありました。

今後、選定委員会を開催して、申請者から提出された事業計画書等を詳細に審査し、指定管理候補者を選定します。

2 進捗状況

7月29日 第1回文化交流ゾーンを構成する県立文化施設指定管理者選定委員会の開催

・選定委員……別紙1のとおり

・審査基準及び配点表……別紙2のとおり

8月2日～14日 募集要項の配布

8月27日 現地説明会の開催

9月2日～18日 申請の受付

3 応募等の状況

現地説明会への出席団体数 1団体

申請書の提出があった団体数 1団体

・(公財)三重県文化振興事業団

4 事業計画書の要旨(申請者が作成したもの)

別紙3のとおり

5 今後のスケジュール(案)

(1) 指定管理候補者の決定

10月8日 第2回選定委員会(ヒアリング及び審査基準に基づく総合的な審査)

(2) 指定管理者の指定

令和元年三重県議会定例会11月定例会議において、指定管理者の指定について議案を提出し、議決を経て、次期指定管理者を指定します。

(3) 協定の締結

令和2年3月末までの間に次期指定管理者と施設の管理に関する協定を締結します。

(4) 次期指定管理者による指定管理の開始

令和2年4月1日(令和7年3月31日までの5年間)

○選定委員会委員（敬称略）

	氏名	職名等
委員長	豊田 長康	鈴鹿医療科学大学学長
委員長代理	片山 眞洋	弁護士
委員	上山 千秋	富士電機F Aサービス株式会社管理部部長
委員	岡部 佳奈	公認会計士
委員	杉谷 哲也	高田短期大学 ボランティア活動支援室 コーディネーター
委員	近沢 多賀子	公募委員
委員	錦 かよ子	作曲家

文化交流ゾーンを構成する県立文化施設指定管理者審査基準及び配点表

1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること

審査項目	審査基準	配点	
①管理運営の総合的な基本方針	管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか	10	40
	施設の特長や業務内容を理解しているか	10	
	社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について考慮しているか	10	
	集積の利点を生かした連携取組について理解・協力が得られるか	10	
②成果目標と自己評価	施設運営の成果目標が適切に設定されているか	10	20
	自己評価の体制及び基準は確立されているか	10	
③企業（団体）の社会的責任	企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令遵守）、環境管理（グリーン購入や省エネ等環境負荷軽減に関する取組）への対応は適切か	10	10
小計		70	

2 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること

審査項目	審査基準	配点	
①維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理の方法	維持管理事業は管理基準を達成し、現在の維持管理レベルを保つものであるか	20	40
	施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組は提案されているか	20	
②利用者の安全確保策、事故防止策、危険箇所等の早期発見やその措置	利用者の安全確保、事故防止策は具体的に効果的なものか	10	20
	危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか	10	
③緊急時・事故発生時の対応等危機管理	緊急時・事故発生時における危機管理対応は適切な提案がなされているか	10	20
	緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は適切に提案されているか	10	
④個人情報保護、情報公開	個人情報保護、情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	10	10
⑤県が推進する施策に準拠する管理運営	人権尊重、男女共同参画、ユニバーサルデザイン、次世代育成等の県の施策に配慮した提案となっているか	10	10
小計		100	

3 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること

審査項目	審査基準	配点	
①文化交流ゾーンにかかる広報等の事業	業務基準を達成し、文化交流ゾーン全体の魅力を効果的にPRできる内容となっているか	20	40
	利用者の増加のための具体的な工夫がなされるなど、文化交流ゾーン構成施設の利用を促進するための提案となっているか	20	
②文化会館事業	業務基準を達成し、県民が多様な文化芸術に触れる内容となっているか	30	60
	将来の文化を担う人材育成や多様な主体との連携した事業となっているか	30	
③生涯学習センター事業	業務基準を達成し、多彩な学習機会を提供する提案となっているか	20	40
	中間支援組織として多様な主体をつなぐ役割を認識した提案となっているか	20	
④男女共同参画センター事業	業務基準を達成し、男女共同参画の気運の醸成を図る提案となっているか	20	40
	県民参画や地域の関係団体等との連携した事業提案となっているか	20	
⑤センターPR事業、センターの利用増対策、施設稼働率向上策	業務基準を達成し、センターの魅力を効果的にPRできる内容となっているか	10	20
	利用者の増加や施設の稼働率を高めるための具体的な工夫がなされるなど、施設の利用を促進するための提案となっているか	10	
⑥貸館業務の手続き	貸館事業は利用者の申込みから許可までの一連の手続きがシステム化され、利用者の利便性向上が図られているか	10	10
⑦利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映	利用者の意見・要望・苦情の把握及びその後の管理運営への反映などサービス向上のための積極的な姿勢が見られるか	10	10
⑧利用料金の設定や料金の收受方法、減免等	利用料金の考え方、料金收受の方法が示されているか、また、サービス向上や利用者の増加につながる料金設定がなされているか	10	10
⑨施設の利用時間・休館日	施設の利用時間、休館日の設定等は利用者の利便性を考慮したものであるか	10	10
⑩飲食サービス・物販サービス等	飲食サービス、物販サービスなどは、利用者のニーズや利便性を考慮したものであるか	10	10
⑪来館者及び県民サービス向上につながる独自の提案	施設の機能を十分に活用し、来館者及び県民サービス向上につながるような独自の提案がなされているか	20	20
小計		270	

4 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の節減し、管理の効率化を図るものであること

審査項目	審査基準	配点	
①収支計画の積算の考え方	収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか	10	20
	提案された事業が十分実施できる収支計画となっているか	10	
②コスト削減の考え方	県費負担軽減につながっているか	20	40
	実効性がありかつ創意工夫がある経費の効率化策が提案されているか	20	
③収入確保に関する独自の提案	新たな収入確保につながるような独自の提案がなされているか	10	10
小計		70	

5 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること

審査項目	審査基準	配点	
①組織及び人員の確保、職員の雇用形態等	事業計画書に沿った管理運営を行える人員の確保、組織体制及び責任体制が適切なものとなっているか	20	20
②業務内容に応じた職員の配置、勤務ローテーション	提案事業の内容が実行できる人材（専門性等）が確保され、かつ適切な人員配置、勤務体制となっているか	20	20
③職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画等	人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか	20	20
④持続的・安定的に運営できる財政的基礎	施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、又は施設経営の実績があるか	30	30
小計		90	

合計		600	
----	--	-----	--

文化交流ゾーンを構成する県立文化施設事業計画書の要旨

申請者名	公益財団法人三重県文化振興事業団
管理運営方針	<p>私たちは、平成4年の設立以来、県の文化振興をミッションとして、県内外の多様な主体と連携・協働しながら活動に邁進してきました。平成6年から24年間にわたり県総合文化センターの指定管理者（受託管理期間含む）として、培ってきた専門性やノウハウは私たちのかけがえのない有形無形の財産です。今後もこれらの財産を最大限に活かすとともに、新たな発想と持続的な改善活動を通して、県民の皆様が心の豊かさと安らぎを感じ、知的な刺激が受けられるよう、文化にふれる機会を多く提供します。私たちは、「みえ県民ビジョン」並びに「新しいみえの文化振興方針」をはじめとした県施策などを念頭に置き、県民が文化活動に参加・参画できる環境づくりを進め、県民の誰もが文化芸術を通じて幸福を実感できるよう、下記の総合的な基本方針並びに各施設の方針として文化振興を図ります。</p> <p>【総合的な基本方針】</p> <p>①県民・利用者の満足度を維持向上させる高品質なサービス提供 ②安全・安心を最優先とした施設運営 ③文化振興を担う専門人材と、みえの文化を担う次世代の育成 ④誰もが利用しやすい施設づくりと利用者の公平性の担保 ⑤公益性と収益性を両立した安定的な財政運営 ⑥文化交流ゾーンによるシナジー効果を活かした魅力ある施設づくり</p> <p>【県総合文化センター方針】</p> <p>①文化交流ゾーンの中核施設として、地域の人材育成を主とした様々な事業を展開 ②安全・安心を最優先とした施設運営 ③高品質なサービス提供による総文ブランドの定着</p> <p>【県立図書館・県総合博物館・県立美術館方針】</p> <p>①安全・安心を最優先とした施設維持管理の運営 ②広報連携・事業連携による文化交流ゾーンの魅力向上</p>
管理業務に関する計画	<p>過去の管理経験を最大限に活かし、以下の基本的な考え方に沿って利用者に提供するサービスの品質、安全確保を高水準に保ちながら、最も効率よく維持管理を行うことを目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心を最優先とした施設運営を行い、最適な維持管理業務の管理及び監督を行います。 ・施設を清潔に維持し、徹底した省エネ運用等、全職員でコスト削減に努めます。 ・直営施工能力を最大限発揮するとともに、危険箇所の早期発見、早期解決に努めます。 ・3館（県総合文化センター、県総合博物館、県立美術館）の一体管理による運営を行います。 ・「危機管理マニュアル」の運用徹底と複数の危機管理訓練により対応力の強化を図ります。 ・個人情報の適切な管理、積極的な情報公開に努めます。 ・人権尊重社会の実現等、県の施策に配慮し、独自の方針・運用ルールを定め、様々な取組を実施します。
運営業務に関する計画	<p>(1) 文化交流ゾーンにかかる広報等の事業</p> <p>①「Mニュース」を始めとした既存のツール・ルートを駆使した効果的な情報発信</p> <p>②各館との事業連携による文化交流ゾーンのPR強化・周遊性の向上</p> <p>(2) 文化会館事業</p> <p>「beyond2020から節目の開館30周年へ！更に県民に愛され、誇りとなる劇場を目指して」</p> <p>①県民に愛され誇りとなる劇場づくり ②文化交流ゾーン連携と拠点機能の強化 ③アートの社会的効用の発揮</p> <p>ア. 鑑賞型事業：企画力、広報・営業力、ホスピタリティで、新しい劇場ファンを創出します。</p> <p>イ. 普及型事業：普及型公演から次世代人材養成事業、アウトリーチ事業まで多彩な普及プログラムを展開します。</p> <p>ウ. 参加型事業：三重音楽発信事業で2つの大プロジェクトに取り組みます。</p> <p>エ. 市町文化施設連携、レベルアップ支援：企画連携と人材養成事業で市町劇場を積極的にサポートします。</p> <p>オ. 広報・PR活動の実施：紙媒体からマスメディア、SNSまで、徹底した広報活動と多彩なチケットサービスを展開。</p> <p>(3) 生涯学習センター</p> <p>「私の『学び』から地域の未来が輝きはじめる～人生100年時代の『学び』の提案～」</p> <p>①「学びたい！」から「学び高めあう」～「人生100年時代」に向けた新しい「学び」との出会い～</p> <p>②学びを活かし、つながる場の創出～生涯学習社会の実現に向けて～</p> <p>③「つながり、つなげる」学びのトータルコーディネーターとして～文化交流ゾーンを中心とした学習支援機能を果たす～</p> <p>ア. 生涯学習機会提供事業：いつでも人と学びをつなぎ、継続し続ける環境を提供します。</p> <p>イ. 生涯学習情報提供事業：各世代にマッチした情報提供ツールを活用し、情報をお届けします。</p> <p>ウ. 三重の生涯学習ネットワーク事業：生涯学習によるつながりの輪を広げる「みえ生涯学習ネットワーク」</p> <p>エ. 次世代育成事業：「みえの子どもたちに感動体験を！」を合言葉に学校向け文化体験推進事業を実施します。</p> <p>オ. 視聴覚ライブラリー管理運営事業：県民の皆様にも効果のあるメディアの活用を提案</p> <p>(4) 男女共同参画センター</p> <p>「持続可能な社会へ！性差を超える、違いを活かす。さあ、次の“社会”へ」</p> <p>①フレンドみえは男女共同参画のトップランナーであり続けます ②種まきプロジェクト始動！これからの男女共同参画を担う次世代を育成します ③生きづらさを抱える、一人ひとりに寄り添える事業を展開します。</p> <p>ア. 情報発信事業：情報を必要とする人に情報を届ける、幅広い広報手段で男女共同参画の情報をお届けします。</p> <p>イ. 研修学習事業：男女共同参画に関する高い専門性と蓄積されたノウハウで、いま人々に必要なテーマの講座を提供。</p> <p>ウ. 人材育成事業：これからの男女共同参画のために！県の拠点施設として、男女共同参画を理解し担っていく人材を育成します。</p> <p>エ. 相談事業：性別ではなく“自分らしく”あるために。研鑽を積んだ相談員と専門家が問題解決をサポートします。</p> <p>オ. 調査研究事業：男女共同参画のスペシャリストとして、社会の変化に応じた多様なテーマや課題に向き合います。</p> <p>カ. 参画交流事業：多くの県民が集う、男女共同参画を身近に捉え考える事業を実施します。</p>

(5)-1 センターPR事業
文化を身近に感じてもらい、総文ファンを増やします
①広報誌M ニュースの発行 ②ホームページの管理・運営 ③PRのための自主事業 ④ボランティアの活用

(5)-2 センターの利用増対策
地道に、多角的な活動で相乗効果を生み出します
①PRによる認知度向上 ②来館者サービスの充実による魅力的で利用しやすい環境づくり ③施設貸出サービスの充実による施設利用の活性化 ④活発な自主事業実施と文化交流ゾーン構成施設との連携による参加者の増大 ⑤多様な活動主体との人脈・ネットワークによる波及 ⑥きめ細やかに収集したお客様の声への反映によるリピーター増

(5)-3 施設稼働率向上策
全国屈指の施設稼働率 さらに「信頼される施設」へ
①空きスペースの活用 ②低稼働率施設の利用促進 ③利用手順の改善 ④広報営業の促進

(6) 貸館業務の手続き
「よかった！」のその先へ
①信頼に応える充実の「サービス」「サポート」 ②プロフェッショナルな人材による信頼の「品質」 ③三重の劇場をリードする信頼の「安全」「安心」 ④地域に必要とされる劇場ならではの取組の充実

(7) 利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映
利用者・県民からの声を反映 ①事業運営に県民の声を反映 ②利用者からの各種アンケート回答の収集・改善活動

(8) 利用料金の設定や料金の收受方法・減免等
①公益性と収益性のバランスを考慮した料金設定 ②電子マネー等多様な收受方法 ③非営利団体への減免措置の実施

(9) 施設の利用時間・休館日
①利用時間：9時から21時まで（大・中・小ホール、リハーサル室：9時から22時まで）
②休館日：月曜日、12月29日から1月3日
(10) 飲食サービス・物販サービス等
①5つのレストラン・カフェ・売店を運営し憩いの空間を提供
(11) 来館者サービス向上につながる独自の提案
①広域来館者サービス ②気軽にお茶文化を感じていただくサービス ③小さなお子様がいても安心のサービス ④インターネット環境を配慮したインフラサービス ⑤快適な環境を提供するサービス

成果目標

業務分類	成果目標内容	単位	R2	R3	R4	R5	R6	算定要項 成果目標
センター全体の運営	総合文化センター来館者数 (県立図書館来館者を除く)	人	737,000	739,000	741,000	743,000	745,000	737,000 ～745,000
	総合文化センター来館者満足度 (4段階評価で3以上)	%	90	90	90	90	90	90
貸館業務	総合文化センター貸施設利用率	%	80	80	80	80	80	80
	貸施設利用者満足度 (4段階評価で4)	%	83	83	83	83	83	
文化会館事業	文化会館公演事業入場率	%	80	80	80	80	80	
	文化会館事業参加者満足度 (5段階評価で4以上)	%	95	95	95	95	95	
生涯学習センター事業	生涯学習センター主催事業 参加者数	人	18,100	18,200	18,300	18,400	18,500	
	生涯学習センター事業参加者 満足度(4段階評価で4)	%	77	77	77	77	77	
男女共同参画センター事業	男女共同参画センター主催事業 参加者数	人	12,200	12,400	12,600	12,800	13,000	
	男女共同参画センター事業参加者 満足度(4段階評価で4)	%	81	81	81	81	81	
三重県総合博物館 三重県立美術館 三重県立図書館	美術館貸施設(県民ギャラリー)利用率	%	70	70	70	70	70	70
各施設	総合博物館・県立美術館・県立図書館 との事業連携数	回	5	5	5	5	5	
	各施設の利用者率	%	基準値から5年間で1ポイント以上増					左記同率

収支計画

東日本大震災以降の上昇傾向にある光熱使用料単価や働き方改革への対応、少子高齢化、消費税10%への引き上げ等の社会構造的な支出の上昇要因を加味し、文化振興等の根幹をなす各事業の支出額はキープしつつ、効率的な運営を行っていきます。さらに、貸館施設の新設による増収(予定)、企業協賛金等を含めた自己収入の獲得や各種助成金の獲得に最大限の努力を図ることで、適切な収支のバランスを確保していきます。

組織及び人員

専門性やノウハウを持った人員により組織運営を行っていきます。キャリアアップしていく仕組みによる組織運営を行い、職員のモチベーションの維持向上を図ります。多様な職種構成を図ることと、業務実態にあった変形労働時間制の勤務ローテーションを導入することにより、最適の人員数で弾力的に運用していきます。職員研修では、内部研修、外部研修を効果的に実施するとともに資格等の取得推進も図り、専門の人材を引き続き養成していきます。

経営者：1名、総務部(企画広報・施設・組織の管理部門)：15名、施設利用サービスセンター(施設貸出部門)：19名、文化会館(文化事業部門)：13名、生涯学習センター(生涯学習事業部門)：11名、男女共同参画センター(男女共同参画事業部門)：11名 全70名(常勤：65名、非常勤：4名)※人材派遣職員除く

収支計画書(千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
収入合計	1,469,150	1,497,150	1,499,950	1,503,150	1,506,450	
内訳	指定管理料	1,144,400	1,168,500	1,168,500	1,169,000	1,169,500
	施設利用料金収入	155,000	155,600	156,200	156,800	157,400
	事業収入	79,000	80,500	81,500	82,500	83,500
	その他	90,750	92,550	93,750	94,850	96,050
支出合計	1,469,150	1,497,150	1,499,950	1,503,150	1,506,450	

17 各種審議会等の審議状況について

(令和元年6月3日～令和元年9月17日)

1 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会
2 開催年月日	令和元年8月1日、令和元年9月10日
3 委員	会長 駒田 美弘 副会長 朝尾 高明 矢倉 政則 委員 井川 洋子 他22名
4 諮問事項	(1) 三重県環境基本計画の改定について (2) 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正のあり方について (3) 三重県土砂条例（仮称）のあり方について
5 調査審議結果	(1) 三重県環境基本計画の改定については、「三重県環境基本計画策定部会」で取りまとめられた中間案の審議が行われた。 (2) 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正のあり方については、「産業廃棄物条例部会」で取りまとめられた中間案の審議が行われた。 (3) 三重県土砂条例（仮称）のあり方については、「三重県土砂条例（仮称）あり方検討部会」で取りまとめられた中間案の審議が行われた。
6 備考	次回開催日：令和元年10月10日（予定） 今後の予定：三重県土砂条例（仮称）のあり方について、最終案の審議が行われる予定

2 三重県環境審議会 三重県環境基本計画策定部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 三重県環境基本計画策定部会
2 開催年月日	令和元年6月21日、令和元年7月29日、令和元年8月21日
3 委員	部会長 岩崎 恭典 副部会長 朴 恵淑 委員 千葉 賢 他3名
4 諮問事項	三重県環境基本計画の変更について
5 調査審議結果	「三重県環境基本計画」の改定に関する審議が行われ、中間案がとりまとめられた。
6 備考	次回開催日：令和元年11月頃 今後の予定：パブリックコメント等を実施し、その結果をふまえ、最終案を取りまとめる予定

3 三重県環境審議会 産業廃棄物条例部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 産業廃棄物条例部会
2 開催年月日	令和元年6月28日、令和元年8月7日
3 委員	部会長 北見 宏介 部会長代理 岩崎 恭彦 委員 川本 一子、増沢 陽子
4 諮問事項	三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正のあり方について
5 調査審議結果	三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正のあり方について、審議が行われ、中間案がとりまとめられた。
6 備考	次回開催日：令和元年11月頃 今後の予定：パブリックコメントを実施し、その結果をふまえ、最終案をとりまとめる予定

4 三重県環境審議会 三重県土砂条例（仮称）あり方検討部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 三重県土砂条例（仮称）あり方検討部会
2 開催年月日	令和元年6月26日、令和元年7月24日
3 委員	部会長 酒井 俊典 部会長代理 宮岡 邦任 委員 石川 友裕、上田 和久、黒坂 則子
4 諮問事項	土砂等の埋立て等の行為に係る問題に対応する条例を制定するためのあり方について
5 調査審議結果	三重県土砂条例（仮称）のあり方について、審議が行われ、中間案がとりまとめられた。
6 備考	次回開催日：令和元年9月19日 今後の予定：市町からの意見及びパブリックコメントの実施結果をふまえ、最終案をとりまとめる予定

5 三重県私立学校審議会

1 審議会等の名称	三重県私立学校審議会
2 開催年月日	令和元年8月27日
3 委員	会長 梅村 光久 委員 二井 睦 他10名
4 諮問事項	専修学校の設置認可について 他5件
5 調査審議結果	専修学校の設置認可および専修学校高等課程の廃止認可等について審議され、6件全て「認可することに異議はない」と答申された。
6 備考	次回開催日：未定

6 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	令和元年6月21日
3 委員	会 長 東福寺 一郎 副会長 林 千智 委 員 岡野 裕行 他7名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和元年度事業の進捗状況等について意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和元年9月19日

7 三重県立美術館協議会

1 審議会等の名称	三重県立美術館協議会
2 開催年月日	令和元年7月19日
3 委員	会 長 岡野 友彦 副会長 吉田 悦之 委 員 新 輝美 他9名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和元年度事業の進捗状況等について意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和2年2月頃

8 文化交流ゾーンを構成する県立文化施設指定管理者選定委員会

1 審議会等の名称	文化交流ゾーンを構成する県立文化施設指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和元年7月29日
3 委員	委員長 豊田 長康 委員長代理 片山 眞洋 委 員 上山 千秋 他4名
4 諮問事項	文化交流ゾーンを構成する県立文化施設（三重県立図書館を含む三重県総合文化センター、三重県総合博物館および三重県立美術館）における指定管理者選定に関する審査基準の作成について
5 調査審議結果	令和2年4月からの指定管理者を募集する際に必要な「審査基準」について審議し、決定した。
6 備考	次回開催日：第2回 令和元年10月8日（予定）

9 三重県総合博物館協議会

1 審議会等の名称	三重県総合博物館協議会
2 開催年月日	令和元年7月31日
3 委員	会長 山田 康彦 副会長 大西 かおり 委員 岩崎 奈緒子 他12名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	三重県総合博物館の活動と運営について説明を行い、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和2年2月18日（予定）

10 三重県環境影響評価委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会 小委員会
2 開催年月日	(1) 令和元年6月17日 (2) 令和元年7月5日 (3) 令和元年7月22日 (4) 令和元年8月7日 (5) 令和元年8月22日 (6) 令和元年9月10日
3 委員	(1) 小委員会委員長 太田 清久 他7名 (2)、(5) 小委員会委員長 太田 清久 他9名 (3)、(6) 小委員会委員長 塚田 森生 他9名 (4) 小委員会委員長 太田 清久 他7名
4 諮問事項	(1) パワープラント四日市山田太陽光発電所造成事業に係る簡易的環境影響評価書に対する環境の保全の見地からの意見について (2)、(5) (仮称) 菰野インター周辺地区土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について (3)、(6) 津市波瀬太陽光発電所造成事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について (4) 廃棄物処理センター（最終処分場）増設事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について
5 調査審議結果	三重県環境影響評価条例に基づく環境影響評価図書について、事業者から説明を受け、図書に記載された内容について、現地調査と審議が行われた。 (1) については、審議結果を三重県環境影響評価委員会の審議結果とし、令和元年7月29日に答申された。
6 備考	次回開催日：令和元年9月30日

11 三重県人権施策審議会

1 審議会等の名称	三重県人権施策審議会
2 開催年月日	令和元年9月12日
3 委員	会 長 田中 亜紀子 会長代理 神長 唯 会長代理 松井 睦夫 委 員 川北 秀成 他20名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	2019（令和元）年度版第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン年次報告書（案）、第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン（素案）について審議が行われた。
6 備考	次回開催日：令和2年2月頃 今後の予定：第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン（最終案）について審議予定

12 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	令和元年7月31日（第2部会） 令和元年8月30日（第1部会） 令和元年9月9日（第2部会） 令和元年9月10日（第1部会）
3 委員	会 長 小川 眞里子 副会長 中嶋 豊 委 員 秋吉 しのぶ 他15名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、対象課へのヒアリングを実施した。
6 備考	次回開催日、今後の予定：令和元年10月から令和2年1月に各部会および全体会を開催する予定

13 三重県交通安全対策会議

1 審議会等の名称	三重県交通安全対策会議
2 開催年月日	令和元年6月4日
3 委員	会 長 鈴木 英敬 三重県知事 会長代理 井戸畑 真之 環境生活部長 委 員 村井 紀之 他19名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	「令和元年度三重県交通安全実施計画（案）」の検討を行い、承認された。
6 備考	次回開催日：令和2年6月頃

14 三重県消費生活対策審議会

1 審議会等の名称	三重県消費生活対策審議会
2 開催年月日	令和元年9月3日
3 委員	会 長 西川 幸城 副会長 平島 円 委 員 大藪 千穂 他10名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	平成30年度における主要施策の実施状況および令和元年度事業の概要ならびに三重県消費者施策基本指針の骨子案について説明し、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和2年2月頃 今後の予定：三重県消費者施策基本指針の最終案について審議予定